

国立市公共施設再編計画

【 審議会素案 】

2020(令和2) 年

目 次

はじめに

I. 基本的事項	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画策定の視点	1
1) 新たなまちづくり	1
2) 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画	1
3) 総合管理計画の具体化	1
II. 計画の位置づけ(各計画との関係性)	2
(1) 公共建築物関連計画等の主な内容	2
(2) 計画期間と改訂	2
III. 計画のマネジメント	3
(1) 全庁的な取組み体制	3
(2) 計画の進行管理	4
1) 計画の評価方法	4
2) 公表と計画の見直し	5
IV. 基本的考え方	6
(1) 将来を見据えた検討	6
(2) “ありたい姿、あるべき姿を考える手法” ～ バックキャストイング ～	6
(3) 公共施設等マネジメント基本方針	7
(4) 検討における留意事項	9
V. 公共施設再編の考え方	10
(1) まちづくりの基本	10
1) 誰もが暮らしやすいコンパクトなまち	10
2) 圏域の設定	12
3) 圏域内で提供されることが望ましい基本サービス	14
4) 国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画	16
(2) 国立市のまちづくりのビジョン	17

VI. 施設と圏域の現状と課題	23
(1) 全市施設と地域施設 ～計画対象施設～	23
< コラム > 国立市の取り組み状況	26
(2) 全市施設の再編	29
(3) 地域施設の再編	34
1) 北圏域.....	39
2) 西圏域.....	43
3) 矢川圏域.....	47
4) 東圏域.....	51
5) 富士見台圏域.....	55
6) 谷保圏域.....	61
7) 連結圏域.....	65
(4) 他市施設の相互利用	73
VII. 施設類型ごとのマネジメント	74
(1) 行政系施設	74
1) 市役所庁舎	74
2) 消防施設	75
3) 廃棄物処理施設など	77
(2) 文化・社会教育系施設	79
1) 公民館	79
2) 図書館	80
3) 芸術小ホール.....	82
4) 郷土文化館	83
5) 古民家など	84
(3) スポーツ施設	85
1) 市民総合体育館.....	85
2) 南市民プラザトレーニング室	86
(4) 産業系施設	87
1) 城山さとのいえ	87
(5) 保健福祉系施設	88
1) 保健センター	88
2) 高齢福祉施設	89
3) 障害福祉施設	91
(6) 学校教育系施設	93
1) 学校	93
2) 給食センター	96

3) 教育センター	97
(7) 子育て支援施設	98
1) 保育園	98
2) 児童館	100
3) 学童保育所	102
4) 子ども家庭支援センターなど	104
(8) コミュニティ関連施設	105
1) 地域福祉館	105
2) 地域集会所	107
3) 地域防災センター	110
4) 市民プラザ	112
(9) その他	114
1) 自転車駐車場	114
2) 公衆便所	116
3) その他	118

＜ 注意事項 ＞

1. 本書における建物面積は、2020(令和2)年3月31日時点の数値です。
 2. 特記のない数値は『国立市公共施設等総合管理計画』を基にしています。
 3. VI章(P23～)及び、VII章(P74～)の記述又は表における「建替え」、「大規模改修」、「中規模修繕」、「外壁改修」及び、その他の事業の実施予定年度は『国立市公共施設保全計画』を基に記載しております。
- 現在、同計画は改訂作業中であり、今後、時期の見直により本書記載の予定年度と異なる場合があります。

はじめに

国立市には現在、公共建築物が 122 施設あります。そのうち、建設後 30 年を経過している施設は全体の 9 割を占めており、全国的に見ても建物を長く活用している自治体です。これまで、安全性を高めるための耐震化工事や劣化調査を実施したりしながら、施設の保全に努めてきました。しかし、どれだけ市民の皆様大切に使用していただいても、建物は必ず老朽化していきます。私たちは、公共施設の現状を正確に把握し、将来の国立市、そして将来利用する市民のことも考えながら、公共施設の再編計画の作成に取り組んできました。

公共施設の再編計画は、将来を見据えた「新たなまちづくり」の礎となるものです。市政 50 年の歴史を見ても、少子高齢化による家庭環境の変化、働き方の多様性や活動範囲の広域化、利便性向上による生活スタイルなど生活環境の変化、大きな被害をもたらす自然災害の発生など、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。そしてこれからも、感染症の大流行、遠隔でのコミュニケーションや働き方を可能にする技術の普及、増えていく外国人との共生など、人と人の関係を大きく変える可能性のある環境変化が予想されます。

高齢化や人口減少が緩やかに進行し、新たな環境変化への対応も求められる中で、市の公共施設をどのように再編していけば、「誰もが暮らしやすいまち」を効率的につくっていけるのか。そのような問題意識から、私たちの考察や議論は始まりました。

そして見てきたのが、国立市に点在する小中学校を中心とした徒歩圏（半径 800m の円）で上手に国立市をカバーできれば、中心となる学校やその周辺に基本的なサービスを提供する公共施設を集約化することで、誰もが徒歩で基本サービスにアクセスできるまちを効率的につくっていけるのではないかというアイデアでした。

様々な議論を経て、全市的な公共施設がうまく配置されていれば市全域を完全にカバーできなくても「暮らしやすさ」をある程度確保できるということを市民の皆様にご納得して頂けるのであれば、国立市を 6 つの徒歩圏（「圏域」と呼びます）でカバーし、地域施設（点在型の公共施設）および全市施設（広域型の公共施設）の再編を上手に進めていくことで、「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」をつくっていくことができるという結論に至りました（第Ⅴ節(1)を参照）。

この公共施設の再編の考え方は、「外出をキッカケに、「子ども」から「高齢者」まで、住民が交流し、支え合う共生社会の実現」という現在の「国立市のまちづくりのビジョン」とも整合的なものです（第Ⅴ節(2)を参照）。

私たちは、このような「公共施設の再編の考え方」を基に、2027 年度までの各圏域の地域施設の再編計画に関する議論を積み重ねた上で、6 つの圏域に含まれない地域（「連結圏域」と呼びます）における地域施設の再編計画を、国立市全体の全市施設の再編計画とともに検討しました（第Ⅵ節）。

本答申では、私たちが思い描く公共施設の再編計画の全体像を、できるだけわかりやすく説明することを心がけました。第Ⅰ節では、再編計画策定の目的や視点を簡単に紹介します。第Ⅱ節では、公共施設に関する他の更新計画等との関係を明確にすることで、公共建築物を中心とする本再編計画が持つ意味を明らかにします。

どのような計画も、それが実施されるのでなければ、意味がありません。第Ⅲ節では、本再編計画が着実に実施・評価され、中長期的な目標を実現していくための「公共施設マネジメント」の仕組みを確認し、この仕組みが効果的に機能するためのポイントを整理します。第Ⅳ節では、国立市の公共施設の整備・管理のあり方に関する最も基本的な考え方を紹介し、第Ⅴ節以降で提示する公共施設の再編計画の根底にある考え方を明らかにします。

公共施設は長い寿命を持ちますので、長期的な視野をもって、遠い将来、例えば 50 年後のありたい市の姿を明確にした上で、後ろ向きに問題を解いていくように、施設の整備・管理の長期計画を作るという「バックカスティング」の手法が有効です。国立市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」と呼びます）は、そのような観点から 2017 年 3 月に策定された計画です。本再編計画も、他の公共施設の更新計画と同様、この総合管理計画を、いわば「教科書」として作られています。

総合管理計画で示された3つの「公共施設等マネジメント基本方針」（第Ⅳ節(3) 参照）は、すでに紹介した本再編計画の核となる第Ⅴ節「公共施設再編の考え方」および第Ⅵ節「施設と圏域の現状と課題」で、繰り返し確認されることになる基本方針です。

答申は、第Ⅶ節で、「施設類型ごとの再編計画」を整理・確認することで締めくくられます。第Ⅵ節では「地域ごとの再編計画」を整理しましたが、国立市全体で再編計画を見直し、主な機能ごとに類型化された施設が適切に再編される計画となっているかを確認することも重要です。私たちは、地域ごと、そして機能ごとに、公共施設の再編計画を検討しながら、50 年後の「ありたい姿」を実現するための再編計画となっているかを確認してきました。

市の財源が限られている中で、今後とも暮らしやすいまちを維持していくためには、市民の皆さまに少しご不便をお願いしなければならないことも出てくると思われます。そのようなご不便を少しでも減らせるように、本再編計画に沿って、公共施設の「規模・配置の適正化（基本方針2）」そして「効果的・効率的な管理運営（基本方針3）」に取り組みながら、「市民ニーズをとらえた魅力的な施設整備（基本方針1）」を着実にやっていくことが期待されます（括弧内は総合管理計画の基本方針）。

そして、この再編計画が計画に終わらないように、公共施設マネジメントの仕組みを適切に機能させ、国立市が、これからも安全で、誰もが安心して住める暮らしやすいまちであり続けるための取り組みを、市民と一緒にやっていくことを期待します。

I. 基本的事項

(1) 計画策定の目的

本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した『国立市公共施設等総合管理計画』（以下、『総合管理計画』という。）を、2017（平成 29）年3月に策定し、魅力的なまちづくりにより流入人口を増やし、増えた税収を公共施設等に再投資することで、より一層魅力的なまちにしていくという好循環を目指すこととしています。

本計画は、「公共施設等マネジメント基本方針」及び「数値目標」を実現する目的で策定するものです。そのため、最適配置や更新の考え方を踏まえ、計画的な再編に繋げるための方針や方向性を示すとともに、工事や各種の検討時期等の行動計画を提示しています。

(2) 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点を重視することとします。

1) 新たなまちづくり

公共施設等の更新においては、単独施設ごとの検討ではなく、地域、あるいは全市的な将来ビジョン（＝まちづくりの視点）を持って取り組む必要があります。

公共施設の更新は、施設という側面でまちを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、という考えを踏まえて取り組むことが不可欠となります。「公共施設の再編は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからの在り方を検討していきます。

2) 地域ごとのまちづくりを踏まえた施設類型ごとの整備計画

公共施設の再編には長期的な期間を要すとともに、地域の特性に合わせたビジョンが必要です。計画策定にあたっては、これらを基にした各分野の施策と合わせた視点が重要です。

3) 総合管理計画の具体化

総合管理計画で定めた施設類型毎の方向性をより具体化し、特に直近の第1期（2021（令和3）～2027（令和9）年度）の7年間における事業計画を定めます。

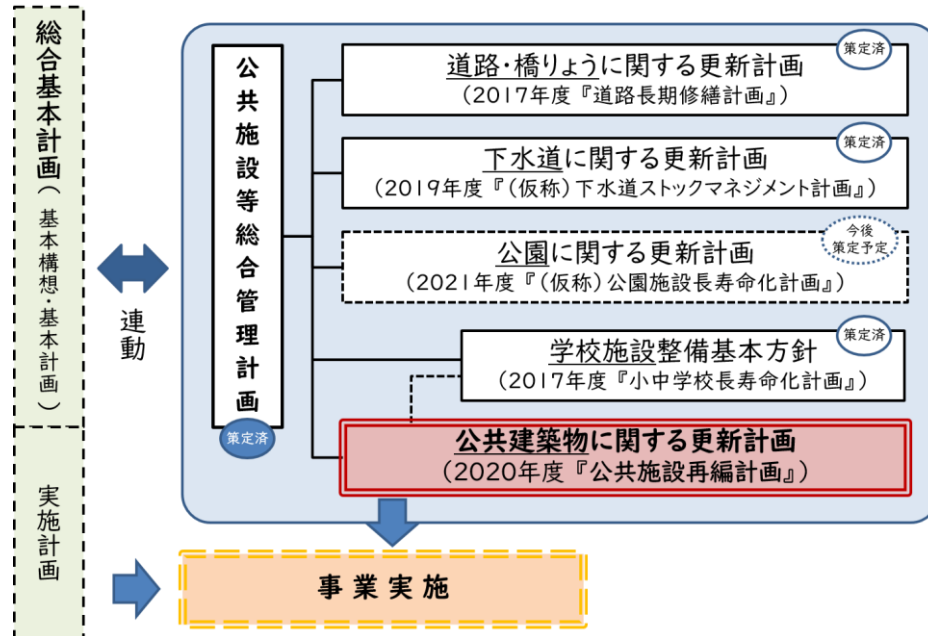
公共施設等マネジメント基本方針に沿い、最終的には3つの目標値の実現を目指すものとします。

- 【総コストの縮減】 <目標1> 延べ床面積を今後50年間で19.3%縮減
- <目標2> 管理運営費を3%縮減（年間 1.17 億円相当）
- 【財源の創出】 <目標3> 年間0.37億円の財源を確保

Ⅱ. 計画の位置づけ(各計画との関係性)

本計画は、『総合管理計画』の「個別施設計画」の一つに位置付けられ、「公共建築物」を対象とします。

図表Ⅰ 計画の構成と位置づけ



(1) 公共建築物関連計画等の主な内容

公共施設白書 (2016(平成28)年3月)	公共施設の運営に関わる基礎データを収録したもの。 2014(平成26)年度のデータを基にした第2版。
公共施設保全計画 (2015(平成27)年5月)	技術的見地から見た公共建築物の老朽化状況と建設に関わる コスト、保全計画年表をまとめたもの。(保全年方針・基準)
公共施設等総合管理計画 (2017(平成29)年3月)	主に人口・財政の面から超長期視点で行政運営に影響を及ぼ す状況を総体的に判断し、マネジメントの方針を示したもの。
公共施設再編計画 (本計画)	総合管理計画に基づき、中期における事業の各事務実施時期や 方針、計画の具体的検討内容を示すもの。

(2) 計画期間と改訂

市の上位計画である『総合基本計画』との整合性・連動性を担保するため、基本構想の計画期間(2016~2027年度)と足並みをそろえ、2021(令和3)年度から2027(令和9)年度の7年間を本計画の計画期間とします。ただし、『総合管理計画』が見直しとなるときや、『実施計画』など他の計画と本計画に調整が必要な場合等にも、随時、見直しを行います。

Ⅲ. 計画のマネジメント

(1) 全庁的な取組み体制

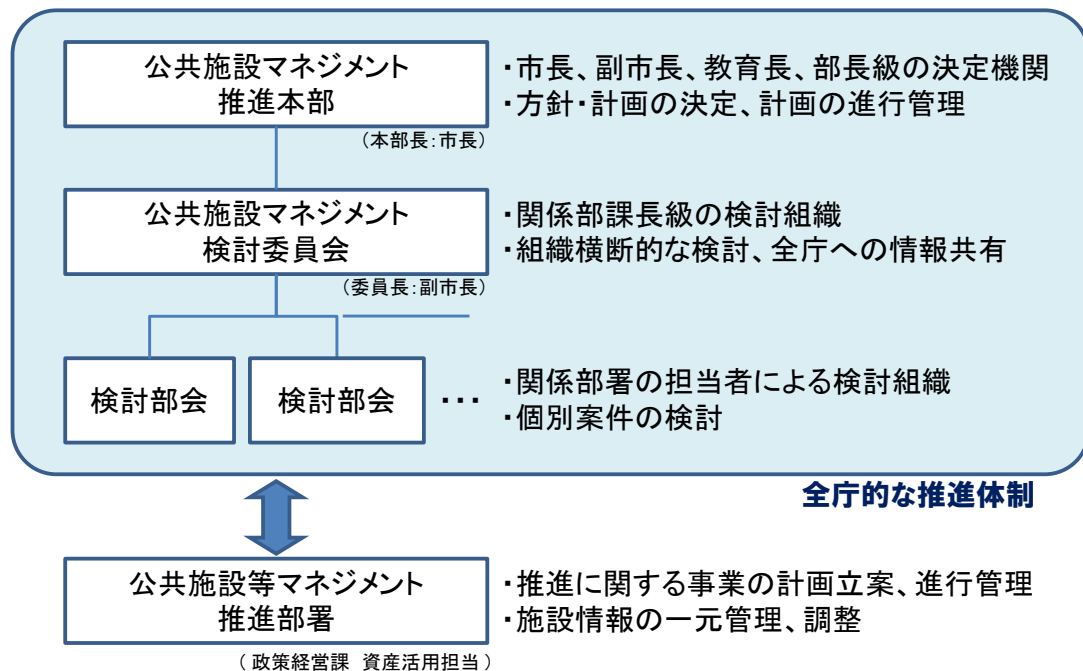
公共施設のマネジメントを推進するためには、公共施設に関する情報を組織横断的に把握し、経営資源として統括的に全庁を挙げて管理していく必要があります。現在は、政策経営課が中心となり建築営繕課を始め、施設所管課と連携して取組みを進めています。

また、各部署間の連携を強化するとともに幅広い視点から検討するため、全庁横断的な推進体制として公共施設マネジメント推進本部、公共施設マネジメント検討委員会、検討部会という3階層の推進体制を整えています。

公共施設マネジメント推進本部は市長を本部長とする最上位の意思決定機関として、方針や計画の決定、計画の進行管理を担います。その下部に位置付けられる公共施設マネジメント検討委員会は関係部署の部・課長級職員で構成され、組織横断的な検討や全庁への情報共有を推進します。また、必要に応じて関係部署の担当者で構成する検討部会を設置し、個別案件の詳細な検討を行います。

なお、本計画に掲げた取組みを全庁挙げて推進していくためには、全ての職員が公共施設マネジメントの必要性を理解することが必要であることから、今後も各年度における方向性に合わせた内容の職員研修を行い、職員の意識向上に努めていくことが重要です。

図表2 庁内マネジメント推進体制図



(2) 計画の進行管理

『総合管理計画』で掲げる数値目標の実現を目指し、本計画では施設別の方向性や工程表と照らし合わせることで、PDCA サイクルを回し計画の進行管理を行っていきます。

1) 計画の評価方法

本計画の進捗状況の評価について、中間期ごとに行うこととします。毎年度の業務は、実績・データを確実に収集しつつ、行動計画の管理と実務における関係課との協議や事業実施への展開などに注力することでマネジメントの遂行を図ることが重要となります。

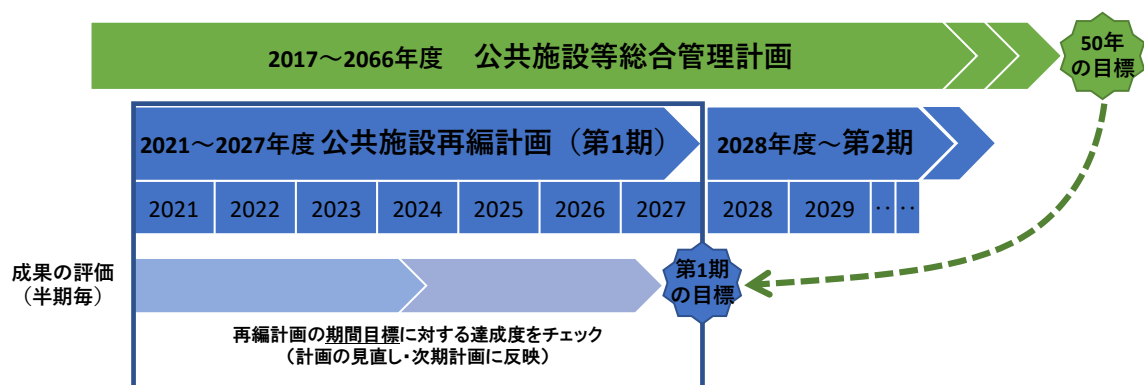
本計画は、2017年度から 2066 年度までの 50 年間を計画期間とする『総合管理計画』のうちで、2021年度から 2027 年度の7年間を対象とした第 1 期の「個別施設計画」として位置付けられています。この再編計画を概ね 10 年ごとに更新していきながら、50 年間の超長期にわたる『総合管理計画』の目標の実現を目指すことになります。

したがって、『総合管理計画』で設定している数値目標に対して、第 1 期の 2021年度から 2027 年度までの7年間でどこまでの達成を目指すのか、その達成度をチェックすることで、中長期的な成果を管理していくことが重要となります。

『総合管理計画』においては、財政的に持続的な公共施設マネジメントを実現するために、公共建築物について、延床面積を 50 年間で 19.3%縮減し、年当たりのコストを 10.31 億円縮減する目標を立てています。

この中長期的な視点での目標の達成度については、本計画の中間時点で中間評価を行い、必要な修正を行った上で、2027年度に最終評価を行い、第 2 期の再編計画策定につなげていくこととします。

図表3 計画の評価のイメージ



2) 公表と計画の見直し

この計画の進行管理は公共施設マネジメント推進本部において行い、適宜、市議会へ報告するとともに、市のホームページ等でも公表します。これらの取組みに加え、審議会等の第三者機関による進行状況の確認についても検討します。

また、社会経済情勢の変化や法制度の変更等により計画の前提条件が大きく変わった場合や、中間期における評価において目標と実績のかい離が著しくなった場合などには、適宜計画の見直しを行うこととします。

Ⅳ. 基本的考え方

(1) 将来を見据えた検討

公共施設の再編は市にとって過去に経験したことのないものです。現在ある公共施設の多くは市政 50 年の中で当時のニーズや社会情勢、それらに基づく政策によって造られてきました。今後はそれらの成り立ちを理解しながらも、これからの国立市を考えた“まちづくり”の一環として造っていく必要があります。

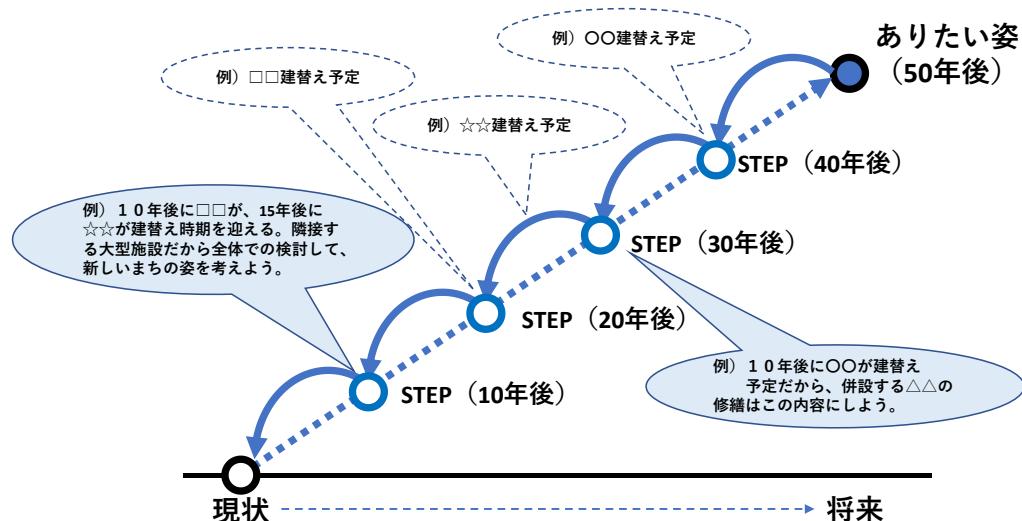
これから整備していく公共施設は将来に渡って使われていくものであり、建物であれば最長 80 年にもなります。現在のニーズや施設機能だけをみて新たな施設を決めていくのではなく、新たな時代のニーズへも適切に対応できる可変性も想定した、将来の完成形（ありたい姿）を考えながら進めていくことが最も望ましいと考えます。

(2) “ありたい姿、あるべき姿を考える手法” ～ バックキャスティング ～

現在の公共施設マネジメントにおける“ありたい姿、あるべき姿”とは適正な配置・規模での再編を検討・推進し、安心安全に持続可能な公共施設の管理運営を行っていくことであり、50 年後の市民にもニーズを捉えた魅力的な施設を提供することです。しかし、50 年後の姿を考えながら進めていくといっても、過去に経験したことのない公共施設の再編は非常に大きく困難な課題と言えます。その様な課題や、新しい取組みを検討する手法として「バックキャスティング」というものがあります。これは、目標達成のために何をしなければならないか、どのような判断をすべきかという視点で時間的逆方向により検討する手法です。

公共施設でいえば、今できる対策（保全や長寿命化）だけを考えるのではなく、市民ニーズに対応した公共施設をどのように整備・維持していけば良いか、そのために今何をすべきか、何ができるかという考え方で検討することであり、本計画ではそのような視点で検討を行っています。

図表4 バックキャスティングの考え方



(3) 公共施設等マネジメント基本方針

公共施設の更新問題という課題を踏まえつつ、まちの将来像として掲げた「文教都市 くにたち」を実現するため、総合管理計画では、下記の 3 つの基本方針が設定され、今後の公共施設等マネジメントの取組みは、この基本方針に基づいて行っていくこととされました。

【基本方針 1】 市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

老朽化した公共施設等の維持・更新には多額の費用が必要となりますが、今後、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展により財政状況が一層厳しくなることが見込まれています。今後は、様々な取組みにより財源を確保し、限られた予算の中で優先順位を付けて、市民ニーズを捉えた行政サービスを提供していかなくてはなりません。そのためには、目指すまちの将来像「文教都市 くにたち」を実現するにあたり必要な行政サービスを提供するため、今後も継続的に使用していくと判断される施設については、計画的な保全・更新を行い、安心・安全な状態で保ち続けることが必要となります。また、新しく施設を整備する場合には、安定した財政運営との両立を図りながら、まちの魅力を高める施設とすることにより、国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくことを目指します。

【基本方針 2】 規模・配置の適正化

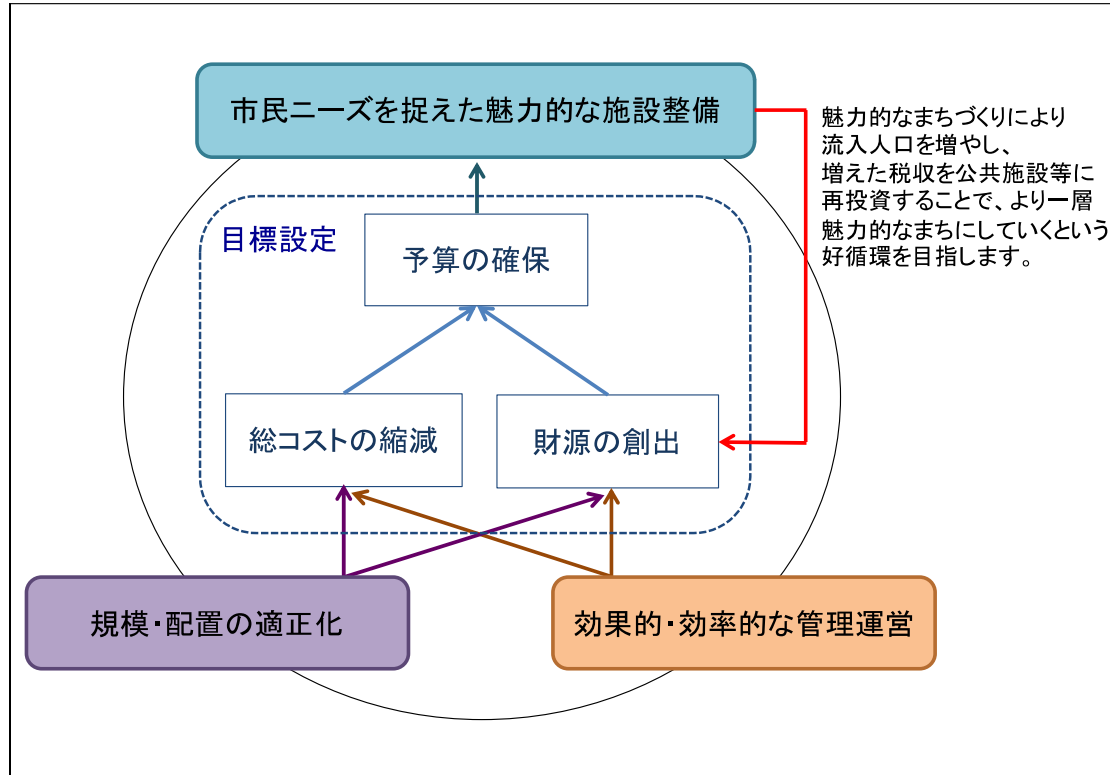
公共建築物については、複合化や多機能化といった手法を用いることにより規模・配置の適正化を図り、総量は削減しつつも機能は維持・向上させることを目指します。また、インフラ施設は市民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であるため、厳しい財政状況下にあっても縮減や廃止が難しいという性質があります。しかし、社会情勢の変化により必要性が薄れたものについては、施設の廃止や計画の見直しを行うなど、人口減少社会の到来を踏まえ、規模・配置の適正化を図ります。

【基本方針 3】 効果的・効率的な管理運営

限られた予算の中で、市民ニーズを捉えた行政サービスを提供していくためには、効果的・効率的な維持管理や運営を行うことで総コストを縮減すると同時に、受益者負担の適正化などの取組みにより新たな財源を創出することが求められています。今後は、先進的な取組事例を調査・研究して取り入れるほか、民間事業者のノウハウや資金を積極的に活用することで、市民サービスの向上と経費の削減を図っていきます。

次頁の図表5は、基本方針で掲げた 3 項目の関係性を示したものです。「規模・配置の適正化」や「効果的・効率的な管理運営」の取組みを進めることにより、「総コストの削減」、「財源の創出」を目指します。そして、市全体のまちづくりの視点も持ちながら「確保した予算」を必要な公共施設等の維持・更新や管理運営のために投資することによって、「市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備」を行い、安全なインフラや魅力的な公共建築物を将来世代へ残していきます。

図表5 3項目（基本方針）の関係性



■市民ニーズとは

行政サービスに対して市民のみならず求められる役割には様々なものがあります。そのうち、人が生きていくための必需的なものを「ニーズ (needs)」、そのニーズを超えた選択的なものを「ウォンツ (wants)」とする考え方があります。そうした場合、家庭やコミュニティでまかないきれない「ニーズ」は公共部門が担い、「ウォンツ」は民間部門が担うという役割分担を基本とします。しかし、その境界は必ずしも明確ではなく、実際にはその中間に位置付けられるものもあります。

本計画における「市民ニーズ」とは、人が生きていくために必要で、かつ公共部門が担うべき「ニーズ」を基本としつつ、中間に位置付けられるものの一部も含むものと捉えています。この「市民ニーズ」について考えることは、行政サービスと税負担の在り方の再検討につながるものと考えます。

(『総合管理計画』Ⅲ章.2 公共施設等マネジメント基本方針より抜粋)

(4) 検討における留意事項

ありたい姿は目指すべき理想の姿です。一方で必要以上のものを求めてしまうことがあります。

総管理計画の3つの目標値の実現や、以下の留意事項を始め、地域特性なども踏まえて“ありたい姿”を考えることが重要です。

①人口減少

国立市の人口は微増していますが、年齢別人口で見ると若い世代では減少している状況です。

公共施設の中でも特に建築物は、規模が大きく容易に規模の縮小や機能転換（コンバージョン）ができないうえに、企画・設計から解体までの生涯費用（ライフサイクルコスト）は数十億円、規模が大きくなれば100億円を超える場合も想像できます。

『学校施設整備基本方針』では児童・生徒数の推計値を踏まえ、将来的に小学校・中学校共に校数を減らすことの必要性を伝えています。人口減少が単に利用者の減少だけでなく、将来世代に掛かる建設費用の負担増加にもなることを行政と市民が共通認識として理解しなければなりません。存続や建替えありきの議論から始めるのではなく、人口推計などを十分に考慮し、検討していくことが今後の計画において重要です。

この場合の留意点として、施設の減少等はあるとしても、そのサービスの水準は落とさないように努めることが必要となります。

②財政課題

人口減少と比例して考えることが税収の減少です。

現在ある公共建築物を維持・運営するために年間約51.9億円もの費用が掛かっています。現在の人口で考えても全ての施設を同規模で建替え、維持・運営していくことは非常に困難であり、人口減少が予測される将来は一層厳しい状況です。

長期的な整備計画を見ながら多角的に事業手法の検討・選定を行うとともに、低・未利用地については貸付や売却などを積極的に検討していく必要があります。

③建物寿命

現代の施工技術、部材等の品質で建てられる建築物は非常に高品質であり、建築後の維持・管理を適切に行えば鉄筋コンクリート造（RC造）で80年～100年の耐用年数があります。これから造られる建物が将来世代も使うこと、時代が変われば建物に要求されるものも変わることを念頭に、維持保全と用途変更などがし易い施設となる様、計画の段階から意識した検討が求められます。

V. 公共施設再編の考え方

(1) まちづくりの基本

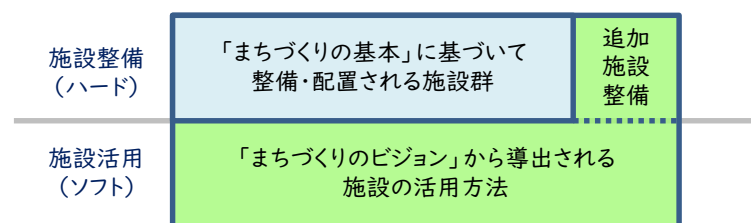
具体的な公共施設の再編を行う上では、単に個別の施設ごとに検討するのではなく、地域全体あるいは市全体のまちづくりをどうしていくか、というビジョンを持って取り組む必要があります。その一方で、公共施設の寿命（ライフサイクル）は数十年に及ぶことから、公共施設の再編には長期的な視点が不可欠で、今後の住民の変化や社会の変化に柔軟に対応できるように、公共施設を合理的に設計・配置することも重要です。

家づくりでは、施主さんの希望を大切にすることは重要ですが、家を長く使ってもらうためには、住む人が変わっても不自由なく暮らせるような合理的な構造（合理性）を家が有していることも重要でしょう。まちづくりでも同じことが言えると考えます。

本章では、まず、「限られた財源の中で、どのような人が住んでも暮らしやすいと感じられるような合理的なまちづくり」を行うことを「まちづくりの基本」と呼び、そのあり方について整理します。そして、その基本構造を踏まえて、現在の国立市が掲げる「まちづくりのビジョン」を実現するために必要な公共施設の再編のあり方について整理します。

図表6が示すように、「まちづくりのビジョン」は、一般に「まちづくりの基本」に基づいて整備・配置される施設群をうまく活用して実現していくものと説明できますが、ビジョンを実現するために追加的な施設整備が必要な場合もあるでしょう。なお、「まちづくりの基本」の背後にも「まちづくりの基本的なビジョン」があると考えられます。

図表6 まちづくりの基本とまちづくりのビジョン



1) 誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

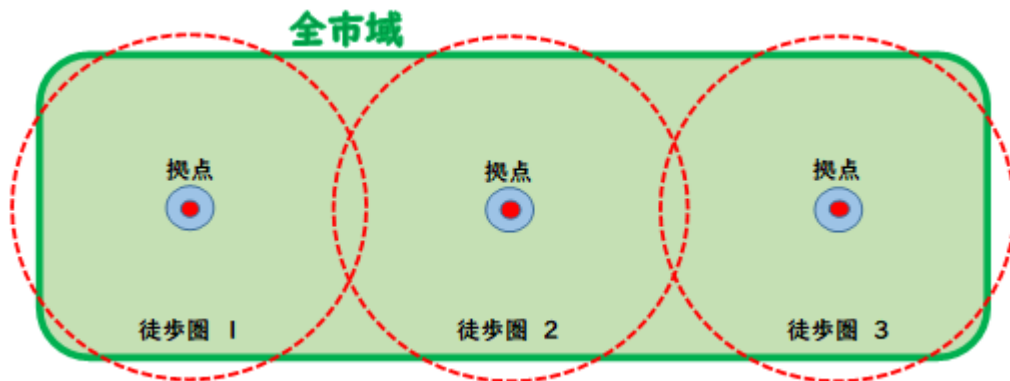
まちづくりにおける合理性として重視するのは、多様な住民が生活しやすいと感じる「暮らしやすさ」、そして限られた資源を有効に活用する「効率性」です。この2つの特性をバランスよく満たすと考えられるのが、「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」です。

効率性の観点からは、多くの人が日常生活で日々利用するサービス（以下「基本サービス」と言う）が提供される場所が「まちの中心」に集約化されると、規模の経済性（利用者数が大きくなるほど利用者一人当たり費用が低下するという特性）が働くため、効率的になることが知られています。コンパクト化と呼ばれる効率化の手法ですが、「まちの中心」から離れている

人にとっては、暮らしにくくなるという問題が起こります。特に、小さい子どもや高齢者にとっては、基本サービス（場や機会なども含む）を利用するための時間的・金銭的負担が大きくなります。つまり、基本サービスの提供拠点を一箇所に集約した「コンパクトなまち」は「誰もが暮らしやすいまち」とは言えなくなってしまいます。例えば、図表 7 の緑色のエリアで示された市域で、住民が均一に住んでいるとすれば、基本サービスの提供拠点が徒歩圏2の中心（拠点）だけであれば「コンパクトなまち」と言えそうですが、そこから離れて住んでいる人たちにとっては「暮らしやすいまち」とは言えないでしょう。

このように「暮らしやすさ」と「効率性」は両立させることが難しいため、そのバランスが重要になりますが、財政が厳しくなる状況で効率性への要請は強まっています。その際、有効と考えられるのは、ほとんどの住民が徒歩圏内で基本サービスを利用できるという「暮らしやすさ」を確保することを前提（制約）として効率的にまちづくりを行うという考え方です。

図表7 誰もが暮らしやすいコンパクトなまちの概念図



基本サービスの提供拠点が例えば 800m 以内にあれば、ほとんどの子どもや高齢者が歩いていけると考えられます（日常の行動範囲として歩行で移動できる範囲の目安として、800mを想定するのは、国土交通省の『都市構造評価ハンドブック』*1でも一般的な徒歩圏とされているからです）。そこで、半径 800m の円を徒歩圏と考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市をカバーし、各徒歩圏の中心に基本サービスの提供拠点を置くと「誰にとっても暮らしやすいコンパクトなまち」ができるのではないかと考えました。図表 7 では、3つの徒歩圏で市域のほとんどの地域をカバーできますので、基本サービスの提供拠点までの距離は市域のどこに住んでいても概ね徒歩で行けることがわかります。

しかしよく見ると、800m 徒歩圏でカバーされていない地域があります。また、川、線路、幹線道路、坂道などがあれば、800m 圏内であっても徒歩で行くことが難しい場合もあります。市をカバーする徒歩圏の数を図表7のように3つではなく、4つ、5つと増やして行けば、全ての地域

*1 『都市構造評価ハンドブック』（2014（平成 26）年 8 月 国土交通省都市局）
一般的な徒歩圏を 800mとしているが、ターゲットによって異なる。例）高齢者の一般的な徒歩圏は 500mとしている。

から完全に徒歩で行くことができるようになるかもしれません。しかし、基本サービスの提供拠点も増えるため、効率性（コンパクトさ）が失われてしまいます。

図表 7 のケースでは、800m 徒歩圏からはみ出る地域があり、その地域に住む人には少し不便をかけてしまうため、何らかの補完する考えを持つ必要がありますが、図表 7 のように3つの徒歩圏で市をカバーして、それぞれの中心地で基本サービスが提供されるようにするまちづくりを行うことには、合理性があると思われます。「基本サービスの提供拠点」を中心とする徒歩圏を以下では「圏域」と呼び、そのような圏域をどのように設定したらよいかについて次に考えてみたいと思います。

2) 圏域の設定

暮らしやすさと効率性は両立させることが難しいため、図表 7 の例が示唆するように、圏域の設定は難しい作業です。さらに、市にはすでに様々な施設が存在しており、白紙に絵を描くように圏域を設定することはできません。むしろ、まちの現状を考えると「基本サービスの提供拠点」には制限があり、それを中心とする徒歩圏（半径 800m の円）を考え、できるだけ少ない数の徒歩圏で市全体をカバーすることを目指す必要があると考えます。

このような観点から次に考えなければならないのは、「基本サービスの提供拠点」としてどこを想定するかですが、特に公共施設の再編という観点から、圏域の中心となる「基本サービスの提供拠点」を考えた時、最も自然な現在の公共施設は小中学校でした。

- ① 学校は、子どもたちが歩いて通うことを想定し、市をカバーするように点在している。
- ② 敷地が比較的広く、他の公共施設を併設するだけのキャパシティがある。
- ③ 災害時の避難場所となる公共施設である。

学校が①の特徴を持つことは、学校が圏域の中心となるにふさわしい公共施設であることを強く示唆しています。②の特徴は、国立市の『総管理計画』の中で示された公共施設の集約化・複合化という基本的な考え方と整合的です。そして③の特徴は、公共施設の学校への集約化・複合化を進めることで、災害時にも多様な住民の受け入れを行いやすくなることを示唆しています。

歴史的にも、学校は多くの住民にとって愛着のある地域の中心的な場所でした。今なお、地域のお祭りが行われる学校も少なくありません。地域住民が子どもたちの教育や放課後の活動を支援する学校や、コミュニティ・スクール^{*2}として地域住民が積極的に運営に参加する学校も日本全国で数多く生まれています。また、学習指導要領や社会教育法の改訂などによって、今後ますます地域とともにあることが求められ、多くの学校は改築に際しては学校教育以外の

*2 コミュニティ・スクール：地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校

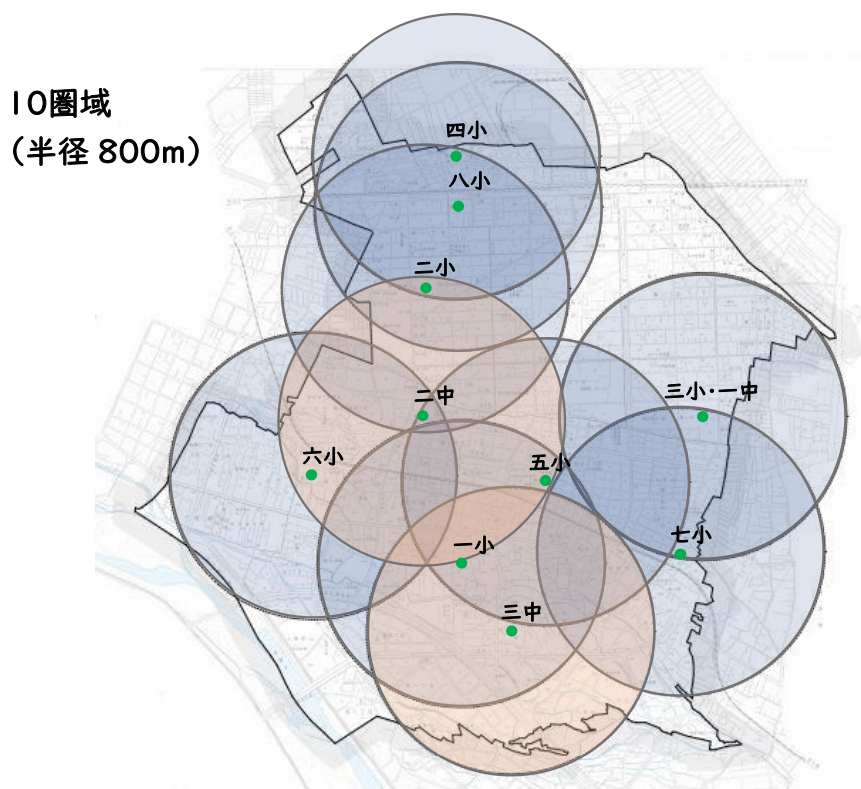
2017 年 4 月から教育委員会に導入の努力義務化がされ、2018(平成 30)年 4 月現在、全国で 5432 校が指定されている。(文部科学省発表)

様々な機能を付加する必要性が高まっています。そして、良い学校がある地域には、子育て世代が移り住んできたり、住み続けたりすることもよく知られています。

学校を圏域の中心となる公共施設と位置づけ、教育環境を守りつつ、公共施設の集約化や複合化を行い、地域住民が集う魅力的な場所にすれば、国立市の学校の魅力も高まり、住んでみたいまち・住み続けたいまちになることが期待できます。このような考察を踏まえると、圏域の中心を学校施設とすることが合理的・効果的と考えられます。（ただし、矢川プラスなど、地域にとって学校以外でもランドマークとなり、様々な人々が集う施設が圏域内に存在する場合は、圏域の中心を学校とする一方で、基本サービスの中心的な提供拠点を、当該施設にすることも検討すべきでしょう。）

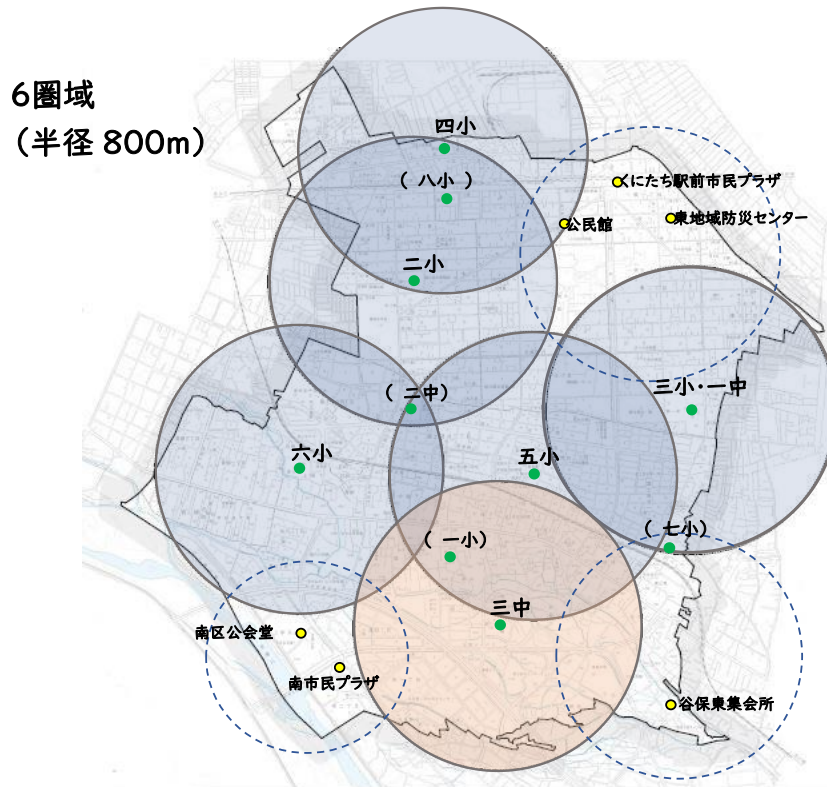
国立市には市立の小・中学校が 11 校設置されています。各校を中心に半径 800m の円を描くと図表8のとおり、多くのエリアが重複するとともにカバーできない地域も残ることがわかります（第三小学校と第一中学校は同一住所地のため圏域設定上は1校として扱います）。

図表8 圏域が 10 個のケース



そこで、少ない経費で効率的にまちづくりをするという観点から、できるだけ少ない数の学校を中心とする圏域で市の大部分をカバーするという目標の下で検討を行なった結果、図表9のように、第二小学校・第三小学校・第四小学校・第五小学校・第六小学校・第三中学校という6校を基本的な圏域とする方向で検討すべきと考えます。

図表9 圏域が6個のケース



図表9が示すように、上記の6つの圏域を設定した場合、それらでカバーできない地域が生じますが、そのような地域でも学校以外で中心的な公共施設となりえる施設が存在していることがわかります。それらを整備・活用することで、学校を中心とする6つの圏域と同等の住みやすさを感じてもらえるのではないかと考えました。なお、このような圏域の設定は「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」にするという観点から合理的と考えられたものであり、(子ども数や地域社会の変化に基づいて議論されるべき) 学校や自治会組織の再編などとは基本的に別の話であることに注意が必要です。

3) 圏域内で提供されることが望ましい基本サービス

合理的なまちづくりという観点から、最後に明確にしておく必要があるのは、圏域で提供されることが期待される「基本サービス」のリストです。公共施設の再編計画を作る際に考慮すべき「基本サービス」の中心となるのは、自治体が提供・関与しているサービスですが、純粋に民間企業等が提供しているサービスであっても、日々の生活の上で必要性が高いと思われるものについては、「基本サービス」の一つとして考慮すべきでしょう。

基本サービスを、圏域内ですべて提供しなければならないとするのであれば、そのリストは短くする必要がありそうです。しかし、圏域を設定することの目的は、暮らしやすいと感じられるまちづくりです。したがって、「基本サービス」は比較的幅広く定義し、それらは圏域内で提供される

ことが望ましいという「努力目標」とすることで、暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みが継続的に行われることが期待されます。

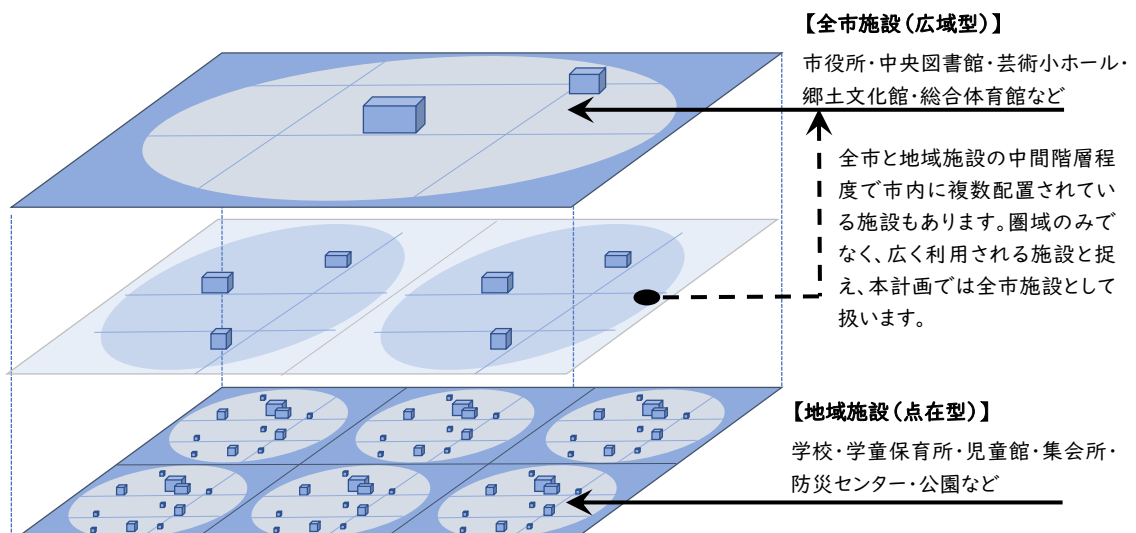
さらに、「基本サービス」のリストは、まちづくりのビジョンと大きく関わります。基本的なリストはそれほど大きく変わらないと思いますが、今後、例えば外国籍の住民が増えた場合、そのような住民にとっての基本サービス（例えば母国語での相談サービスなど）を圏域で提供することが、まちづくりのビジョンとして掲げられるかもしれません。外国籍の住民がそこまで多くないならば、外国籍の住民が必要とする基本サービスは、市の1～2箇所で提供するということが、効率性の観点からは合理的と考えられるでしょう。

各圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストは、国立市が今後直面する状況に応じて、そして国立市のまちづくりのビジョンに応じて、変化することになるでしょう。ライフサイクルが長い公共施設の再編計画においては、今後のまちの変化やビジョンの変化にも対応できるような柔軟性が存在することが重要です。国立市を圏域に分けて、それぞれの圏域で基本サービスを提供するという考え方は、そのような柔軟性と効率性を併せもつ合理的なまちづくりの考え方でもあります。

次節では、本節で展開した合理的なまちづくりの考え方が、現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的であることを確認した上で、現在の国立市のまちづくりのビジョンを実現するために、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストと、それらを提供するための施設について具体的に考えてみたいと思います。

なお、これまでの考察は、各圏域での提供が望ましい基本サービスのための公共施設と、市全体で配置を考えることが望ましい公共施設が存在することを示唆しています。再編計画においても、図表10のように、圏域ごとの公共施設の再編計画を基本階層（レイヤー）としつつ、市全体で配置を考えることが望ましい公共施設の再編計画をその上位の階層として、国立市の公共施設の再編計画を作成することが有用と考えられます。

図表10 再編計画における階層イメージ



4) 国立市のまちづくりのビジョンと公共施設の再編計画

学校を中心とする6つの圏域を設定することが、合理性の観点から望ましいと考えられるとしても、それが現在の国立市のまちづくりのビジョンと整合的でなければ良い再編計画とは言えないでしょう。ここでは、現時点での国立市のまちづくりのビジョンを明確にし、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストとそれらを提供できる施設について整理し、公共施設の再編計画を作成するための基礎としたいと思います。

これからの公共施設のあり方で重要となる考え方の一つは、公共サービスとそれを提供する施設を切り離して考えることで、公共サービスを少ない費用で効率的に供給することが可能になるということです。たとえば、これまで市庁舎で発行していた住民票なども、現在はコンビニで発行してもらうことが可能です。学校という公共施設は、これまでは基本的に教育サービスのみを提供する場所でしたが、災害時の避難所の機能のみならず、子どもの居場所、地域住民の集会場所、住民の文化活動や健康増進活動のための場所などを提供する施設として活用することも考えられます。

新しい情報技術（IT）なども活用しながら、公共施設の集約化や複合化などを通じて、限られた財源の中で、質の高い公共サービスを効率的に提供することを目指すことが重要です。

(2) 国立市のまちづくりのビジョン

今後、国立市でも、少子・超高齢化が一層進展することが予想され、「子ども」から「高齢者」まで、全ての市民がふれあい、支えあう共生社会を実現していくというのが、国立市の基本的なビジョンとなっています。すべての市民が、安心して生活ができ、本市に居住することで充足感を得るために、子どもから高齢者までの地域包括ケアの実現が重要と考えられています。そのためには地域に住む住民同士が触れ合い、支えあうことが必要であり、多くの人が外出し、交流することが自然に成り立つ街づくりの施策が望ましいと考えられます。

その実現のために、施設整備の観点からは、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが身近な範囲で行われるような環境整備を行うこと、つまり「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」が理想的です。そこで、市民がどこに住んでいても歩いていける範囲に基本サービスが充足されていることが望ましいと考えられます。

さらに、今後も継続してまちの魅力を保つことが、市の基本計画を反映した再編計画を作成する上でも重要です。そのためには、子どもたちが健康に楽しく過ごせるまち、市を支える現役世代が充実感を感じながら心地よく暮らせるまち、子育てを望む市民が子育てしやすいと感じるまち、そして高齢者が地域で健康を維持しながら最後まで生きがいを感じられるまち、といった視点が重要です。いわば「生まれる前から亡くなるまで」の地域包括ケアが提供されることが重要というのが、現在の国立市のビジョンとなっています。

実は、市内の学校を中心とする6つの圏域を設定し、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりという、合理性の観点から導き出された基本コンセプトは、上述のような国立市のまちづくりのビジョンを実現しやすいコンセプトにもなっています。重要なのは、国立市のビジョンを実現するために、各圏域でどのような「基本サービス」が提供されたらよいかです。現在の国立市のまちづくりのビジョンは、今後とも大きく変わることはないと考えられますが、国立市に住む人たちが変わっていくと少しずつ変化していくところもあるでしょう。

長い寿命を持つ公共施設は、まちづくりのビジョンを実現するための物理的要素として、国立市に住む人の変化にも対応しやすい設計・配置とすべきです。「基本サービスが提供される最小数の圏域(学校を中心とする徒歩圏)で市をカバーする」という「まちづくりの基本」の考え方は、圏域で提供されることが望ましい「基本サービス」のリストを「まちづくりのビジョン」に基づいて適宜見直し、施設の若干のリフォーム等を行うことで、国立市に住む人たちの変化にも柔軟に対応できる構造を持っていると考えられます。

○ ソーシャルインクルージョンの視点を持った圏域の実現

国立市ではすべての条例・計画の根幹としてソーシャルインクルージョンの理念*3に基づく基本条例*4を制定しています。圏域は、その視点を持った「お互いが見守り、支え合える地域」の実現を目指す1つの手段であると考え、ID ユニット(Inclusive Diverse Unit: IDU)と呼びます。また、ID にはアイデンティティ(自己認識・主体性・個性:Identity)の意味も込めています。

圏域の考え方や設定手順などについてはこれまで述べてきましたが、発想の原点は「(特に都市部における)住民相互の無関心や匿名性などの現実的課題を地域コミュニティの育成・醸成により克服する、現実的な生活の尺度による都市空間(都市構造)の形成」を目指した近隣住区論*5によるものです。

物理的要素の側面と共に、住民同士、住民と行政、あるいはその地域で活動する事業者や組織等の民間が対話しながら作り上げていくことが、地域特性(これが地域のアイデンティティとも言えます)を持った圏域であり、持続可能なまちづくりになると考えられます。

圏域の提案が、本計画を画一的な物理計画ではなく、地域における意思疎通のための一つの指針として活用されることを願い、期待しています。

図表11 ID ユニットのイメージ

“ IDU <インクルーシブ・ダイバース・ユニット> ”

■圏域の目標

◇ 外出をキッカケに「子ども」から「高齢者」まで、住民が交流し、支えあう共生社会の実現



目標実現の手法

- ① 地域での暮らしやすさの実現
- ② コミュニティのさらなる醸成

実際に各圏域の方向性は、地域特性を踏まえた検討が必要となりますが、ID ユニットとしての主な視点(PI9参照)を設定し、実現させていきたいと考えています。そのために、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が期待されます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を目指して基本機能を設定し、整備していきたいと考えています。

*3 “すべての人を社会的な孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合い共に生きる”という理念

*4 『国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例』(2019(平成31)年4月1日施行)

5 倉田和四生訳[1975]『近隣住区論~新しいコミュニティ計画のために~』(鹿島出版会)(*Perry,C.A.[1929] THE NEIGHBORHOOD UNIT In REGIONAL SURVEY OF NEW YORK AND ITS ENVIRONS)

また、人が暮らししていく中でいい街にしようと考えた際、コミュニティは重要だと考えます。人と人が、様々な世代・様々な思考を超えてつながることが重要で、そのためのきっかけを作ることが公共施設の再編においても求められると考えられます。

①地域での暮らしやすさの実現

まず、ID ユニット内で日用品・生活品の購入、子育て・学童保育、かかりつけ医、災害時の避難・救援物資の援助などが実現でき、外出を誘引する環境整備が求められます。そのための施設として学校施設、子育て・子育て施設、集会所や公園などの公共施設や商店、診療所などの民間施設も必要となります。今後はこれまで以上に民間事業者と連携を図ることが重要になってくるとともに、必要に応じて、前述したような類の民間施設の誘導という考え方も勘案すべきことになります。

これらのサービスや施設は、「誰もが暮らしやすいまち」を実現するために徒歩圏内で提供されることが期待される「基本サービス」と考えられます。

以下で示す主な視点は、第5期基本構想で示すまちづくりの目標を実現するため公共施設再編の観点から考える暮らしやすさ実現のための基本サービスです。

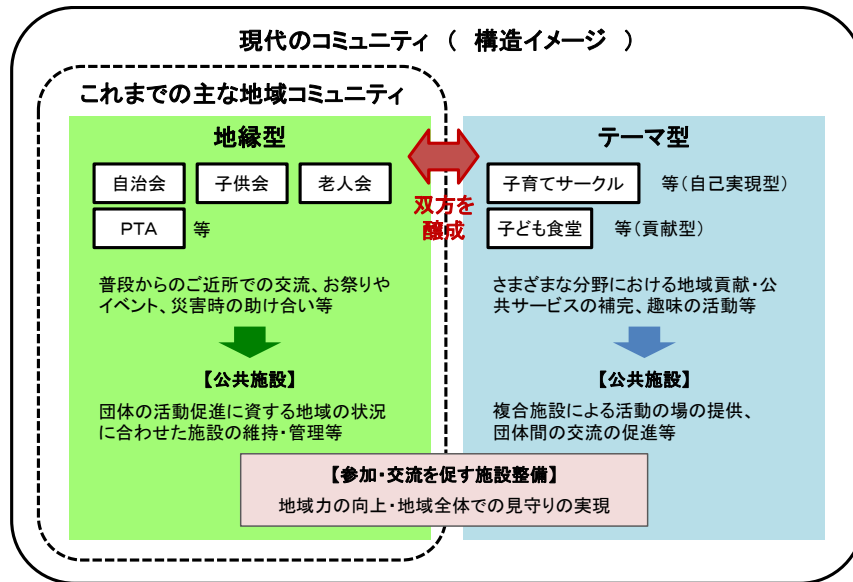
この基本サービスは国立市（市行政）単独では実現できません。各視点において、その目的を共にする民間組織との連携を図ることも実現に向けた重要な要素となります。

主な視点	必要な機能・望ましい方向性
子 育 て 子 育 ち	国立市の未来をつくる子どもたちは、本市の「宝」であり、大人たちの「夢」であり、社会の「希望」です。第三次国立市子ども総合計画においては、「外出が楽しくなる安心・安全なまちづくり」「地域の力を活用した子育て・子育て支援」などを目指しています。 ○子育て（子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援） 「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めることを目標としています。ここにゆとりをもった子育てができるようにするためには地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりが重要です。その為にも、できるだけ子どもと触れ合う時間をつくり、同世代、異世代の子ども同士が交流し、親同士も情報交換などができるような機会や気軽に行ける遊び場の設置を目指します。 ○子育て （すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを表現することを受けとめ、健やかな成長を支援） 「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めることを掲げています。 自分が家庭や友人や地域、社会から必要とされ、愛され、大切にされていることを実感できて、誰にでも「自分らしく」輝ける場所があることが重要です。 子どもたちが主体的に学び成長できる安心・安全な場所づくりを目指します。
健 康	市では健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小などの課題に対応するため、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実を目指しています。 健康行動は環境や他人に影響されやすく、地域性があることが分かってきており、お互いに助け合い、信頼感を持って暮らしている地域は健康度が高いという傾向があります。 更には、地域のつながりの強化、「良いコミュニティ」づくりは、健康づくりに貢献すると考えられており、また、健康でかつ医療費の少ない地域の背景には「良いコミュニティ」があることが指摘されています。 その為にも、健康づくりに臨み、健康づくりに取り組みやすい環境をつくっていく必要があります。
医 療	国立市地域医療計画において、医療体制を整備するだけでなく、地域コミュニティによる支えや、さまざまな生活課題を解決するための社会的処方にも必要であるとしています。 「日常療養、救急、入院・退院、看取り」の4つの視点から3つの基本理念を掲げ、10年後、20年後の地域を見据え、市民が生まれてから人生の最終段階まで、たとえ医療・介護が必要になっても、安心して暮らし続けることが可能なまちづくりの実現をめざします。
福 祉	国立市地域包括ケア計画において、地域包括ケアシステム構築のための重点的取り組みの施策として、高齢者の日常生活支援の体制整備があげられています。具体的には、高齢者が歩いていける場所に、地域住

	民が交流できる場や何でも相談できる機能の整備を目標とします。現在、市内全体を8地区に分け、その各エリアに交流の場と相談機能を設けていくことを検討しています。 また、「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち」を目標に、しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画において成果目標と評価を行っています。自立支援協議会や相談支援事業所連絡会など様々な組織体などと連携・協働を行いながら、よりネットワークを広げ、しょうがいのある人も地域で暮らしていける市の実現に向けて取り組んでいきます。
文 化 ・ 芸 術	国立市文化芸術推進基本計画では4つの基本理念と8つの基本方針を示しています。 地域等と相互に連携及び協働を図ることを方針の1つとしており、市民が文化・芸術を身近に感じられるような機会を提供できる環境整備に取り組んでいきます。 具体的施策の1つとして、は、芸小ホールや郷土文化館に限らず、小学校の改築や既存施設の改修時に併せてアート作品の設置、施設の歴史を知ってもらう取組みを実施し、文化・芸術を通して施設に親しんでもらうきっかけづくりの提供を掲げています。
地 域	より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化し、多様な主体の協働による取組や地域資源（人材・物資・資金・情報）を効果的に活用したコミュニティ活動を展開し、地域の課題解決を図っていくことを目指します。
防 災	国立市防災計画において、市民の役割として地域の防災対策を推進するために普段から自主防災組織の結成に努めるとともに、自発的に防災対策活動を実践するよう努めることを求めています。また、地区居住者等が中心となり、住民参加による検討を踏まえて、自分たちの使いやすい計画を作成することも期待しています。
日 常 生 活	商店、スーパー、コンビニなど生活圏域の中で生活必需品を購入できる環境の維持・整備は、日常生活の中でも特に重要な視点であると考えられます。商品購入以外でも、地域の見守り役として様々な事例が報告されていることから、市民の生活を支える大切なインフラであると言えます。そのような認識の下、民間事業者との連携を強化していく必要があります。
公 園	地域におけるコミュニティ活動の場として、児童遊園をはじめとする公園等の活用も重要になってきます。 令和元年度に市民、公園利用市内施設の管理者を対象に、公園利用実態調査（ニーズ調査）を行ったところ「児童遊園等面積が小さい公園を統合し、大きな公園にするよりも、小さい公園のまま、市民と市との協働による管理を行い、憩いの場として活用したい」という意見が多く挙げられました。 この結果を受けて、自治会など地域住民と市の協働により適切に管理されることを前提とし、比較的規模が小さな公園は「地域におけるコミュニティ形成の場」として活用される企画を考案していき、規模が大きな公園は盆踊りやお祭り等の地域行事に活用してもらうことで、既存コミュニティの強化と新たなコミュニティの形成に役立てられるように図っていくことを考えています。
道 路	だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めるため、「東京都における都市計画道路の整備方針」に基づく優先整備路線の整備や広域的なネットワークとしての都市計画道路等の整備の検討、南部地域における狹隘道路整備を推進し、老朽化した道路の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。 また、多様な地域交通の充実を目指し、3つの鉄道駅を拠点とした公共交通アクセスの強化や移動制約者や移動困難者などが安全で安心して移動できるモビリティの確保に取り組んでいきます。

②コミュニティのさらなる醸成

図表12 現代におけるコミュニティ構造のイメージ



暮らしやすさに加えて、参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われることが重要と考えますが、そのためには圏域においてコミュニティの醸成を図ることが必然であると市では考えています。人と人のつながりは、勝手に作られるものではなく、きっかけがあることが必要だと考えており、そのために、「地縁型」と「テーマ型」といった二種類の視点できっかけ、つながりを考えることが有用だと思われます。

地縁型のコミュニティは伝統的な自治会や町会が代表的であるように地縁を中心とした形です。ご近所での交流や子ども会や防犯・防災活動などの普段からの交流や、お祭りやイベントを通じてともに活動し、互いを知ることで、災害時にも共助の役割を発揮するなど地域自治の基礎となってきました。今後も、市としてこういった地縁型のコミュニティの促進を行うことが必要です。

また、前述の“地縁型”のほかに“テーマ型”と呼べるような、活動内容を軸に形成されるコミュニティもあります。例えば、子育てや趣味、自己啓発などといった共通の関心を軸にした集まりや、子ども食堂のような地域における社会的課題の解決を目的として集まるコミュニティもあると考えています。

地縁型のコミュニティに関しては、それぞれの地域ごとに、拠点となるよう、これまでも考慮され、集会所や福祉館、防災センターなど、国等からの助成制度を活用する中で整備・配置されてきました。こういった地縁型コミュニティが、市といったような自治体が作られた基礎的な仕組みであり、今後も継承していくために、地縁型コミュニティの形態に応じて施設も維持していくことが必要です。

テーマ型コミュニティは活動内容によって必要機能が専門的で様々であり、その活動目的に応じた施設整備をすることが重要です。施設整備に関して他自治体を参考にすると、音楽や家庭科などの様々な専門的機能を有する特別教室がある学校施設を活用する事例が全国で数多く導入されています。国立市では第二小学校改築事業を皮切りに、今後、多くの学校が耐用

年数を迎え、建替えの検討がされます。そのため、改築あるいは改修の時期に併せて、学校施設の複合化や機能の共用という考えを持って整備していくことは合理的である考えられます。

伝統的なコミュニティを維持しながら、テーマ型の醸成を図り参加・交流を促す施設整備をして、地域全体での見守り実現といったような地域力の向上を図っていくことが ID ユニットの考えに基づいた圏域の考え方として有効であると市では考えています。各学校を軸に施設を集約することを基本にしながら、二つのコミュニティを尊重し、バランスを取りながら醸成していくことが重要だと考えます。

VI. 施設と圏域の現状と課題

(1) 全市施設と地域施設 ～計画対象施設～

この章では計画の対象施設となる施設の紹介と、各圏域について現状と課題を認識し、各施設の方向性を示しています。

公共施設で提供される公共サービスの中には、大きく分けると、拠点を集約して提供することが望ましいサービスと、拠点を市内に点在させて提供することが望ましいサービスがあります。主として前者のタイプの公共サービスを提供するための施設を「全市施設」、主として後者のタイプの公共サービスを提供するための施設を「地域施設」と呼びます。

『総合管理計画』では、国立市の公共建築物を以下の8つに大分類しています（「その他」を除く。説明のため表記の順番を入れ替えています）。

- ① 行政系施設（庁舎等、消防施設、廃棄物処理施設）
- ② 文化・社会教育系施設（図書館、公民館、芸小ホール、郷土文化館、古民家など）
- ③ スポーツ施設（市民総合体育館、南市民プラザトレーニング室）
- ④ 保健福祉系施設（保健センター、高齢福祉施設、障害福祉施設など）
- ⑤ 産業系施設（城山さとのいえ）
- ⑥ 学校教育系施設（学校、学校給食センター、教育センター）
- ⑦ 子育て支援施設（保育園、児童館、学童保育所、子ども家庭支援センターなど）
- ⑧ コミュニティ関連施設（地域福祉館、地域集会所、地域防災センター、市民プラザ）

施設の前に付された「～系」という名称は、その施設で主に提供される公共サービスを表しています。公共施設を「全市施設」と「地域施設」の2種類にきれいに分類することは難しいのですが、「①行政」、「②文化・社会教育」の場の提供、「③スポーツ」の場の提供、「④保健福祉」、「⑤産業振興」の拠点サービスという5つの公共サービスは、一般に多くの市民に利用してもらうことで、拠点を集約して提供する方が効率的になると考えられます（専門用語で、「規模の経済性」があると言います）。したがって、最初の5つは代表的な「全市施設」です。

一方、「⑥学校教育」、「⑦子育て支援」、「⑧コミュニティ関連」活動の場の提供、という3つの公共サービスは、子どもや高齢者などの頻繁な利用も見られるサービスなので、市内に点在させて提供することが望ましいと考えられます。そこで、最後の3つの多くの施設は、「地域施設」に分類することができると考えられます。ただし、これら3つのサービスの中には点在させる必要度が低く、集約的に共有することが効率的なサービスもあります。そのようなサービスを提供する施設は「全市施設」に分類できるでしょう（例えば、「学校教育系施設」の給食センターや教育センターなど）。

以上の考察を踏まえて、図表13を作成してみました。

図表13 全市施設と地域施設の分類

中心的な機能	全市施設(広域型)	地域施設(点在型)
①行政系	庁舎等 消防施設 廃棄物処理施設	
②文化・社会教育系	図書館 公民館 市民芸術小ホール 郷土文化館 古民家 旧国立駅舎 本田家住宅	
③スポーツ	市民総合体育館 南市民プラザトレーニング室	
④保健福祉系	保健センター 高齢福祉施設 障害福祉施設	
⑤産業系	城山さとのいえ	
⑥学校教育系	学校給食センター 教育センター	学校
⑦子育て支援	子ども家庭支援センター	保育園 児童館 学童保育所
⑧コミュニティ関連	市民プラザ	地域集会所 地域福祉館 地域防災センター
その他		公園 自転車駐輪場 公衆便所 道路・橋りょう

このような全市施設と地域施設の再編計画を考える上で、『総合管理計画』で示された3つの基本方針に基づいて考えることは有用です。

【基本方針1】市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

【基本方針2】規模・配置の適正化

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

基本方針1と2は、今後の国立市の公共施設の再編計画では、公共施設の集約化・多機能化を進めることで、規模や配置を適正化しながら、魅力的な公共施設を整備していくことを推奨しています。そして、魅力的な公共施設を効果的・効率的に管理運営する工夫を行うことで、限られた財源の中で、誰もががすみやすい街づくりを目指すという方向性が示されています。

このような観点からは、既存の全市施設そして地域施設で提供されてきた機能(基本サービス)を集約化し、多機能化された公共施設で公共サービスを、効果的・効率的に提供できるようにする再編計画が目指すべき方向性と考えられます。

ここでの一つのポイントは、施設と機能の分離です。1施設=1機能という考え方ではなく、1つの公共施設が複数の機能を持つようにすることで、公共施設の規模や配置を適正化するという考え方が重要になってきます。この問題を考える上で、公共施設ではどのような機能を提供してきたか、つまりどのような公共サービスを提供してきたかを再確認しておきましょう。

一般に自治体が提供する基本サービス（機能）としては、次のようなものが考えられます。

- ① 基本的な行政サービス
- ② 学校教育
- ③ 子育て支援
- ④ 健康支援
- ⑤ 生活支援
- ⑥ 防災・災害対応
- ⑦ 文化活動の場の提供
- ⑧ スポーツの場の提供
- ⑨ 社会教育の場の提供
- ⑩ コミュニティ活動の場の提供

このような多様な機能を、少ない数の公共施設で提供していくという「集約化」は、これまでも進められてきました。たとえば、代表的な「地域施設」である学校施設には、②学校教育のみならず、⑥防災・災害対応という機能も与えられ、整備が進められてきました。学校を圏域の中心的な公共施設と考える場合、さらに学校施設を多機能化しながら、国立市の子どもたちが豊かな時間を過ごすことができる魅力ある学校施設にアップグレードしていく方向性が考えられます。

また、代表的な「全市施設」である「市庁舎」は、長寿命化の検討を行いつつも、それが限界に達する場合には、「①基本的な行政サービス」のみならず、他の全市施設で提供されてきたような機能（文化活動・スポーツ、社会教育などの場の提供）も一体的に提供できるような規模や配置の見直しを行うことも、長期的にみれば効果的な再編計画になりえるでしょう。

総合管理計画における「3つの目標値」のほか、第5章（P10～）で述べた考え方をもちって検討しています。安心安全に持続可能な公共施設の管理・運営を行っていくことが公共施設の“ありたい姿”であり、適正配置・規模であることが“あるべき姿”です。

こういった前提の下、課題に対して厳しく検討をしますが、一方で地域特性や圏域の需要に対応するための新規整備などを検討することも必要であると考えています。

< コラム > 国立市の取り組み状況

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○ 総合体育館、市民芸術小ホールの開館時間延長 <市民ニーズを捉えた行政サービスの提供>

2015(平成 27)年からの試行を経て、2017(平成 29)年 4 月より開館時間を午後 9 時から午後 10 時まで延長した。

<利用者等の変化:総合体育館>

	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度
総利用人数(人)	197,684	198,018	206,067
利用料収入(円)	34,359,275	34,762,260	35,282,705

※2019年度はコロナ禍の影響による閉館期間があったことから対象外としている。

※芸術小ホールは、2017・18(平成 29・30)年度で工事があったことによる一部貸出し制限があったこと、2019年度はコロナ禍の影響による閉館期間があったことから正確な効果比較が出来ないことから対象外としている。



○ 公園内電灯のLED化事業 <安心・安全な公共施設等>

水銀灯のLED化工事を2019(令和元)、2020(令和2)年度の2か年で、全てLED化を行う事業。

電気代やCO₂の削減だけでなく、防犯面でも改善を図れた。



(改修前)



(改修後)

○ 公園遊具の改修 <まちの魅力を高める公共施設等の整備>



劣化等により使用禁止した遊具を撤去し、新たに健康器具を設置した。

設置にあたっては対象世代を選定し、幅広い年齢層に対応させた。

(左写真:乳幼児を対象)

2. 規模・配置の適正化

○ 国立第二小学校改築事業 <複合化・多機能化の推進>

施設の老朽化に伴う建替え事業であり、国立市としては第八小学校以来、約40年振りの学校新築工事である。今後続く予定の学校建替え事業のモデルとして、大きく変化した教育環境や学校施設機能に対応するとともに、可変性を持たせた施設とすることで、時代に合わせた改修を可能とすることを目指している。

更に、地域における核施設として近接する西福祉館のコミュニティ機能を併設する複合施設棟に移転させながら、学校施設の一部特別教室等を学校が使用していない時間に一般開放できるよう計画することで施設全体での多機能化を図り、既存の活動をより活性化させるとともに、新たなコミュニティの醸成などを目指している。



(イメージパース)

実際の建物形状と異なります



3. 効果的・効率的な管理運営

○ 自転車シェアサイクル事業「ハローサイクル」 <土地の有効活用&公民連携の推進>

2018(平成 30)年度の実証実験を経て、2019(平成31)年4月より民間主体で、市の道路、公園、市役所などの公共施設の空きスペースに駐輪ステーションを設置した。現在、駐輪ステーション用地代は無償で提供しているが、設置や維持管理に掛かる費用は全て事業者が負担している。

大きな特徴として、市内完結型ではなく、近隣市等への乗入れも可能(※)で、その利用も多く、最近では新型コロナ感染予防対策として利用者が増えている。

また、公共施設又はその近隣にステーションを設置することで、観光者等の市内循環手段としても期待できる。

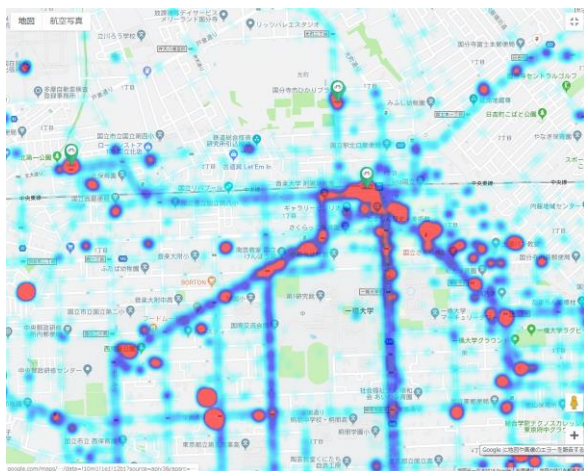
※ 多摩地域の多くの市の他、23区へも乗入れ可能。また、運営事業者は全国展開しており、日本各地で展開しているグループ内のシェアサイクルも利用できる。



(国立駅ノノワロ南にあるポート)



(市役所西側にあるポート)



(国立市における実際のヒートマップ)

【付加機能】

貸出し自転車には管理用の位置情報機能があり、移動軌跡(青色)と滞留場所(赤色)が把握できる。

どのようなルートで、市内をどう移動しているか左図のヒートマップで把握することができるため、公共施設の整備検討に活用することが可能である。

○ 寄付金付き自動販売機の設置 <土地の有効活用&公民連携の推進&新たな財源の確保>

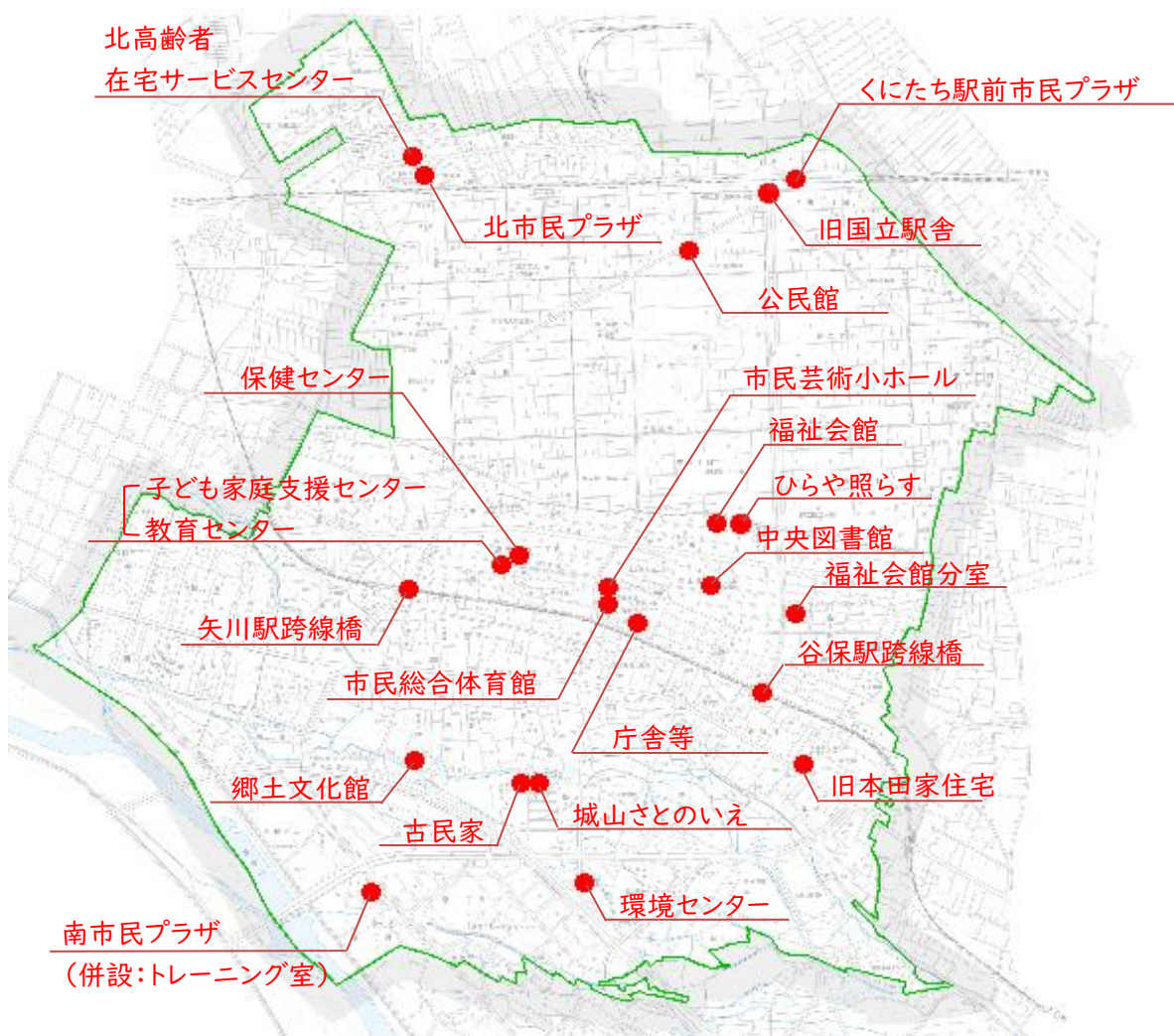
2019(平成 31)年度より、包括連携協定を締結している西都ヤクルト販売株式会社との共同事業として、子ども家庭支援センター敷地内に自動販売機を設置し、その売り上げの一部を子育て応援寄付として市の子育て支援事業に活用する事業を開始した。



(設置された自動販売機)

(2) 全市施設の再編

【 対象全市施設配置図 】



全市施設

用途	施設名	築後 年数	延床面積 (㎡)	借家	有償 借地	無償 借地	指定 管理
庁舎等	庁舎等	43	9,530.94				-
廃棄物処理施設	環境センター	32	1,858.55				-
市民プラザ	北市民プラザ	23	829.18	○			-
	南市民プラザ	23	842.90	○			-
	くにたち駅前市民プラザ	2	266.39		○		-
産業振興施設	城山さとのいえ	6	132.49				-
図書館	中央図書館	46	1,510.96				-
公民館	公民館	42	1,589.82				-
市民芸術小ホール	市民芸術小ホール	33	3,217.26				○
郷土文化館	郷土文化館	27	2,181.73		○		○
文化財施設	古民家	-	137.09				○
	旧国立駅舎	-					
	旧本田家住宅	-	256.63				-
市民総合体育館	市民総合体育館	38	6,123.83				○
南市民プラザトレーニング室	南市民プラザトレーニング室	23	322.00	○			○
教育センター	教育センター	46	223.26				-
その他子育て支援施設	子ども家庭支援センター	46	223.26				-
保健施設	保健センター	39	1,623.03		○		-
高齢・社会福祉施設	福祉会館	29	4,059.96				○
	福祉会館分室	55	126.58	○	○		○
	北高齢者在宅サービスセンター	26	594.73			○	○
	ひらや照らす	41(※)	112.78				-
その他	谷保駅跨線橋	46	185.34			○	-
	矢川駅跨線橋	9	95.94				-

※ ひらや照らすは、市への遺贈・改修工事を起点とすると3年となります。

《対象外施設について》

○利用者が限定される施設及び、基本的に市民の利用が無い施設は、関係者と協議しながら進めていくべき施設として対象から除いています。

○公衆便所の具体的内容は、公園に関する更新計画において定めることとします。

上記施設について、本計画の対象外ではありますが総合管理計画においては対象施設としていることから、「基本的考え方」及び、「方向性」については第7章(P74～)に記載しています。

■全市施設における現状と課題

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく課題と方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- 全市施設は、市民生活をより便利、豊かにするために必要となる施設が比較的多い傾向にあります。現在ある機能の向上や、新たな機能の付加を行い、様々な市民ニーズに対応できるようにすることで、国立のまちの魅力を向上させることが期待できます。一方では民間サービスの高度化や IT 化により必需性が相対的に低くなった機能も存在しています。
- 様々な施設を集約し、機能を高度化することによりで、利用者の満足度の向上やショッピングモールのように、1か所で多くのことができる利便性の向上につながり、魅力的な施設整備を実現することが可能になると考えます。

2. 規模・配置の適正化

- 全市的施設で、多くの市民の利用が想定される施設は富士見台地域にその多くが立地しています。また、それらの施設の残存耐用年数はおおむね 20-30 年であり、同時期に複数施設の更新の必要があると考えられることから、規模・配置と共に財政見通しの検討も必要となります。
- 富士見台の中心的位置に立地する第五小学校の建て替えの検討では、周辺に立地する比較的小型の公共施設の複合や、移転・再編による整理によって更新による利便性の向上や有償借地の解消や不要となった市有地の売却など、財を生み出しながら取り組みを進める必要があります。
- 市役所や中央図書館、総合体育館などの富士見台に立地する大型の公共施設の残存耐用年数が近接していることから、これらの建て替えの検討については、例えば図書館などの施設類型ごとの市全体の配置の在り方を加味しながら一体的に検討を進め、複合・集約化を念頭にした効率的な施設配置検討することが重要となります。その際は富士見台に立地していない全市施設の集約を含めて検討し、効率性だけでなく、利用のしやすさや街の魅力向上といったことも併せて考える必要があります。
- 全市施設は比較的大きな延べ床面積を有する施設が多く、サービス提供を停止することなく建て替えを進めるためには、建設地の確保が課題となることが想定され、公共施設用地以外も含めた市有大規模画地の活用を選択肢として考えることが重要となります。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 全市施設における公民連携の導入は多くの自治体で様々な手法が検討され、実践されています。大規模な施設かつ、施設利用者が多いことから導入の効果が期待でき、今後は部分的な管理への導入も含めて、検討を行う必要性はあると考えます。
反面、公民連携をコスト削減、職員の負担軽減のためだけの手法として捉えると事業全体の質の低下につながる可能性があります。そのため、適切な管理運営やサービス向上の実現も目的の1つとして導入を検討することが望まれます。
また、低・未利用地の他、既存施設についても有効活用を検討し、公共施設等の管理・運営の財源に充当させるための構造(スキーム)が早期に確立されることを望みます。

【全市施設】

庁舎等	現在地だけでの建替え計画は大きな難しさがあります。行政機能を停止しないように、建て替えの際は周辺の市有大規模画地との置換なども含め、検討を行う必要があります。その際は、周辺に立地する施設、残存耐用年数が近接する施設などとの複合化も含めて検討することが重要な視点となります。
環境センター	現地での建て替えの際は、機能停止をする必要が生じる可能性があります。現在の設備も老朽化しており機能停止をせずに設備更新をすることは難しいと考えられます。将来的には建て替えだけでなく、設備更新時などの一時的な対応をするために、業務の委託を含めた検討が必要です。一方で域内処理の必要性もあり、施設更新の際は、市の業務を含めた廃棄物処理を行う施設として PFI 等の活用を検討することも考えられます。
北市民プラザ	現状を維持しながらも、東京都と連携し都営住宅の建て替え時期に併せた運営や改修計画の検討が求められます。 証明書等の発行や市税の納入に関してはコンビニエンスストアなど取り使い窓口が多様化していることから、現状の機能の集約や新たな機能を検討することが必要です。
南市民プラザ	近接した場所に給食センターが建設されるなど、周辺の公共施設の状況も踏まえた機能整理が重要です。図書館機能は中央図書館や他の図書館など含め、住民ニーズを踏まえた配置や在り方を検討することが必要です。
くにたち駅前市民プラザ	交通至便であることを生かして、講座等、付加価値を高めてスペースを活用できる手法を充実することが重要です。
城山さとのいえ	古民家と併設されており、南部地域の原風景を発信する施設として設置されました。開館後5年が経過していることから、必要とされる機能や提供サービスを検証し、運営主体も含め今後の在り方を考えていくことが重要です。
中央図書館	分館を含めた図書館機能や配置の今後の方針計画を早期に策定し、市役所など富士見台地域に立地する規模の大きな公共施設の建替え検討の時期に併せ、適切な配置を検討の上で複合化の有無の議論を行うことが重要であると考えます。また、市直営として時代に合わせたサービスの在り方についても検討され、更に国立らしさのある魅力的な施設となることが望まれます。
公民館	残存耐用年数が長いことから、適正な維持管理に努めるとともに、将来の改修の際は新たな市民利用ニーズへの対応や防災機能の強化への対応など、必要機能を検討することが重要である。
芸小ホール	耐用年数は長いですが、設備を共用する総合体育館が市役所庁舎と近い時期に建替えを迎える。その為、総合体育館と併せ、一体的整備の有無を含めた検討が重要となります。
郷土文化館	残存耐用年数は 30 年程であり、借地の契約期間は残り 20 年ほどとなっています。現地での建替えは、サービスの停止を余儀なくされることから難しく、また、借地解消の視点による維持管理費の圧縮を図る視点からも、残存耐用年数や借地契約を見据えて、移転も含めた検討を行うことが有用です。
古民家	江戸時代後期に建てられたと推定される歴史的建造物であり、市の指定有形文化財です。将来に渡り安全に利用ができるよう、適切な維持管理をすること、外構も含め、施設の魅力を後世に伝え続ける運営が求められます。

旧国立駅舎	市の指定有形文化財です。駅の高架化により2006(平成18)年に解体されましたが、惜しむ多くの声を受け、同時に市有形文化財として指定・保存し、2020(令和2)年に復原されました。大正時代に建造された当時の木部材の7割を再利用し、建造当時の窓も復元されています。他の文化財施設と共に「生きた遺産(リビングヘリテージ)=社会的空間として使われる遺産」の役割を担い、適切な管理のもと、さまざまな視点から市の魅力を発信する施設として活用します。
旧本田家住宅	都の指定有形文化財です(主屋と薬医門)。江戸時代初期に建てられたと考えられており、今後も適切に保存していくために2021(令和3)年度より解体・復原工事を行います。他の文化財施設と共に、市の魅力を発信する施設として活用しながら、適切な管理を行っていくことが求められます。
総合体育館	残存耐用年数が市役所と近いことや、現地での建て替えの場合はサービス停止をすることで、利用できない期間ができる可能性があります。市役所庁舎や他の富士見台に立地する公共施設・規模の大きい公共施設で残存耐用年数が近いものと併せ、一体的整備の有無を含めた検討が求められます。
教育センター	延べ床面積の少なさからくる機能の不足が顕在化しています。矢川プラス完成後は、小学校教育支援室が移転される予定ですが、学校支援センターや就学相談の機能も移転されることが望ましいため、第五小学校の建て替え複合による富士見台地域の施設再編へ合わせて、より使いやすい建物へ移転することが考えられます。
子ども家庭支援センター	子育て広場については、矢川プラスへ移転することが予定されており、利用ニーズに即した建物へ移転することになります。今後は必要に合わせた施設を使いやすくしていくことが求められます。
保健センター	2028(令和10)年12月に土地の賃貸借契約が満期を迎えます。同時期に第五小学校の建て替えが想定され、富士見台地域全体で施設再編を検討し、その際は市有地への移転を含め、防災機能強化にもつながる検討をする必要があります。
福社会館	2027年に外壁改修が予定されることから、可能な限り他の修繕等もこの時期を合わせて実施することが費用面からも効率的です。
福社会館分室	使用されていない時間帯の一般貸出について検討するとともに、第一団地建替えの際には施設の効果検証を行い、効果的な利用方法の検証を行うことも必要です。
北高齢者在宅サービスセンター	現在民間事業者に指定管理者制度を使って管理運営を行っており、今後も民間ノウハウを活用して、必要サービスや需要を踏まえながら運営を行っていくことが求められます。
ひらや照らす	市民からの遺贈により市が取得した土地・家屋を地方自治法第96条第1項第6号による市議会の議決を経て普通財産として市民団体に貸し付けているものです。運営は貸し付けを受けた団体にゆだねており、多様な主体が運営に参加し、新たな地域活動が生まれています。今後はこういった取り組みを参考にし、他の様々な公共施設も運営手法を検討することが重要です。
谷保駅跨線橋	適切な維持管理に努め、安全な利用を常に供することができるよう努めます。
矢川駅跨線橋	適切な維持管理に努め、安全な利用を常に供することができるよう努めます。

(3) 地域施設の再編

各圏域の検討

1) 北圏域		39
2) 西圏域		43
3) 矢川圏域		47
4) 東圏域		51
5) 富士見台圏域		55
6) 谷保圏域		61
7) 連結圏域		65

地域施設

用途	施設名	築後 年数	延床面積 (㎡)	借家	有償 借地	無償 借地	指定 管理
地域集会所	矢川集会所	47	114.40				○
	中一丁目集会所	36	52.46				○
	千丑集会所	35	133.92				○
	坂下集会所	30	155.27		○		○
	石神集会所	30	159.12				○
	谷保東集会所	29	155.38				○
	富士見台二丁目集会所	24	190.25		○		○
	四軒在家福祉館	47	168.13				○
	富士見台一丁目集会所	17	92.92	○			○
	一本松公会堂	5	126.30			○	○
	久保公会堂	46	141.09				○
	南区公会堂	8	373.20	○		○	○
地域福祉館	青柳福祉センター	45	582.00		○		○
	東福祉館	42	344.54				○
	立東福祉館	48	207.72				○
	西福祉館	45	339.65				○
	北福祉館	41	342.62				○
地域防災センター	中平地域防災センター	40	159.00		○		○
	東地域防災センター	38	243.22				○
	下谷保地域防災センター	36	228.13				○
	富士見台地域防災センター	34	230.30		○		○
	中地域防災センター	31	252.93				○
図書館	青柳分室	45	25.00				-
	東分室	42	102.32				-
	下谷保分室	36	31.59				-
	谷保東分室	29	41.00				-
	北市民プラザ図書館	23	570.00	○			-
	南市民プラザ分室	23	535.00	○			-

地域施設

用途	施設名	築後 年数	延床面積 (㎡)	借家	有償 借地	無償 借地	指定 管理
学校	国立第一小学校	56	5,001.00		○		-
	国立第二小学校	57	5,461.00				-
	国立第三小学校	49	6,094.00				-
	国立第四小学校	51	5,240.00				-
	国立第五小学校	55	5,505.00				-
	国立第六小学校	51	5,869.00				-
	国立第七小学校	49	5,888.00				-
	国立第八小学校	42	5,431.00				-
	国立第一中学校	49	7,512.00				-
	国立第二中学校	51	7,124.31				-
	国立第三中学校	45	7,419.00				-
児童館	中央児童館	29	324.94				-
	矢川児童館	50	251.64			○	-
	西児童館	38	358.83			○	-
学童保育所	中央学童保育所	29	224.11			○	-
	東学童保育所	11	240.81				-
	南学童保育所	19	199.75				-
	北学童保育所	30	138.79				-
	本町学童保育所	30	336.12				-
	矢川学童保育所	50	141.40				-
	西学童保育所	38	204.65			○	-
保育園	なかよし保育園	54	774.85			○	-
	矢川保育園	9	636.89		○		-
	西保育園	46	599.98				-
	東保育園	43	685.81				-

■圏域における基本サービスと防災面のデータ

ここでは以下の視点に沿って機能と施設をみてみます。

人口（圏域人口）	町丁別人口を参考に面積按分で算出した仮定数値	
防災	避難所（11 か所）及び、避難所候補施設（26 か所）	
基本サービス 左記施設について圏域内の所在数をみる	公園等	都市公園
		児童遊園
		広場、その他
	地域集会施設	※ 該当施設：地域集会所、地域福祉館、地域防災センター
	保育園	※ 公立、私立ともに対象
	幼稚園	
	病院・診療所	
	調剤薬局	※ ドラッグストア内にある調剤薬局を含む（ドラッグストアとは別扱い）
	スーパー	
	コンビニ	
	ドラッグストア	

○上記データの算出根拠、手法

圏域人口	独自算定による
指定避難所	国上市総合防災計画（2015（平成 27）年 11 月修正版）
避難所候補施設	資料3-39 指定避難所等一覧による
都市公園	事務報告書（平成30年度）「IV公有財産の状況」による
児童遊園	
広場、その他	
地域集会施設	
基本サービス	市による現地調査の他、i タウンページ（インターネットサイト）による

圏域別人口データ

		北圏域	西圏域	矢川圏域	東圏域	富士見台圏域	谷保圏域
想定圏域人口（人）		14,371	19,327	14,882	14,884	19,765	10,165
内 訳	15歳未満	1,668 11.6%	2,124 11.0%	1,752 11.8%	1,657 11.1%	2,369 12.0%	1,423 14.0%
	15-64歳	9,552 66.5%	13,012 67.3%	9,798 65.8%	9,691 65.1%	12,995 65.7%	6,619 65.1%
	65歳以上	3,151 21.9%	4,191 21.7%	3,331 22.4%	3,536 23.8%	4,401 22.3%	2,123 20.9%

※上記は仮定の数値であり、実際と異なります

■ 全体的評価と考察

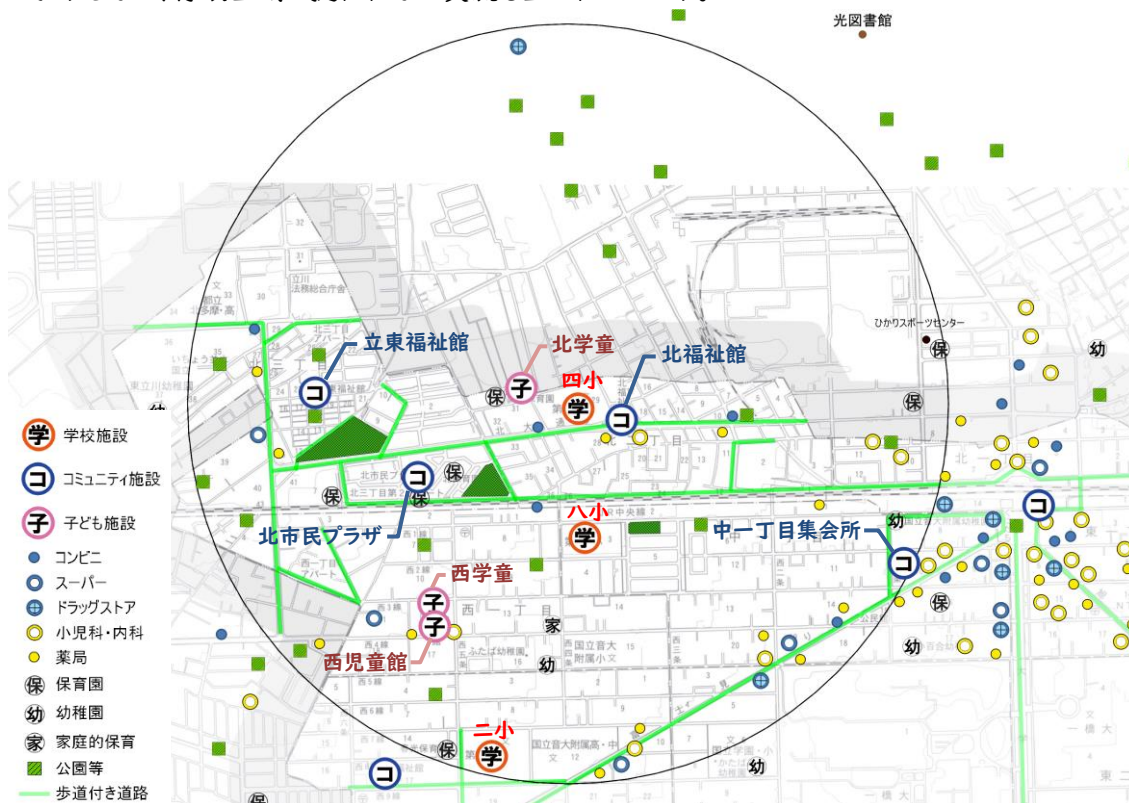
人	口	谷保圏域は準工業地域が広くあることから住宅数が少なく、他圏域と比較して著しく人口が少ない状況である。しかし、年齢3階層（※）による人口構成をみると大差なく、それによる検討の方向性に大きな違いはないものと考えられる。 ※ 年齢3階層：「15歳未満」「15歳～64歳」「65歳以上」で区分							
防	災	総合防災計画では全市的に避難所面積が足りていないことが明記されているとともに、被災の状況に応じて避難所の運営や避難先が判断されるため圏域単独での評価は一概には出来ない。また、感染症流行時期における避難所の在り方について、新たな運営方法の検討が求められており、求められる面積が更に増加することも考えられる。学校施設においては、現代の学校環境において必要とされる教室面積が現施設よりも大きいため、改築の際には規模が大きくなることから避難所面積も増加する傾向になると考えられる。							
基本サービス									
公	園	等	矢川圏域における児童遊園数が他圏域と比較して多い状況である。有効活用できない施設は低・未利用地の考え方に基づき、貸付・売却なども考えられるが、用途転換による有効活用の可能性もあることから近隣住民をはじめとする市民の意見を踏まえた対応が望ましい。						
地	域	集	会	施	設	数による圏域間の極端な差はないと考える。同じ圏域内でも断崖により高低差があるところでは日常生活の範囲が異なる場合もあるので、距離によらない検討の視点も必要である。			
保	育	園	谷保圏域は圏域内の施設数は1園のみであるが、隣接する連結圏域						
幼	稚	園	には他と同程度ある。地域の子育て環境の在り方を検討しながら、各施設の所在についても考える必要がある。						
病	院	・	診	療	所	矢川、谷保圏域で少ない傾向である。特に谷保圏域は南武線沿いの1か所のみであり、坂下の地域にはない。行政が病院等の誘致を行うような考えを合わせ持ち、公共施設の再編を検討する必要性もある。			
調	剤	薬	局	病院等に比例して地域によりバラツキが大きい。かかりつけ薬局として地域住民の健康サポートや地域包括ケアシステムの一端を担う機能として病院等と共に誘致などの必要性も検討する。					
ス	ー	パ	ー	東圏域と谷保圏域で少ない傾向がある。日常生活の中でも特に必要な機能であることから、買い物難民が生まれないよう、運営企業等と連携して行く必要がある。					
コ	ン	ビ	ニ	エ	ン	ス	ト	ア	谷保駅周辺に多く集まっていることから富士見台圏域が多く見えるが、他の圏域においては店舗数に差はないといえる。
ド	ラ	ッ	グ	ス	ト	ア	平均して1圏域に1店舗はある状況。近年、ドラッグストアは日常生活に大きく影響している存在といえる。		

1) 北圏域

■現状

北圏域の中心から西側にかけて地域施設がバランスよく配置されていると思われます。一方、中心から東側の地域には地域施設は少ないですが、広域施設である公民館や国立駅前プラザがあり、日常の利用が可能な距離です。

また、第四小学校付近では市境に接する国分寺市の自治会が同校で行われる防災訓練に参加するなど、行政区域に捉われない交流も生まれています。



■防災面の評価

将来的に、第四小学校建替えの際には体育館面積が増加すると考えられますが、市有施設のみでの確保だけでなく、他の機関や民間施設との連携も検討し、避難できる場所や備蓄品を保管する場所の確保に努めていく必要があると言えます。

■基本サービスの充足評価

どの基本サービス機能も概ね整っていると評価できます。

市の都市公園は他の圏域と比べると少ないとは言えますが、東京都が管理する公園もあり著しく不足しているとは言えません。しかし、借地により整備されている公園等も多いため、今後も運営が継続できるよう地権者との協議も重要になってきます。

■公共施設の重点課題

(小学校)

圏域内には南北方向に約 500m間隔で小学校が3校設置されています。1960～70 年代（昭和 30～40 年代）頃の人口増加によるものでありますが、今後、人口減少が予測される中で現在の規模のままで全ての学校を建替えることは児童数のバランス、財政的負担など公共施設マネジメントの観点からみると難しい事が想定されます。

一方で、学校施設の規模縮小は避難所機能の衰退を招く恐れもあるため、学校再編の際にはその時点における避難所機能の適切な確保に十分留意した検討が重要です。

(コミュニティ施設)

バランスよく配置されていますが、施設規模・機能も異なることから利用状況に差が生じています。近隣施設との統合や他施設と異なる機能への転換など施設機能の見直しを行い、施設の改修や建替え時期に合わせて、周辺地域の環境に即した施設へのリニューアルや予約方法の検討が必要であると考えられます。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○第5期基本構想では圏域内にある地域（北・中・西）の一体的なまちづくりを推進することを掲げています。

特に中央線が高架化したことから、今後は一体的な施設整備の視点で検討するとともに、施設に行きやすい環境をつくるため交通環境を整え、安心安全に往来できる環境の整備も必要になります。

○北市民プラザは市政窓口や図書館がある他、防音対応の音楽室や洋室タイプの広い多目的室など他の集会機能を持つ施設と比較して特色があり、『公共施設白書』によりますと、貸室の稼働率は全館平均で年間約70%と他の施設と比較しても高い数値となっています。

また、エントランスホールにあるテーブル等を利用する人も多く、大人だけでなく、子どもも過ごしている姿が見受けられます。

このことから、北市民プラザは全市的施設でありながら地域住民の様々なコミュニティや活動の場となっていることが分かり、地域施設としての役割を果たしているとも言えます。

建物自体は東京都の所有であることから、市は都と連携して本施設の運営に支障が無いよう保全に努め、引き続き魅力ある施設として多くの市民に利用されることを望みます。

○北市民プラザ図書館は中央図書館に次いで多くの利用者がいますが、近年は貸出数が微減の傾向がみられます。図書館は他の公共施設と比較しても通年で利用する市民が多い施設です。反面、不満（やや不満を含む。）と感じる利用者の割合が多いことが平成 28 年度に実施した市民アンケート結果で示されています。その要因について市民ニーズを調査・分析したうえで、今後のサービス提供の方針を検討し、引き続き魅力的な施設の提供ができるよう努めていく必要があります。

2. 規模・配置の適正化

- 現在の配置で基本的なバランスは取れていると考えられます。

しかし、「1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備」で述べたように、北市民プラザも地域施設同様に貸室機能を有しており、立東福祉館、北福祉館との3館ある状況です。

北福祉館や立東福祉は他のコミュニティ施設と同じく、時代の変化と主な利用者の年齢構成の変化により、貸室の使い勝手が悪くなっていると考えられます。しかし、北福祉館は貸室ではないホールや図書室など自由に出入りできる空間があり、休館日以外は常時開館しているため館自体の利用者は子どもを含め、多い状況と考えられます。

上記の考察と圏域内の配置を踏まえ、立東福祉館は貸室数の減少やホールの創出などの機能の整理について検討を行う必要があると考えます。また、将来的には北市民プラザとの統合も視野に入れた検討も必要になると思われます。

北福祉館は新しいコミュニティの形として、第四小学校との複合化または同校敷地内への併設（学童や特別教室との複合化）などの検討がされることを望むとともに、現施設の跡地は行政機能として活用がされない場合、貸付や売却などの方針により公共施設整備のための資金確保策を検討する必要があります。
- 北学童保育所は第四小学校の建替え時期より20年も前に建替え時期を迎えます。現在、学童保育は保育所と学校施設の一部を利用して行われていますが、施設の老朽化に伴い、どのような対応が望ましいか様々な検討が必要になります。
- 北圏域にある北市民プラザには周辺圏域の市民が利用する行政窓口と図書館機能が設置されています。入居する建物は建設後23年程度であり、中長期でみても建物は存在することが考えられます。しかし、内装や設備、施設機能自体は劣化し、その時代で求められるニーズにそぐわなくなっていくことが考えられます。常に規模や機能が適正なものか、市民意見や利用状況を把握して、適切な規模・配置となるよう検討していく必要があります。
- その際には、周辺学校施設である第四小学校と第八小学校の在り方、学校施設の管理・運営方針に沿い、複合化を図ることなども検討すべき事項として考えられます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 第四小学校は非構造部材対策の工事が予定されています。構造体劣化調査を踏まえた『公共施設保全計画』によると同校の建替え時期は約 30 年後であり、今後も長期間使用する予定であるため、引き続き適切な保全を継続して行い、児童・教職員を始め、施設を利用する市民の安心・安全の確保に努めていくことを望みます。
- また、近年は教材の他、加湿器等の電気機器の使用機会が増え、施設全体の電力使用量が増加する傾向にあります。これを含め、構造体以外の設備等の保全・改修を適切に行うことが長期的にみて効率的な運営に繋がると考えられることから、なるべく同時期に改修が行えるよう管理・運営されることを望みます。
- 貸館機能を有する施設で利用が低位に止まっている施設は、例えば市民ニーズを捉えた講座などの事業を展開することで市民の需要を満たし、多くの人々に利用してもらえるよう検討することが必要です。その際は、PPP といった公民連携の手法を活用して民間ノウハウの導入と維持管理費の縮減を検討する視点も考えられます。

■ 圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

④ 学：学校施設

第四小学校	圏域の核施設として位置付ける。 構造体は健全であるため、建て替えは保全計画に準じて時期を検討する。
第八小学校	長期的には第二・第四小学校との統合の検討が必要であるが、時代に合わせた必要な施設機能の整備は他校と変わりなく行う。
第二小学校	(西圏域参照)

⑤ コミュニティ施設

北福祉館	第四小学校の建て替えに併せて複合化を図る。
立東福祉館	機能整理を行う。
中一丁目集会所	民間施設の一室を借りており、民間施設の修繕・建て替え等の時期に併せて施設の在り方や建物所有者とその規模等を協議する。

⑥ こども施設

北学童保育所	第四小学校との複合化の検討を行うが、本施設の建て替え時期が第四小学校建て替え時期より19年早い。この期間の対応について検討が必要である。
西学童保育所	(西圏域参照)

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第四小学校	大規模改修 工事						
第八小学校	大規模改修 工事						
北福祉館					外壁改修 調査 工事		
立東福祉館							
中一丁目							
北学童							
第二期期間中の主な計画(2028~2039年)							
北学童保育所	建替え(2029~2032)						

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

2) 西圏域

■現状

西圏域の北は北圏域、南は矢川圏域・富士見台圏域と重なる部分が多く、施設もバランスよく配置されています。第二小学校では地域の方が先生となるクラブ活動が行われたり、地域のお祭りが校庭で開催されるなど地域と学校の繋がりが強くあります。校舎改築で、より地域と学校が繋がり新たなコミュニティが形成されることが期待されます。



■防災面の評価

市立の学校施設が多くあり、避難所施設としては他の圏域よりも充足しているといえます。近い将来には第二小学校の改築により体育館アリーナ面積が増える見込みであり、施設全体の防災機能も向上されますが、北圏域で述べたとおり、学校施設の統廃合についての議論も必要となります。その際には、避難所や防災備蓄品保管場所について十分な議論を行い、防災機能の低下にならないよう留意する必要があります。

■基本サービスの充足評価

圏域全体で見ると、どのサービスも充足されていると評価できます。また、現在市が進めている第二小学校敷地内への西福祉館と、西学童保育所の一部機能を移転させる計画はコミュニティの醸成及び活性化に繋がる計画であると評価できます。施設機能の統合・併設に限らず、これまでにない新たな空間や機能の創出がされることに期待します。

■公共施設の重点課題

(コミュニティ施設)

西福祉館は地域コミュニティの更なる活性化を図ることを目的に、第二小学校への移転を行うことが望ましいですが、移転後の現施設をどうするかが大きな課題です。閑静な住宅街であることから、市は周辺環境へ配慮しながら、長期的視点を持って有効に活用できる方策を選択する必要があります。

(子ども施設)

西児童館は、将来的に学童保育所機能が無くなり児童館機能のみとなることが想定されます。施設の活用について、東京都からの借地であることも認識したうえで検討する必要があります。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

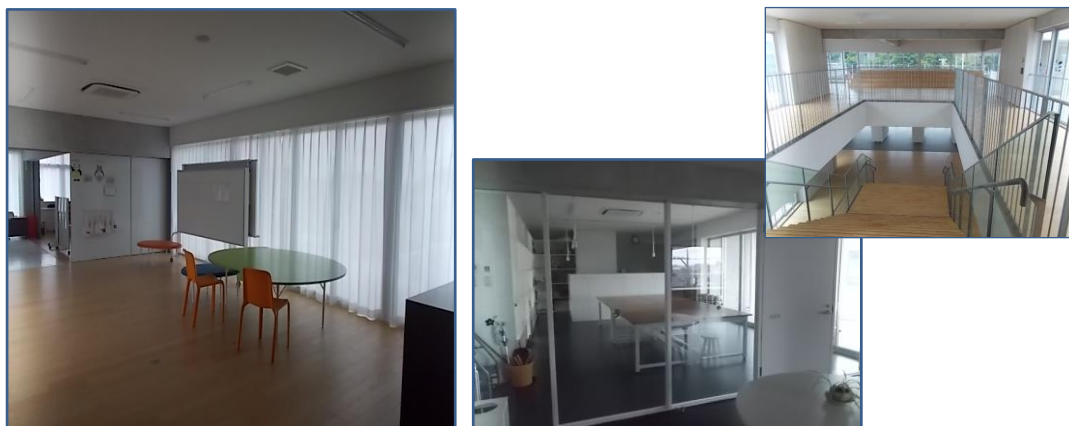
1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○ 第二小学校は今後の国立市立学校のモデルケースとなる建替え事業が実施されます。「文教都市くにたち」に相応しい、子どもたちの豊かな学びを支える環境を整備するとともに、時代の変化に対応可能な可変性のある施設とすることが求められており、同校においては新しい学校施設の整備に向け積極的な取り組みが期待されます。

西福祉館や学童保育所の複数の公共施設をまとめて整備することにより、機能の共有による多機能化・高機能化や、施設利用者同士の交流促進、地域の拠点形成を図ることが期待できコミュニティの醸成につながります。また指定避難所である第二小学校に集会施設が併設されることで、地域全体の防災力の向上が望めるとともに、避難所における多様な機能を整備することも可能となります。

また、総合管理計画における方針の通り、第二小学校児童を対象とした新たな学童保育所が同校敷地内に併設される予定です。その為、現西学童保育所では空間的变化があることから、施設全体の在り方と機能を見直し、今後の運営について検討する必要があります。

<新しい学校施設の事例>



(写真) 立川市立第一小学校(撮影: 国立市)

左 : 教室間にある多目的スペース(共有スペース)。

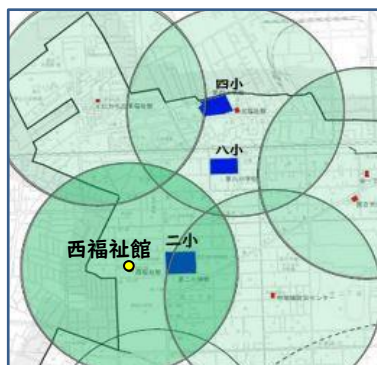
中央: 校舎棟にある作業室。隣接する学習館利用者も使用できる配置になっている。

右上: 校舎内メイン階段。広く明るい空間により、快適かつ安全に通行できる。

2. 規模・配置の適正化

- 第二小学校建替えに伴う西学童保育所の一部分離、移転により総量が増加することになりますが、児童の安全性を鑑みると必要な対応であると考えられます。併せて、西福祉館機能を同校に移転し、新たな機能や施設整備を行うことはコミュニティの醸成と活性化に繋がると考えられます。また、西福祉館が移転した場合でも、市がこれまで基準としてきた半径 500m 間隔で地域をカバーするという考え方から外れることはありません。
以上のことから、上記2施設の移転は望ましい方針であると考えられます。

- 西福祉館移転後の現施設については有効活用の方策を検討することが求められます。建物を市が維持管理することは負担増となることから、基本的に行政は所有せず解体・売却を行うことが想定されますが、拙速な判断をせず、民間事業者の市場ニーズを調査するとともに、将来的な需要に対応できるよう行政が所有しながらも、貸付による管理負担減、収入増の取り組みなどで財を生み、公共施設整備のための基金に積み立てるなどして、公共施設マネジメントの取り組みを進めることも考えられます。



現在のコミュニティ関連施設配置図



移転後のコミュニティ関連施設配置図

3. 効果的・効率的な管理運営

- 圏域内の公共施設は全て築30年を超えており、西保育園は45年を経過しています。特に2施設ある防災センターは災害時に適切に利用できること、西保育園と西児童館・学童保育所は子どもたちが安全に利用でき、保護者が安心して通わせることが出来るよう設備を含めて計画的な保全に努めていく必要があります。
- 中地域防災センターと富士見台防災地域防災センターの貸室は、他の同様施設と比較して利用者は少なくはありませんが、洋室化等など有効活用の方策を検討する必要があります。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

⊙：学校施設

第二小学校	圏域の核施設として位置付ける。 建替え事業進行中であり地域の中心施設としての機能を充実させる
第八小学校	(北圏域参照)
第四小学校	(北圏域参照)

第二中学校	2022 年頃より新しい中学校施設の在り方を整理し建て替え計画に着手する。
-------	---------------------------------------

㉔：コミュニティ施設

西福祉館	第二小学校の建て替えに併せて複合化を行う。現施設については廃止し、貸付や売却など有効活用の手法を図る。
中地域防災センター	近隣に市有施設が無いことから、本施設は将来に渡って存続させる。ただし、貸室の利用率が低いことへの対応を検討する。
富士見台地域防災センター	第二中学校建て替え計画の際に、学校敷地への移転可能性を検討する。2026 年に大規模改修が予定されているが、第二中学校との検討結果が出るまで実施しない。
北福祉館	(北圏域参照)

㉕こども施設

北学童保育所	(北圏域参照)
西学童保育所	第二小学校改築工事に合わせて内装の改修を検討する。将来、第八小学校が統合した場合、現施設は閉鎖とする。
西児童館	築後 40 年を迎える。児童館としての役割と施設機能を整理し、必要が生じれば機能向上を図る。整理できない場合は長寿命化の改修工事に留める。
西保育園	『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第二小学校	建替え						
	工事	工事	工事	工事			
西福祉館	建替え(複合化)						
	工事	工事	工事	工事			
中地域防災センター							
富士見台地域防災センター					大規模改修		
					実施設計	工事	
西保育園		外壁改修					
		調査	工事				
西児童館		大規模改修					
		実施設計	工事				
西学童保育所	建替え(一部複合化)						
	工事	工事	工事	工事			
第二期期間中の主な計画(2028~2039 年)							
第二中学校	建替え(2027~2032)						
西保育園	建替え(2033~2036)						

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

3) 矢川圏域

■現状

地域集会所が一定間隔で設置されています。2023（令和5）年には矢川プラス（複合施設）が矢川駅西側 100mの位置に完成し、広域施設でありながらも、地域における様々な活動の場として整備されます。また、JR 南武線の立体化も計画されています。



■防災面の評価

圏域内では第六小学校と第二中学校のほか、矢川上公園が一時集合場所に、東京女子体育大学が指定緊急避難場所に指定されており、住民の緊急的避難の施設は十分確保されていると言えます。

今後は、2023(令和 5)年に開設予定の矢川プラスに避難所的機能が加えられると大きく改善されることが期待できることから、同施設の災害時の役割に期待するところです。

■基本サービスの充足評価

この圏域の大きな特徴として児童遊園の数が 17 か所あるという事です。小学校低学年程度の小さい子どもの移動距離と考えると望ましいと言えますが、それでもかなりの近距離にある状況もあり、適切な配置という面では貸し付けや売却も含めた方策を検討する必要があると考えられます。同様の施設として維持し続けるのではなく、児童遊園から他機能への転換、あるいは低未利用地として貸付や売却も併せた検討が必要です。

その他、「病院・診療所」「調剤薬局」が少ない傾向にあります。「病院・診療所」「調剤薬局」はセットで考えられると思われ、今後は南武線立体化や矢川駅周辺の整備により病院・診療所が増えることに期待されます。

■公共施設の重点課題

(小学校)

第六小学校の建替えについて、今後数年のうちに検討を開始する時期にあります。第二中学校の建替え時期と重なること、同校敷地内の周辺道路が狭く工事車両に一定の制約が掛かってしまう可能性があるなど多くの課題が想定されます。

早い時期に、想定される課題を抽出することが重要であると考えます。

(コミュニティ施設)

比較的近い距離で設置されていますが、四軒在家福祉館と久保公会堂は自治会のみ利用可能な施設です。しかし、自治会加入率も下がってきており、利用の仕方を検討する必要があります。

一方で、旧甲州街道以南の広い範囲が浸水想定地域に指定されており、台風等による多摩川の氾濫の際には、防災施設としての地域における役割も考えたうえで、適切な管理を行っていく必要があります。

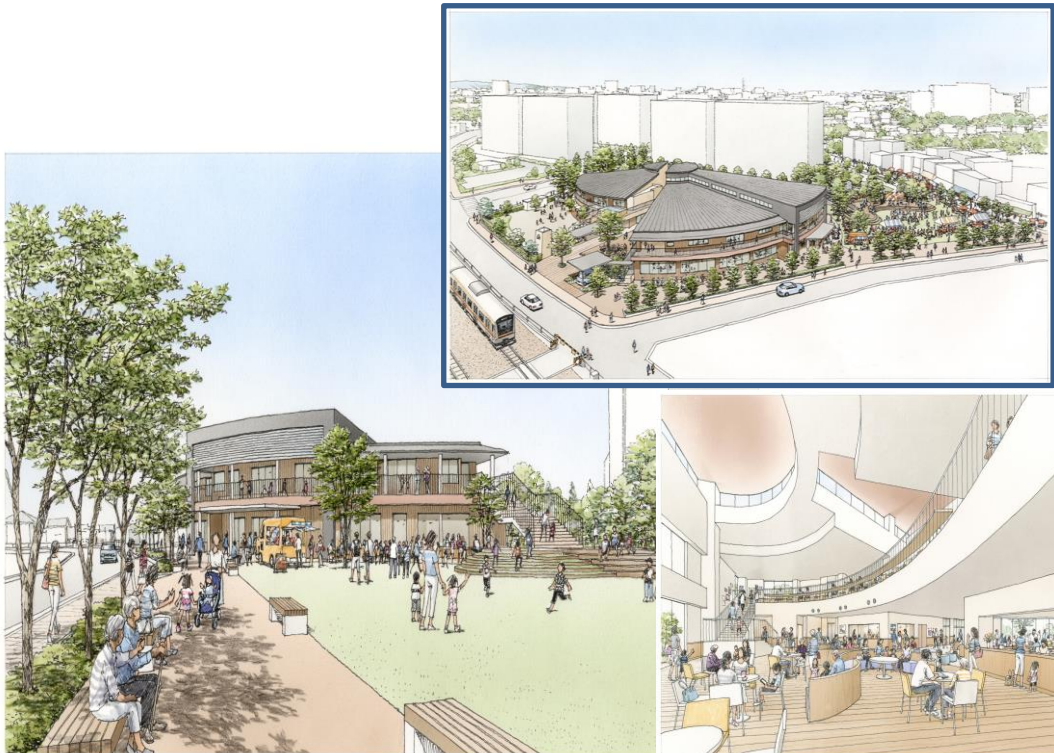
■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

○2023(令和5)年に開設予定の矢川プラスは全ての世代を対象とした機能を有する複合施設として新設されます。

この施設は1階に西児童館と貸室機能を有した多目的広場があり、2階に子育て広場と幼児教育センター、ホールを囲むように配置されたカウンターデスクが整備される予定です。新たな多機能型複合施設であり、圏域の中心的な役割を果たす新たな公共施設として期待されます。市民のニーズを把握するためにも、開設後の検証を行い今後の施設整備に反映されることを望みます。



イメージパース提供:国立駅周辺整備課(富士見台担当)

2. 規模・配置の適正化

- 圏域内における配置はバランスが良く、規模が過大な施設も無いと考えます。
そのため、今後の建替えにおいては規模に十分留意して、面積が増大にならないようにすることが重要です。また、政策において施設の活用、供給が必要となった場合でも、建設（新設）を前提とした検討ではなく、現在の施設を有効活用できないか、民間施設の活用により解決できないかなどの検討が優先的に行われることを望みます。
- 矢川集会所は民間施設の一部を市が所有し、運営されています。この建物は建築後約50年が経過することから、今後の建物の改修計画等に留意する必要があります。近隣では第二中学校が2027年度より改築事業の予定であることから、統合の検討を行う必要もあると考えます。
- 矢川プラスが今後、暮らしやすさの実現とコミュニティの醸成につながり、圏域での中心的な施設となることが想定されます。よって矢川プラスと第六小学校の役割分担を行うことで、第六小学校の建て替えの際は、多くの複合化を前提とせず、シンプルかつ合理的な規模として構想を行い、施設間の役割分担を行う必要があると考えます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 矢川集会所は日曜日が休館になっていますが、『公共施設白書』によると稼働率は78%と他の施設と比較しても非常に高い状況です。この施設は休館日以外、毎日、利用施設で申し込みができるため”借りやすい＝借りたいときに借りられる”という利用者にとって望ましい状況であるといえます。
矢川集会所の稼働率の高さについて検証し、インターネット環境による予約方法の導入なども含め、効果的な手法について他の施設へ反映されることを望みます。
- 都営団地の建替えに伴い移転していた矢川保育園ですが、矢川プラスに隣接して新園舎が建設され、2021年度より民間（社会福祉法人 くにたち子どもの夢・未来事業団）による新たな運営が始まる予定となっています。
今後の保育園のモデルと位置付けられており、多くの類似施設の管理運営手法を取り入れた魅力ある園として運営されていくことを望むとともに、その検証が適切に行われ、公民連携事業として他3園の魅力・サービス向上につながることを期待されます。



イメージパース提供:社会福祉法人 くにたち子どもの夢・未来事業団

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

④学：学校施設

第六小学校	圏域の核施設として位置付けるが、矢川プラスとの機能や役割について整理する。2022年頃より建て替え事業の方針について検討・協議を開始する。
第二中学校	(西圏域参照)

㊦コ：コミュニティ施設

矢川集会所	民間施設の一室を所有し運営している。高い利用率であるが、建物が築後45年を経過しているため、第二中学校等の付近の施設改修時には本施設の将来的な方向性を併せて検討する。
四軒在家福祉館	一般開放はしておらず、地域住民の福祉対策のために地元自治会のみの利用可能。災害時の運営対応など検討が必要。
久保公会堂	一般開放はしておらず、地域住民の福祉対策のために地元自治会のみの利用可能。災害時の運営対応など検討が必要。
青柳福祉センター	1階は子どもたちのたまり場にもなっている。有効に活用できていない空間もあることから、施設機能について検討を行い、必要に応じて改修する。
中平地域防災センター	(谷保圏域参照)

㊦子こども施設

矢川学童保育所	第六小学校建替えと併せて、施設一体型または施設内別棟として新たな施設整備の検討を行う。
矢川児童館	矢川プラスに統合。館全体の魅力を出せるように常に運営を工夫する。
西保育園	(西圏域参照)

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

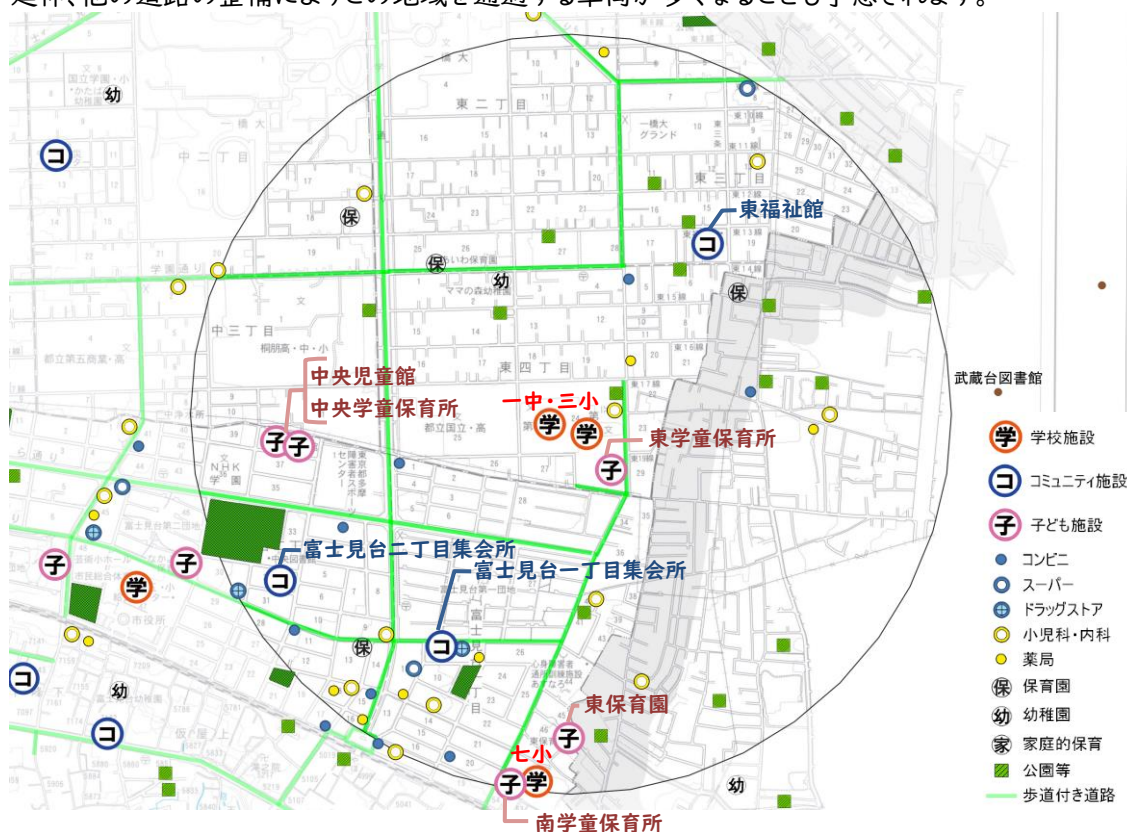
年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第六小学校							
四軒在家福祉館							
矢川学童保育所							
西保育園							
矢川プラス	新築工事						
	工事	工事					
第二期期間中の主な計画(2028~2039年)							
第六小学校	建替え(2027~2032)						

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

4) 東圈域

■ 現状

市立第三小学校、第一中学校が隣接し並んでいるのが大きな特徴です。また、他にも公立、私立の学校施設が多くあるうえに住宅街となっていることから、閑静な環境です。しかし、さくら通り延伸、他の道路の整備によりこの地域を通過する車両が多くなることも予想されます。



■防災面の評価

第三、第七小学校、第一中学校が指定避難所である他、都立国立高校の体育館も避難所候補施設として見込まれており、収容可能面積は他圏域と比較しても高い数値であり、周辺からの避難者が多い地域と考えられます。また、東福祉館も他のコミュニティ施設と比べ収容可能人数が多いことも特徴的です。

学校施設の再編においては更に機能を向上させることを目標にするとともに、国立高校との連携も引き続き行われていくことが重要です。

■基本サービスの充足評価

住宅密集地と駅周辺地が混在している事から偏りがあるように見られますが、サービスは充足していると言えます。

また、この地域は大規模な都営団地があり、そこにも商店や公園機能や集会所などがあることも考慮する必要があります。

圏域面積の1/3程度（圏域東側）は府中市であり、第三小学校付近から以南の地域ではほぼ傾斜なく行き来できることから、府中市域にあるサービスを利用できる状況もあります。

■公共施設の重点課題

(学校)

第三小学校と第一中学校が隣接していることから、第一中学校の建替え検討の際には一体的な敷地利用も念頭に多角的な検討を行う必要であると考えます。しかし、建替え時期に数年のズレがあることや、その時期には複数の学校施設建替え計画が重なることへの留意が必要です。

(子ども施設)

圏域内には中央児童館や谷保第三公園がありますが、大学通りより東の地域に住む子どもや子育て世代は大学通りの往来を必要とします。大学通り以東の地域における、子育て・子育て施設の在り方について検討する必要があります。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- この圏域においては、第三小学校と第一中学校の一体的な整備計画が周辺環境に大きな影響を与えることが考えられます。

公共施設保全計画によると、第一中学校屋内運動場が2029年に、同校校舎棟が2031年に耐用年数を迎え、第三小学校校舎棟の2036年と最大で7年程度の建替え時期のズレが生じることとなります。このことから、一体的な整備方針について早々に検討を開始することが必要であるとともに、学校生活への影響を考慮した綿密なスケジュールを立てることが重要となります。

その際、隣接する都立国立高校において改築計画等、工事の予定が無いか確認し、ある場合は配置計画への影響や工事期間中における車両の通行や近隣への騒音対策などを調整しておく必要があります。

このことから、第三小学校、第一中学校及び国立高校を考慮した、新しい学校施設の整備が期待できます。

- 圏域内に中央学童保育所がありますが、大学通りを境界にして東側の地域には子どもの施設がありません。また、同じ地域においては他の地域と比べて比較的規模のある公園も少ない状況です。

このことから、第三小学校、第一中学校の整備において、公園機能も併せ持った施設の整備という側面からの検討もされることが望まれます。

- さくら通りは「都市計画道路3・4・5号線」として将来的に、東は東八道路、西は青柳大通りを通り、立川通りまで接続される予定です。この整備が完了すると圏域内の車の流れが大きく変わり、交通量が増えることが予想されるとともに、公共交通の要望や人々の往来にも変化が生じると考えられます。

圏域内で最も早い建替え事業は第三小学校と第一中学校の整備事業になる見込みですので、この地域の特性と将来の都市構造を踏まえた施設整備となるよう、時間を掛けた検討がされることを望みます。

2. 規模・配置の適正化	
○ 市ではこれまで概ね半径 500mの円を1つの基準として持ちながら、地域の実情を鑑みて集会所機能を設置してきました。 東園域でみると東福祉館と富士見台一丁目集会所が概ね1kmほど離れており、その間に第三小学校が位置しています。 このような状況から、東福祉館もしくは富士見台一丁目集会所を第三小学校に統合することは避難所候補施設としての役割から好ましくないと考え、中・短期的には現状の配置を維持する方向が望ましいと思われます。 しかし、様々な室を有する東福祉館は時代と共に変化するであろうニーズを捉え対応することが必要です。検討に際しては、一体的管理を行っている東京都所有の集会室の運用と併設されている図書館分室の在り方も含めて検討する必要があります。 ○ 現在、東学童保育所は第三小学校校庭の一部を活用して設置されています。フェンスにより明確に敷地を分けられている状況ですが、第三小学校を改築する際は学校施設への併設の他、敷地を有効活用できるよう、先に改築事業を行う学校施設を参考に設置されることを望みます。 ○ 第三小学校と第一中学校の建て替えを一体的にすることで、例えばプールや体育館、さらには特別教室といった一日の中で恒常的に使用しない機能を共有化することが構想できます。これにより、効率的な施設整備につながることを期待できます。	
3. 効果的・効率的な管理運営	
○ 東福祉館は築 40 年を超え、給排水管等を含めた設備面の老朽化と内装の劣化が表れてくると思います。当面、現施設を使用して行くことを考え、毎年度の適切な点検を行い、災害時においても支障なく使用できるよう保全に努めていくことが望まれます。 ○ 富士見台一丁目集会所はマンションの1階を借り運営されています。その為、内装改修以外についてはマンション全体の修繕計画等によります。市は指定管理者を通じてマンションの修繕計画を把握し、特に災害時の利用に支障を来す工事等の予定が無いか確認を怠らないよう管理運営する必要があります。	

■園域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

④：学校施設

第三小学校	園域の核施設として第一中学校と共に位置付ける。 保全計画上の建替えは 2036 年頃になるが、隣接する第一中学校の建替え事業時に併せて合理的な配置や機能整備を含めて計画を行う。
第七小学校	職員室がある西側校舎が先行して 2037 年頃に建替え時期を迎えることになる。 長期あるいは超長期における財政収支と教育環境を併せて、望ましい事業の進め方について第一期期間中に検討を行う必要がある。

第一中学校	圏域の核施設として第三小学校と共に位置付ける。 2032 年に耐用年を迎えることから、2025 年頃より建替え事業について第三小学校を含めた検討を開始する。
-------	---

㊦：コミュニティ施設

富士見台一丁目集会所	民間施設の一室を借りて運営している。施設所有者と将来的な施設の在り方について定期的な意見交換を行いながら、管理・運営していく。
富士見台二丁目集会所	(富士見台圏域参照)
東福祉館	防災面でも地域の重要な施設である。保全計画上の耐用年までの使用を目標に、時代に即した機能となるよう終期までの改修計画を検討する。

㊧こども施設

東学童保育所	第三小学校の建替え時期に合せて統合する
南学童保育所	第七小学校の方針と併せて統合等を図る。
東保育園	『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。ただし、築 40 年を経過し施設が老朽化していることから、早期に保全を主目的に改修計画を検討する。

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第三小学校							
第七小学校							
東福祉館					外壁改修		
					調査	工事	
南学童保育所	中規模修繕						
	実施設計	工事					
東保育園					外壁改修		
					調査	工事	
第二期期間中の主な計画(2028～2039 年)							
第三小学校	建替え(2033～2038)						
第七小学校	建替え(2029～2034)						
第一中学校	建替え(2026～2031)						

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

5) 富士見台圏域

■現状

市役所庁舎をはじめ、全市施設が多く集まるエリアであるとともに、谷保第三公園など都市公園も多くあります。また、大学通り、さくら通りをはじめ、国立富士見台団地などの樹木が多く緑視率*6が高い地域であり、来訪者に「自然豊かな国立」のイメージを与えている地域の1つです。



■防災面の評価

市役所、総合体育館、芸術小ホールなど大規模な施設が集約されていますが、災害時は避難所ではなく災害対策本部等、行政機能運営のための施設として位置付けられており、公共施設数は多いですが避難所施設は他の圏域とほぼ変わりはありません。

圏域内では第五小学校の建て替えが検討されているため避難所面積は増加すると考えられますが、総合体育館などは避難所として考えられてしまい混乱を招く可能性もあることから、圏域内の施設再編を検討する際には災害時の行政機能と市民対応の両面から検討することが望ましいと考えます。

また、それら施設は南武線以北の施設であることに十分留意し、南武線以南の地域については地域集会所の機能と配置を自治会の様態に合わせて再評価するとともに谷保圏域と併せて検討する必要があります。

*6 地上において、人の視界に入る緑(草木)の量をいう。『都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について』(平成17年8月 国土交通省)では、「緑視率が25%以上になると緑が多いと感じる」と報告されている。

【参考】緑被率=投影面積における緑の量。多摩地域では、国や都立の公園を有する自治体の緑被率が高い傾向にある。

■基本サービスの充足評価

この地域の特徴として都市公園が多くあり、富士見台地域の東西を軸としてバランス良く配置されています。特に谷保第三、第四公園は圏域内だけでなく、全市から市民が訪れる公園として捉え、矢川上公園など他の大規模都市公園とともに今後の在り方や必要機能を整理していく必要があります。

また、児童遊園も比較的バランスよく配置されていますが、集中している箇所については配置の適正化を図るとともに、機能の整理が必要であると考えます。

その他サービスも充足していると評価できます。

■公共施設の重点課題

（富士見台地域重点まちづくり構想）

構想の概要・検討状況は後述しますが、この地域は最もバックキャスティング（P6参照）の考え方を取り入れ、20年程度先の姿を描きながら、直近の課題である第五小学校の建替えを考えていく必要があります。

特に市役所、総合体育館、芸術小ホール、第五小学校、学校給食センター、谷保第四公園が設置されている一団の土地は広大なながらも、各施設を運営しながら新たな施設を敷地内に建設していくほどの余裕（空地）はありません。その為、移転あるいは仮設庁舎等を建てることのできる谷保第三公園などの周辺の大規模画地と併せて事業を計画する必要がある、その議論は第五小学校の建替え、学校給食センターの移転が予定されている今から始める必要があります。

また、保健センターは50年間の借地契約が2028（令和10）年12月31日に満了となることから、併せて早期に様々な方向性を検討し、関係者等との協議を行うことが重要になってきます。

この圏域は他の圏域と比較して大きな変化が想定され、新しい国立市を象徴する再編が期待される一方、再編のための費用と時間は非常に大規模なものとなり、市民の皆様への影響が大きくなる可能性が高いため、多くの案の考察と丁寧な検討が求められます。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- 圏域内のコミュニティ施設では洋室が整備されているコミュニティ施設は貸部屋の稼働率が高く、逆に和室のみの施設は低い傾向にあります。

実際、富士見台二丁目集会所では平成28年度に2室のうち1室を洋室に改修したところ、以降の年度では利用件数が増加傾向です。

年度	利用件数（件）
2013（平成25）年度	879
2014（平成26）年度	903
2015（平成27）年度	903
2016（平成28）年度	734
2017（平成29）年度	912
2018（平成30）年度	1029
2019（令和元）年度	1014

※工事期間の影響による減少

※未確定（未集計期間あり）

このことから、今後、コミュニティ施設としての機能を検討するとともに、部屋の造りにも着目し、時代に合った施設として改修あるいは機能の転換を図り、市民ニーズに対応していくことが必要です。

- この圏域は市役所、総合体育館、芸小ホール、中央図書館のほか、保健センターや福祉会館など全市施設の中でも市民利用が高く、災害時に様々な拠点となる施設が集中しています。圏域施設は日常生活において市民の方に満足な利用をしてもらえるよう、市が主体となって市民の意見を聞き、管理運営を行っていきませんが、前述の全市施設のうち中央図書館と保健センター以外の3館は指定管理者に委託しています。

2016(平成28)年8月に市が実施した公共施設に関する市民アンケート調査では、利用度は図書館と比較して高いとは言えないものの、満足度は70~80%と高い傾向にありました。

引き続き、指定管理者との連携を高め、継続して利用者に満足してもらえる施設の運営を行い、魅力を高めていけるよう努めていくことが望まれます。

また、大型施設であり、容易かつ短期間で改修を行うことは難しいことから設備を含めて計画的に改修を行っていく必要があります。

工事が市民利用の他、地震等の災害時にどのような影響を及ぼすかについて指定管理者と十分な協議を行い、日常点検の結果も踏まえて中・長期の視点も併せ持った事業計画の作成が望まれます。

2. 規模・配置の適正化

- 施設配置に関してはバランスよく配置されていると考えられます。今後は市役所を中心とする富士見台二丁目エリアにおける施設再編に併せて、施設の統廃合(複合化)を検討していく必要があると思われます。

その際には「1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備」で述べたように、この圏域にある全市施設は防災機能上、重要な拠点となる施設が多いことから日常利用と共に災害時の連携も視野に入れた複合化及び配置が重要となります。

可能な限り各施設の機能を停止させることなく、新たな施設を整備していく方法が望まれることから、第五小学校改築事業と時期を合わせて、将来的な施設の配置状況と想定される影響を検討していくことが重要です。

- 第五小学校の建替え事業に伴い、第五小学校児童が通う中央学童保育所は同校に併設もしくは複合化される事が市の基本的方針からも考えられます。

現在、中央学童保育所は中央児童館と出入り口を共有しており、1階を児童館、2階を学童保育所機能として使用しています。また、内部で行き来出来ない状況ですが、福祉会館と同一の建物で運営されています。

学童保育所の移転後、中央児童館の機能をどのようにしていくか、学童保育所の移転と併せて全学的な子どもの居場所を踏まえた検討を十分に行い、新たな子ども政策の需要に現在の学童施設の部分を転用して対応する他、児童館も併せて移転し、空いた空間を他の用途で使用するなど新規施設整備は抑制しつつ、現在ある資産を有効活用するための検討が望まれます。

3. 効果的・効率的な管理運営

- コミュニティ施設は外壁調査に併せた定期的な保全に努め、各年の施設整備費の平準化に努めることとします。
- 第五小学校の改築事業を始まりとして、今後 20 年程度で市役所、総合体育館等を含めた大型施設の改築事業が予定され、その事業規模の総額は莫大な額になることが考えられます。建て替えまでは保全計画の他、設備点検結果や日常の管理を踏まえて、残りの使用予定期間に見合った保全に努め、コスト削減を図る必要があります。
- 公民連携で事業を推進する施設は他市事例も参考に、施設の魅力をより高めるとともに、より効率的な施設管理のノウハウ導入、財源の確保なども含めて一元的な機能向上とランニングコストの削減を図っていくことが望まれます。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

④ : 学校施設

第五小学校	圏域の核施設として位置付ける。2028 年までに建替えを行う。 2021 年にマスタープランの検討に入り、2022 年より基本設計に着手する。
第一小学校	(谷保圏域参照)

⑤ : コミュニティ施設

富士見台二丁目集会所	建物は市有だが、借地である。施設機能を維持しながら近隣の公共施設建替え時期に合わせて複合化等の検討を行うことが望ましい。
石神集会所	(谷保圏域参照)
千丑集会所	(谷保圏域参照)
富士見台一丁目集会所	(東圏域参照)
富士見台防災センター	(富士見台圏域参照)
坂下集会所	(谷保圏域参照)

⑥ こども施設

中央学童保育所	五小建替えに併せて複合化の検討を行う。
なかよし保育園	『国立市保育整備計画』に沿った対応を行っていく。
本町学童保育所	(谷保圏域参照)
中央児童館	第五小学校建替え時には、同校敷地内への移転の可能性や市役所等と併せた富士見台地域の一体的な整備について検討を行う。

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第五小学校		建替え					
		MP	基本設計	実施設計	工事	工事	工事
千丑集会所					大規模改修		
					実施設計	工事	
なかよし保育園					外壁改修(中規模修繕)		
					調査	工事	
総合体育館	中規模修繕		設備改修?				
	実施設計	工事					
芸小ホール						大規模改修	
						実施設計	工事
中央図書館					外壁改修		
					調査	工事	
福祉会館						外壁改修	
						調査	工事
保健センター	大規模改修		外壁改修				
	工事	調査	工事				
教育センター	矢川プラス新築(複合化)						
	工事	工事					
第二期期間中の主な計画(2028~2039年)							
本町学童保育所	建替え(2029~2032)						
市役所庁舎	建替え(2037~2039)						
(参考)	総合管理計画: 建替え(2042~2044)						

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

「富士見台地域重点まちづくり構想」

多くの公共施設があり、国立富士見台団地がある富士見台地域は、地理的にも市の中心となる地域です。市では、まちづくりの方向性を示した「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」(平成30(2018)年2月策定)の実現を図るため、平成30年度より3か年計画で、「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」(以下「重点構想」という)の策定に向けて取り組んでいます。

今後の公共施設の再編や更新については、富士見台地域のまちづくりと連携して検討することが必要です。

【 国立市富士見台地域重点まちづくり構想の概要 】

1) 検討体制

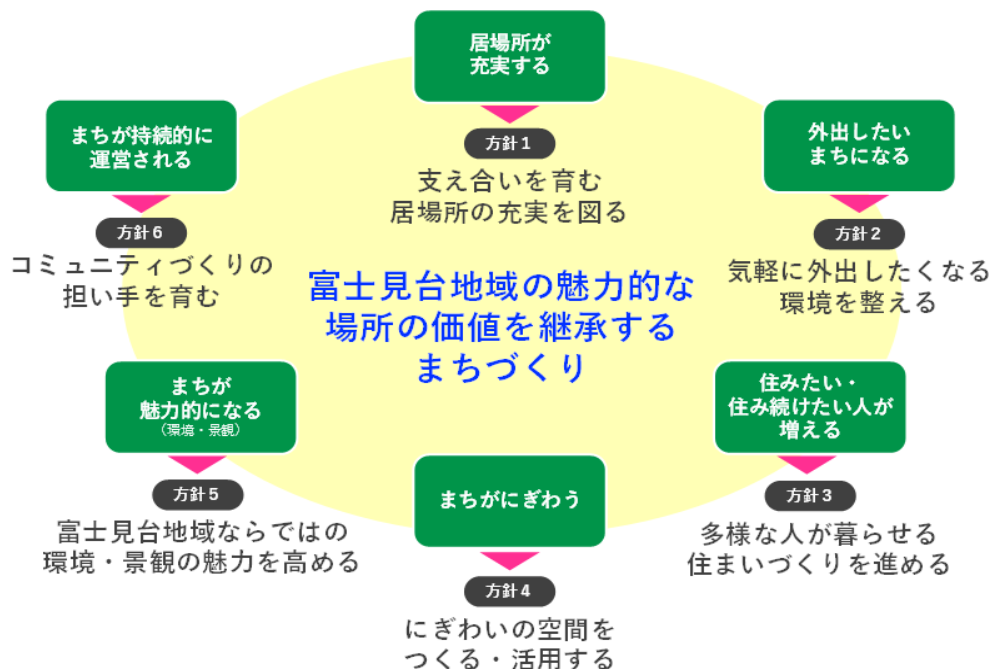
「重点構想」は、行政施策の視点(市)、生活実感の視点(市民)、専門的な知見(専門家)という3つの視点による横断的検討を行っています。特に「重点構想」には、市民の暮らしの視点が欠かせません。そのため、市では住民主体の「国立市富士見台地域まちづくり協議会」(以下「協議会」という)を設置しました。

さらに「協議会」では、市民による「重点構想」をつくるため、広く市民の参加を得て構想を検討する「富士見台ミーティング」(オープン参加型ワークショップ)を主催しています。また、行政内部では、富士見台地域まちづくり担当と資産活用担当をはじめとした関係各課が、密に連携しながら検討を進めています。

2) 検討状況

「重点構想」は、富士見台地域の魅力的な場所の価値を継承するまちづくりを基本的な考えに据えており、これまでに6つの方針が整理されました。今後は、現状のまちの価値と将来のニーズを重ね合わせ、重点的に取り組む事業とエリアを絞り込み、令和2(2020)年度中に、「重点構想」として示される予定です。

図表14 整備方針の考え方(6つの方針)



6) 谷保圏域

■現状

圏域南側(日野バイパス(国道 20 号線)以南)と南西側(寺之下地区地区計画区域)は準工業地域に指定されていることから住宅用地が少ない状況です。また、中央自動車道・国立府中インターチェンジもあることから立地要件を活かした企業が多く、東京多摩青果市場、北多摩二号水再生センターなど敷地面積が大きい企業も多いことが特徴です。

また、病院・診療所が少なく、スーパーが無いことも特徴として挙げられます。



■防災面の評価

避難所等は圏域の北側に集中しており偏在しているとも言えますが、日野バイパスから南側は準工業地域であり住宅が少ないことを考慮すると著しく配置が悪いとは言いきることは出来ないと思われます。

むしろ、この圏域では他の地域以上に、地震と水害の両面に対して対応できる防災機能を有した施設整備と、周辺地域に避難するための道路整備が求められると考えます。

特に多摩川河岸から青柳段丘にかけての地域は浸水想定区域に指定されていることから、今後の公共施設の整備においては、避難所等の施設規模・配置と併せて、地上から床下(避難床)までの高さの確保、崖線上の浸水想定区域外への移動を考慮した道路整備の検討も必要であると考えられます。

■基本サービスの充足評価

「病院・診療所」「調剤薬局」が少なく、「スーパー」「ドラッグストア」が皆無であることから対応の検討が必要であると言えます。しかし、本圏域内の南側の多くは準工業地域であるとともに、生産緑地が広がる田園風景を保存する地域であることから、圏域内で全て整備することは困難であると考えられます。そのため、谷保圏域に隣接する泉連結圏域、谷保東圏域と併せて検討することが重要であると考えます。

本地域は特に、不足するサービス機能を誘致する手法などが検討できないかという視点を持って公共施設の再編を進めることが望ましいと考えられます。

■公共施設の重点課題

(学校施設)

圏域内の住宅数は、他の圏域と比べると少ないですが第三中学校周辺では宅地開発が進んでおり、一戸建て住宅が増えています。今後、日野バイパスと東八道路の接続がされると、更に、圏域内の人口増加が見込まれます。

第三中学校周辺には他の公共施設が無いことから、学校に地域のつながりを強化するような機能を付加させる検討が必要です。

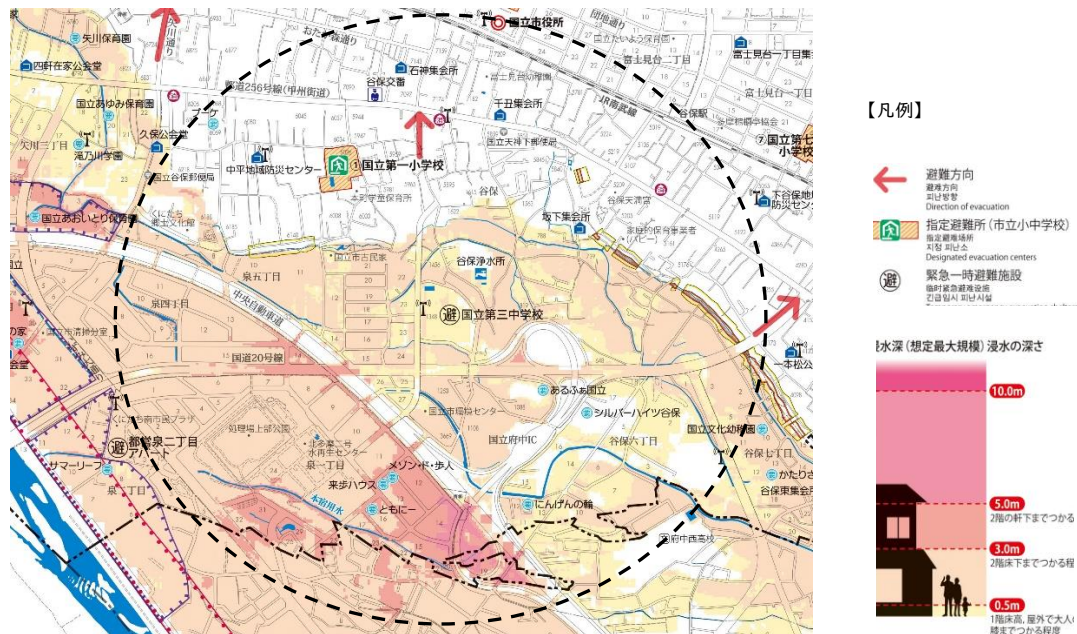
■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備

- 圏域の多くを占める青柳段丘崖以南の多摩川沖積地が多摩川浸水想定区域に指定されています。200年に1度程度、2日間で457mmという大雨により多摩川が氾濫した場合の浸水状況を想定したものであり、最大で5m～10mの浸水深に及ぶと予測される地域もあります。

図表15 圏域内及び付近の浸水想定状況(洪水ハザードマップ)



引用:『くにたちの災害対策～あなたと家族を守る取り組み～』2019(平成31)年3月発行

- 直近では、2019(令和元)年10月に発生した台風19号の際に多摩川氾濫が危ぶまれ、避難準備・高齢者避難開始が発令され、市内7か所の施設が自主避難所として開設されました。

た。

実際、圏域北側にある市立第一小学校に避難者が集中したことにより他の学校または地域集会施設への避難を呼びかける状況となる一方で、当日開設された施設のうち、第一小学校に最も近かった千丑集会所は避難者無しでした。

このことから、現在の地域集会所等が避難所を補完する「避難所候補施設」として認識されていないこと、あるいは施設が広く認知されていないことも要因にあると考えられます。特に、この地域にある公共施設は地震だけでなく、台風など大雨の際にも避難所機能として稼働されることを想定した機能を有するよう整備するとともに、認知を図っていくことが重要になります。

2. 規模・配置の適正化

- 施設全体の配置について、現在の施設の規模・機能で考えると概ね適切であると考えられますが、施設の改築を行う際には人口や利用状況などを鑑みて、より良い施設の可能性を探るため、規模の見直し及び統廃合の検討を行うことは必要と言えます。

また、現在、国立第三中学校は地震時には避難所として指定されていますが、水害時は避難所とされていません。これは、水害は地震と異なり一程度の予測が可能で、他の圏域にある浸水の恐れのない施設に避難することが可能であるとの考えによります。

- 第三中学校においては、水害対策も想定した施設機能の確保が必要といえますが、一時避難場所として隣接する圏域の施設と一体的な検討を行うことが重要となります。

3. 効果的・効率的な管理運営

- 圏域内の都市公園は他の圏域と比較してもそれぞれの個性に溢れた公園と言えます。どの公園も利用の目的に応じた魅力的な要素を有していますが、管理運営においてより柔軟かつ適切に行われると、今以上の満足度を利用者感じてもらえ、利用者も増えると思われます。

法令の改正により、民間のノウハウを活用しやすくなったことから、市が全て考え実施するという発想ではなく、連携して管理運営していく考え方も持った検討を望みます。

- 安心・安全の確保はもちろんのこと、避難所機能として水害時における学校施設の利用を想定し、発災時にも支障なく施設が使用できるよう、設備の改修も含めて定期的な点検と長期的な改修計画を持って管理運営していくことが必要です。

- 第三中学校では市民要望の高かった校庭夜間照明が2015(平成27)年度に設置されています。夜間照明は近隣に配慮し、影響を考慮したうえでの設置となることから、市内では1校のみとなっています。この特徴を活かすため、夜間のスポーツスクールやイベントなど公民連携による事業の展開により、部活動や校庭開放の貸出し以外にも、施設機能を活かしたサービスの提供と効果的な施設の運営につながると考えます。

なお、夜間照明の利用者には受益者負担適正化の観点から電気使用料を徴収しています。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

④学：学校施設

第一小学校	建替え時期が第3期（2040 年）以降であり、耐震化工事から長期間経つことから、定期的な点検を重視し、必要な修繕を実施する。
第三中学校	圏域の核施設として位置付ける。 市内で唯一夜間照明が設置されていることから、夜間における地域開放のモデルとして利用状況・意見の集約や、今後の活用の検討などを行う。

⑤コ：コミュニティ施設

坂下集会所	近年の利用者数をみると増加傾向にあるが、全体的には低い数字である。 たとえば、和室から洋室へ転換したりするなど、時代に合わせた使いやすい施設機能の検討を行う。
千丑集会所	集会所全体の中でも施設利用者が少ない。まもなく、築後 40 年を迎えることから長寿命化の保全に併せて、施設機能の見直しを行う。
石神集会所	集会所全体の中でも施設利用者が少ない。まもなく、築後 40 年を迎えることから長寿命化の保全に併せて、施設機能の見直しを行う。
中平地域防災センター	コミュニティ施設として利用者は少ない。また、借地であることから将来的には第一小学校敷地への移転も視野に在り方を検討する。

⑥こども施設

本町学童保育所	旧施設が 2031 年建替え年度となっているが、第一小学校の改築時期を見据えて、リースによる対応なども含めた改修の検討を行う。
---------	---

2) 第1期各年および第2期通年における圏域内の主な計画

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第一小学校				中規模修繕 実施設計	工事		
中平地域防災センター	大規模改修 工事						
第二期期間中の主な計画（2028～2039 年）							

※ 上記表は『公共施設保全計画』と実施計画を基に作成しておりますが、同計画は作成から5年経つことから現在、改訂作業中です。様々な条件を踏まえ、実施時期や工事内容の見直しにより表中計画と実際の事業が異なる場合があります。

7) 連結圏域

○連結圏域とは

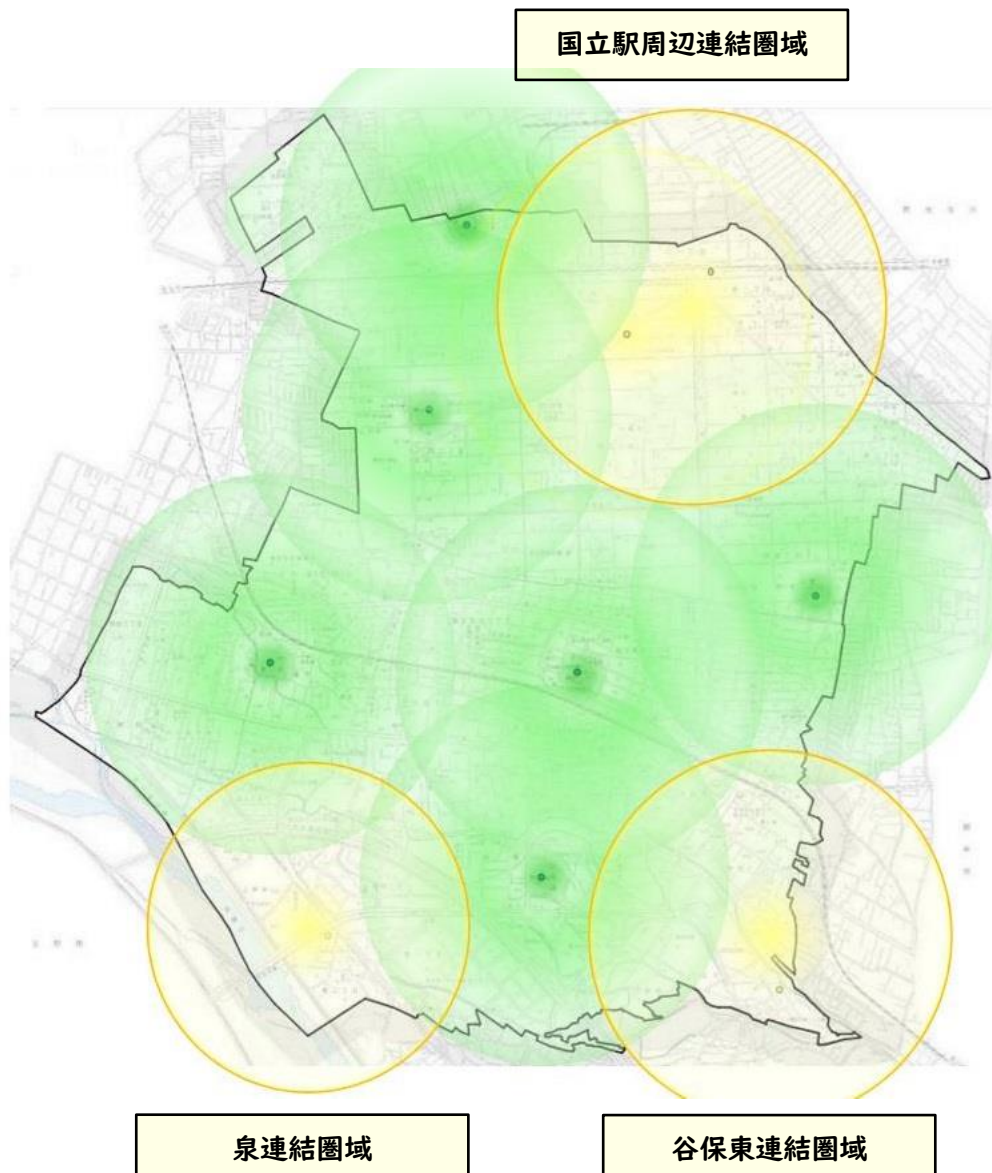
これまで確認した 6 つの圏域に含まれない以下の 3 つの地域は、JR 中央線、日野バイパス、野猿街道、いずみ大通りなど交通機関、主要幹線が発達していて交通至便な地域です。各地域で差異はありますが、基本機能で各圏域よりも充実している地域もあり、地域内でコミュニティの形成に寄与する公共施設も規模は小さいながらも立地しています。

それら公共施設は日常のコミュニティ活動における施設機能とともに、災害時の地域拠点として非常に重要な役割を担っています。

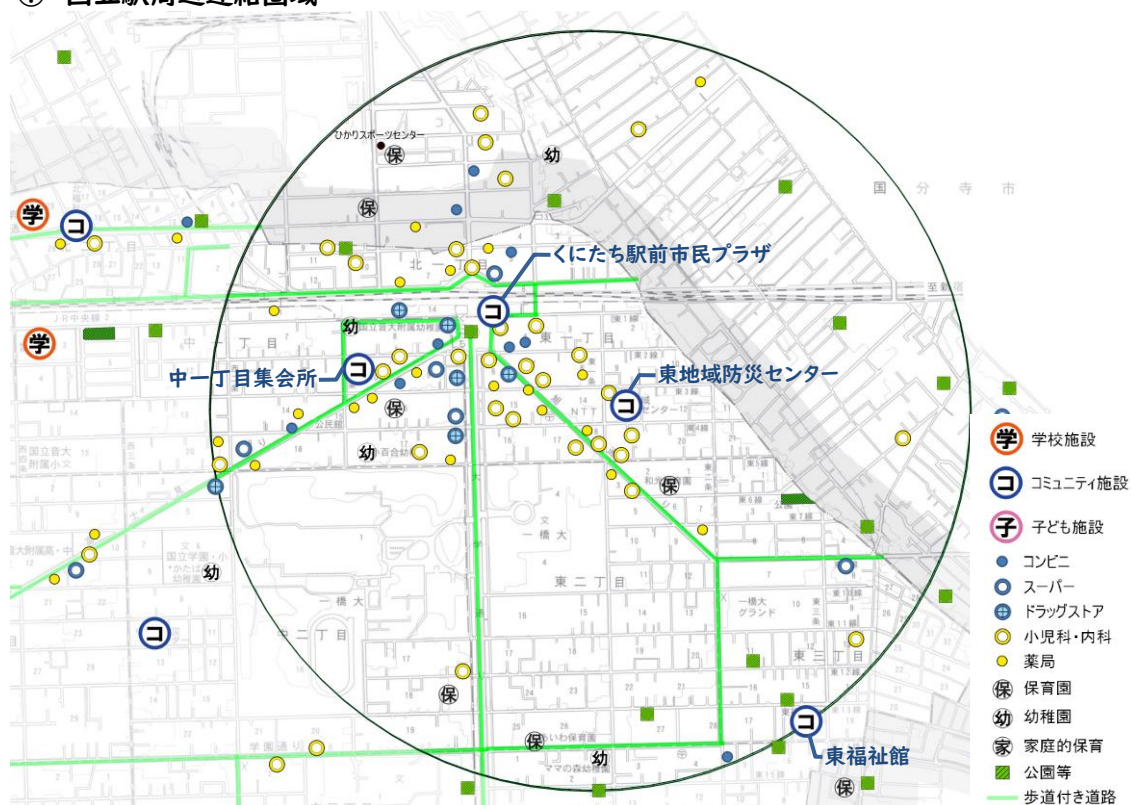
6 圏域の考え方とは異なりますが、3 つの各地域から圏域で示した 800m の範囲には、各圏域の基本機能や公共施設があり、隣接する圏域の施設や基本機能を利用することが可能と考えられます。

また、連結圏域内にある公共施設が建て替えや大規模改修を迎える際に、求められる施設利用形態に合わせた機能を備えることを検討するといったことも考えられます。このことで、利便性の高い交通網も活用して、連結圏域内だけでなく他の 6 つの圏域からも市民が利用しに来る施設・地域となることが期待されます。

図表15 連結圏域エリア図



① 国立駅周辺連結圏域



■防災面の評価

近隣住民が利用する避難所等の施設としては、東地域防災センターと中一丁目集会所のみであり、避難する場合は隣接する北・西・富士見台圏域にある施設に向かうことが想定されます。

また、JR 国立駅があることから災害時には帰宅困難者が多く発生することも考えられます。現在、公民館が外国人の方の避難所として位置付けられていますが、他の施設と含めて発災から一定期間中についての避難者対応が出来るよう、災害時における施設の使い方と必要機能について検証・対応することが望まれます。

■基本サービスの充足評価

国立駅周辺が商業地域、近隣商業地域であることから商店街のほか、スーパーやコンビニ等の商店が充実しており、病院・診療所、調剤薬局も多くあります。

しかし、公園等が少なく子育て世代が気軽に遊ぶ、集まれる公共施設が少ない状況です。今後は現在の施設を維持するとともに、不足する機能を加えた新たな施設の再編を検討する他、公民連携による民間施設の利活用も併せて検討し、充実を図ることが望ましいと考えられます。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

≪総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性≫

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備	
○	旧国立駅舎は国立市の玄関口として、様々な視点から市の魅力を発信し続けるよう、文化財施設として適切な保全とともに、運営を行っていくことが望まれます。
○	駅前市民プラザは貸室の利用だけでなく、フリースペースの利用も多く見られます。使用している年齢層なども様々であり、公共空間をどのように活用しているか市民ニーズを捉えることが出来る施設であるとも考えます。この施設をモデルとして、これからの公共施設における空間の在り方、市民が望む公共空間について全庁的な理解と検討を行い、魅力的な施設整備がされることを望みます。
2. 規模・配置の適正化	
○	地域のコミュニティ施設としては、中一丁目集会所と東地域防災センターであり、その配置は全体のバランスから見ても適切であると考えられます。
○	大学通りの豊かな緑がある一方、公共施設として、子育ての場や公園が少ない状況です。短期的な整備は難しいと思われませんが、この地域における施設の在り方、長期的な視点による整備について検討が必要です。
3. 効果的・効率的な管理運営	
○	公民館、東地域防災センターは築 40 年程度であり、設備の老朽化対策について検討が必要になってくると考えられます。当面、建替えの予定はなく今後も施設を使用していくことを考え、定期的な点検と共に、災害時においても使用できるよう修繕の対応と期間について検討が必要です。
○	中一丁目集会所はマンションの1室を借りて運営されています。建物全体の改修時期など、指定管理者を通じて建物所有・管理者と連携を図り、計画的な管理、運営を行っていくことが必要です。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

=現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動=

㊦：コミュニティ施設

中一丁目集会所	(北圏域参照)
東地域防災センター	選挙投票所としても利用されており、地域において重要な施設である。災害時の利用も想定し、老朽化している設備の対応についての検討を行う。
東福祉館	(東圏域参照)

Map of Higashi-Hiroshima City showing the distribution of facilities. The map includes a legend with symbols for schools, community centers, children's facilities, and various services like convenience stores and supermarkets. Key locations labeled include Higashi-Hiroshima City Hall, Higashi-Hiroshima Community Center, and Higashi-Hiroshima Sports Center. The map also shows major roads and the surrounding area.

圏域北側には第七小学校がありますが、圏域の中心となる地域には広い面積を有する避難所等施設はありません。

なお、既にこの圏域が隣接する府中市とは『大規模災害時における相互応援に関する協定』*6において、「被害者を一時収容するための施設の提供」が確認されており、災害時は相互が協力して住民の安全を確保するとともに、市民にその取り組みと対応についての周知が望まれます。

圏域面積が小さいこともあり、市域内における基本サービスは不足していると考えられる項目が多くあります。しかし、公共施設が元々少なく、規模も大きくないことから統合による施設の機能向上や土地の利活用による対応は難しいと考えられます。

交通の利便性向上を推進し、隣接する富士見台圏域の機能を活用できるようにするとともに、企業誘致など民間との連携による基本サービスの充実、または、既に行われている図書館の相互利用と同様に府中市との相互連携における基本サービスの提供などの検討が必要と考えられます。

69

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備
○ 谷保東集会所はコミュニティ施設として、集会所機能のほか、図書館分室を兼ね揃えています。周辺には国立市の他の公共施設が少ないことから、地域の拠点施設として市民のニーズを把握し必要な機能を提供していくことが望まれます。ただし、その為の改修に伴う閉館と保全工事のための閉館が続くことは好ましくないため、併せて行う配慮が必要です。
2. 規模・配置の適正化
○ 現在あるコミュニティ施設の配置バランスは適切であると考えられます。また、生活圏域として府中市内のスーパー等の店舗や JR 南武線西府駅を利用することも考えられることから、図書館の相互利用協定のように広域連携による施設利用を推進し、市民サービスが向上されることが望まれます。
3. 効果的・効率的な管理運営
○ 下谷保地域防災センターでは 2024(令和 6)年頃に大規模改修が予定されていますが、法定点検・改修である外壁改修工事を 2030(令和 12)年頃に行う必要があります。また、近隣の第七小学校は 2029(令和 11)年頃から建替えに向けた事業が開始される予定になっています。これら事業を個々に検討するのではなくし、周辺地域のニーズを的確に捉えた施設整備にするとともに、ライフサイクルコストの視点も併せ持って、全体的な事業費の縮減につながるよう事業実施時期の見直しも含めた対応が望まれます。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

① 学：学校施設

第七小学校	(東圏域参照)
-------	---------

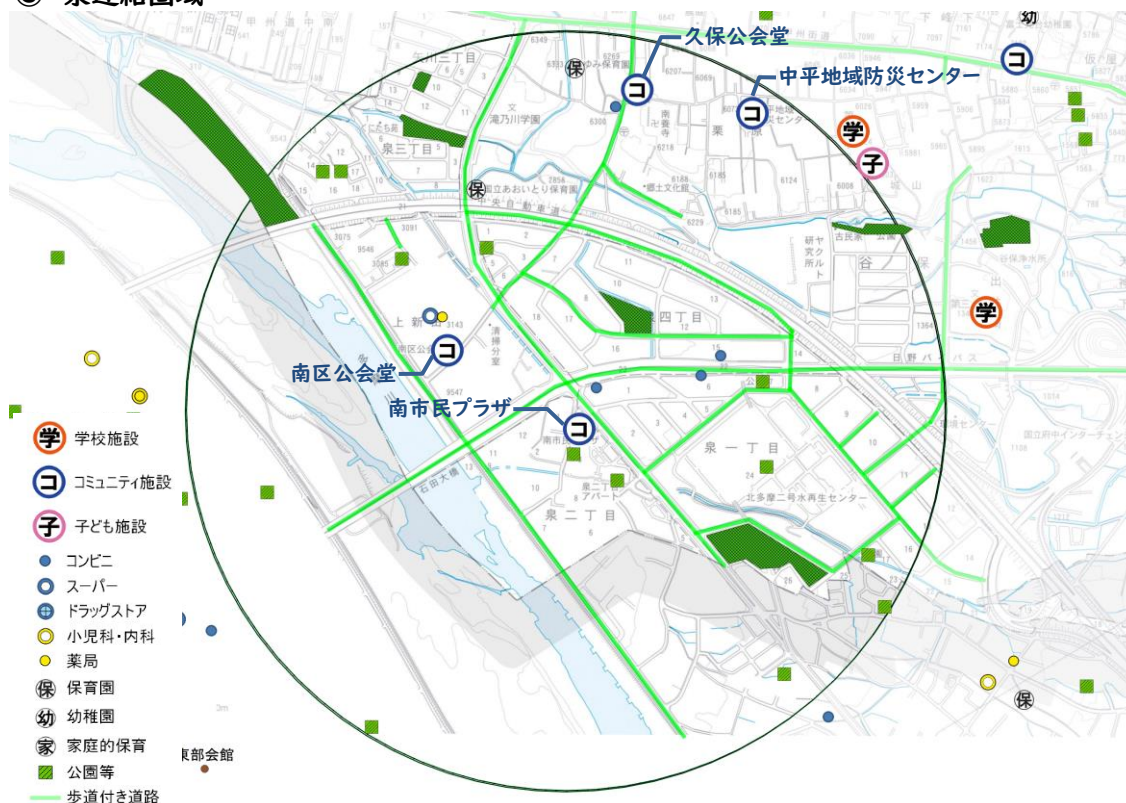
② コミュニティ施設

一本松公会堂	一般開放はしておらず、地域住民の福祉対策のために地元自治会のみ利用可能。災害時における施設の利用、運営対応など検討が必要。
谷保東集会所	図書館分室や調理室などの機能を有し、他の集会所よりも規模が大きく、地域の拠点施設といえる。保全計画等における改修時期を考慮したうえで、必要機能の見直し、検討を行うことが必要。
下谷保地域防災センター	施設の保全に努めながらも、中期的視点として第七小学校の方向性検討と合わせて、貸室や図書分室の在り方などの検討を行うことが必要。

③ こども施設

南学童保育所	(東圏域参照)
東保育園	(東圏域参照)

③ 泉連結圏域



■防災面の評価

本圏域に学校施設はありませんが、避難所候補施設として南区公会堂と南市民プラザが設置されています。

両施設については地震時の対応は十分に可能ですが、水害時については一部機能が利用できない恐れがあります。隣接する谷保第三中学校や他の公共施設を整備する際に水害時の避難場所として確保できるような検討を行う必要があると考えられます。

■基本サービスの充足評価

現在、PFI 事業として運営されているスーパーがあり、その他、ホームセンター、調剤薬局や飲食店、温浴施設も整備され充実した機能が確保されていますが、圏域範囲内に病院、診療所がありません。隣接する谷保圏域にも崖線下の地域には病院・診療所が無いことから、将来的な対応について検討する必要があると考えられます。

また、圏域内にある親水公園や谷保緑地、流域下水道処理場広場は静観な公園であり、広い面積が確保されていることから谷保第三公園、矢川上公園などと同様に広く市民に利用してもらえる公園といえます。これら施設へのアクセス、駐車施設などと共に、今後はより一層、各公園の特徴を活かした整備・運営が進められていくことが望まれます。

■圏域内における公共建築物再編の方向性

《総合管理計画における3つの基本方針に基づく方向性》

1. 市民ニーズを踏まえた魅力的な施設整備	
○	南市民プラザはトレーニング室と図書館分室の他、多目的室、和室、調理室などがあり、南部地域の拠点として整備されています。設置されてから20年以上経過され求められる機能やサービスに変化があること、また、十分活用されていない機能もあることから地域のニーズを把握し、施設全体の一体的な在り方を検討する必要があります。
○	本連結圏域だけでなく、谷保圏域、谷保東圏域には病院・診療所が皆無の状況です。今後、将来的な対応を検討する中で公共施設への併設や誘致といった可能性についても触れられることが望めます。公共施設としての機能だけでなく、それら資産を活用し地域にとってニーズの高い施設・機能を整備することも重要です。
2. 規模・配置の適正化	
○	将来的な検討課題として、第三中学校におけるコミュニティ機能の在り方がこの圏域にも大きく関わってくると思われます。同校は本圏域内には僅かに入りませんが、現在ある施設との配置を踏まえると併せて検討することが望ましいと考えます。 2032(令和14)年頃に第三中学校の中規模修繕が予定されるとともに、南区公会堂が設置後約20年、南市民プラザが設置後約30年となります。改修時期は異なるとしても将来的な視点も含めて、総合的な検討が必要です。
3. 効果的・効率的な管理運営	
○	国立市初のPFI事業として、清化園跡地に整備された複合施設と南区公会堂には圏域外から多くの利用者が訪れています。今後も魅力的なサービスや施設機能の提供を継続していくよう、事業者との連携が行われていくことを望みます。

■圏域内にある地域施設と中長期の視点における在り方

＝現状・評価・課題・方向性を踏まえた具体的行動＝

㊦：コミュニティ施設

南区公会堂	PFI事業により運営されている複合モールの一角にあり、非常に高い利用がされている。建物の保全と設備の更新について、施設所有者と協議を行う。
久保公会堂	(矢川圏域参照)
中平地域防災センター	(谷保圏域参照)

(4) 他市施設の相互利用

現在、国立市では立川市、国分寺市、府中市、日野市の4市と図書館の相互利用について協定を締結しています。最も早く相互利用を始めた府中市で見ると、累計 2,792 人の国立市民が府中市で登録を行っており、平成30年度実績値で 12,266 冊の貸出しが行われています。

この他にも、運動施設や公園などは所在地の関係なく、身近にある施設を利用することも多くあります。

本市における公共施設の再編については、これら他市施設の配置も把握・考慮しながら検討を進めていくという考え方もあります。なお、他市施設の配置等については、対象自治体の『総合管理計画(最新版)』や『個別施設計画』などを十分に理解し、必要に応じてヒアリングも行うなどの調査も併せて行うことが必要です。

図表16 近隣市の配置状況



VII. 施設類型ごとのマネジメント

(1) 行政系施設

1) 市役所庁舎

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
庁舎等	市役所	1977					-

(1) 基本的考え方

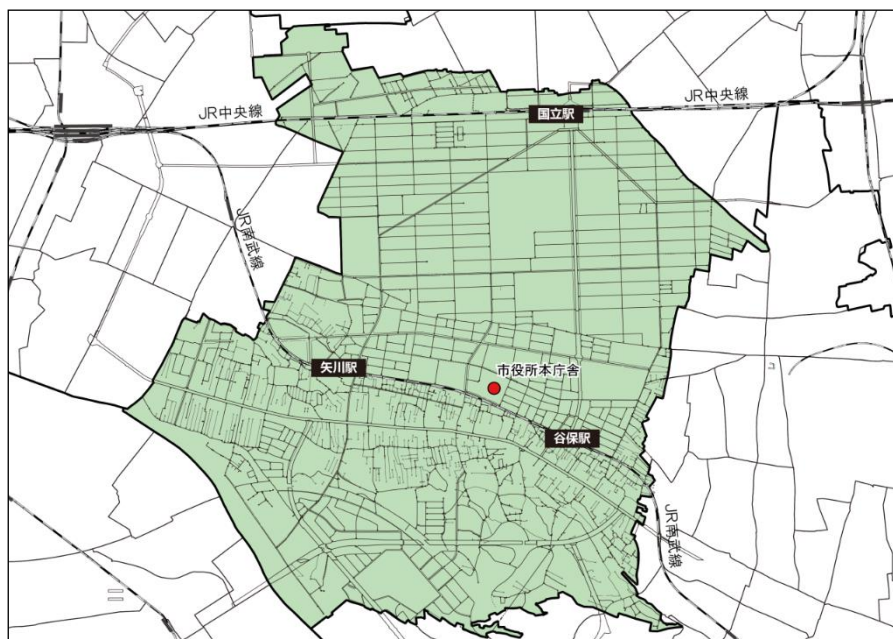
- ・ 本庁舎については、2017（平成 29）年度に受変電設備設備の更新工事や消防設備の更新工事などを実施しました。今後は、2037（令和 19）年度に予定されている建替えまで、庁舎を維持できるように計画的に修繕を行っていく必要があります。
- ・ 北庁舎については、本庁舎の建て替え時期に合わせて、一体的に検討したほうが、費用面や活用方法などメリットが生まれると考えられます。そのため、2022（平成 34）年度に予定されている北庁舎の大規模改修について再検討する必要があります。

(2) アクションプラン

西暦	第1期							第2期											
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画								基本構想							市役所建替え				
															設計	設計	工事	工事	工事

(3) 方向性

- ・ 第1期期間中に建替えに関する検討スケジュールと体制の協議を開始、方針を定める。
- ・ 本庁舎と北庁舎の設備等の修繕・維持のあり方について検討を進める。
- ・ トイレと空調設備の改修について検討を行う。
- ・ 執務室が慢性的に不足している為、引き続き、事務や会議室の在り方を全庁的に検討する。



2) 消防施設

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
消防施設	第一分団器具置場	1987		○			-
	第二分団器具置場	1984					-
	第三分団器具置場	1985		○			-
	第四分団器具置場	1981					-
	第五分団器具置場	2018		○			-
	第六分団器具置場	2015				○	-

(1) 基本的考え方

- ・ポンプ車の車庫としての用途や災害時の活動拠点としての機能を有しており、市としても火災や災害に備えるために、いかなる場合においても施設が利用できる環境を確保していく必要があります。
- ・一部施設では自主的にトイレの洋式化などもされていますが、設備の老朽化にも適切に対応し、災害時の活動拠点としての機能を維持していく必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期							第2期												
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画						第一分団 大規模改修													第一分団 中規模 修繕	
						設計		工事												設計
	第四分団 大規模 改修 工事																			

(3) 方向性

○第一分団器具置場

- ・適切な保全、管理に努め、今後20年以上は現施設を使用していく。

○第二分団器具置場

- ・適切な保全、管理に努め、今後20年以上は現施設を使用していく。

○第三分団器具置場

- ・適切な保全、管理に努め、今後20年以上は現施設を使用していく。

○第四分団器具置場

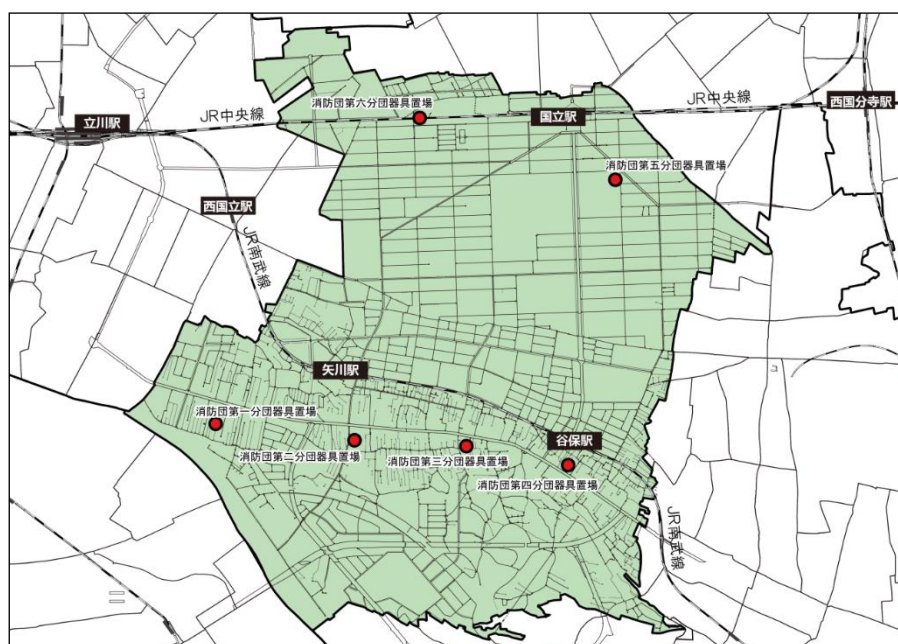
- ・2021(令和3)年度に外壁改修工事を実施予定。工事後も定期的な点検、管理に努め、今後20年以上は現施設を使用していく。

○第五分団器具置場

- ・2018(平成30)年度に移転、新設した新たな施設ではあるが保全点検を怠ることなく、適切に管理していく。

○第六分団器具置場

- ・2015(平成27)年度に移転、新設した新たな施設ではあるが保全点検を怠ることなく、適切に管理していく。



3) 廃棄物処理施設など

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
廃棄物処理施設	清掃分室・リサイクルセンター	1979					-
	環境センター	1988					-

(1) 基本的考え方

- ・両施設とも建物自体の保全には努めていますが、設備の老朽化対策が課題となっています。
- ・清掃分室は、設置当時の機能が必要となくなり、施設機能と使われ方に乖離が生じています。敷地全体の使い方を含めて本施設が果たす役割を検証し、今後の在り方について検討する必要があります。その際は、リサイクルショップやインターネットオークション等が一般化している現状から、一定の役割は終えたとの見方もできますが、リサイクルの啓発、交通弱者やインターネット弱者対応、高齢者雇用（シルバー人材センター）等の観点も含めて、あらゆる対策と事業の継続性を検討します。
- ・環境センターについては、民間施設や他自治体と広域的に処理できる施設があれば委託・合同処理する選択肢もありますが、近隣に該当施設がなく、自治体ごとに分別や処理方法等が異なり、処理費（あるいは売却額）は市況等に影響を受けやすいこと等もあり、現状では、安定的・継続的・効率的な処理を確保するためには本施設での処理が最適と考えられます。しかし、将来的なこととして、現施設での建替えは困難であると考えられることから、他の敷地への移転もしくは、施設の稼働を一時停止する必要があります。第2期期間中には施設の在り方を検討する必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期											
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画								環境センター 大規模改修												
								設計	工事											

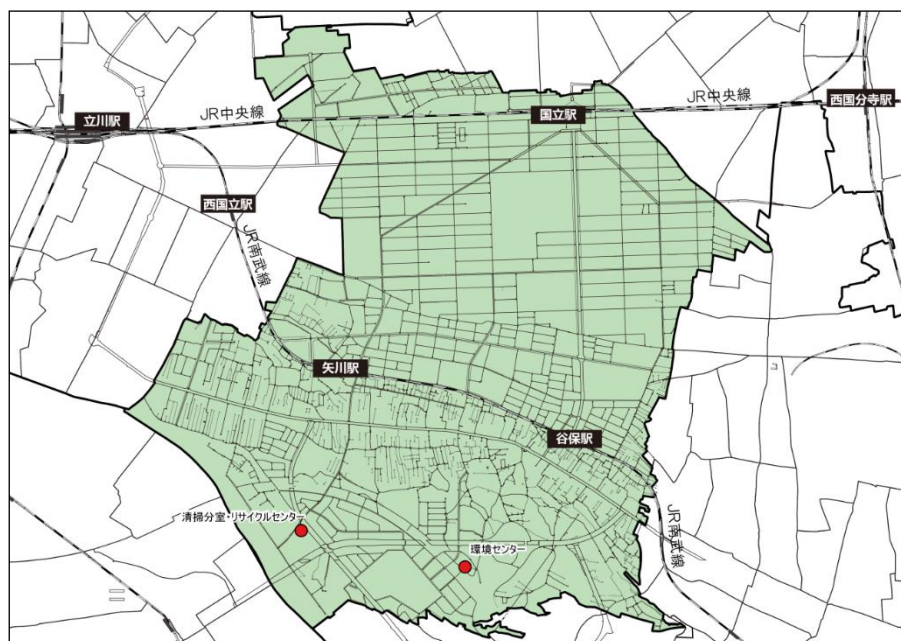
(3) 方向性

○清掃分室・リサイクルセンター

- ・第1期期間中に、北側敷地を含めて施設全体の在り方を見直す。検討の結果、現在の施設を継続して使用とした場合は、使用していない老朽化した設備の撤去を早期に行う。

○環境センター

- ・設備の老朽化が著しいが、一斉更新するには費用、時期両面において課題が多く、部分対応となる。このことから、早期に設備の改修計画を立案する。



(2) 文化・社会教育系施設

1) 公民館

用途	施設名	建設年度	有償 借家	有償 借地	無償 借家	無償 借地	指定 管理
公民館	公民館	1978					-

(1) 基本的考え方

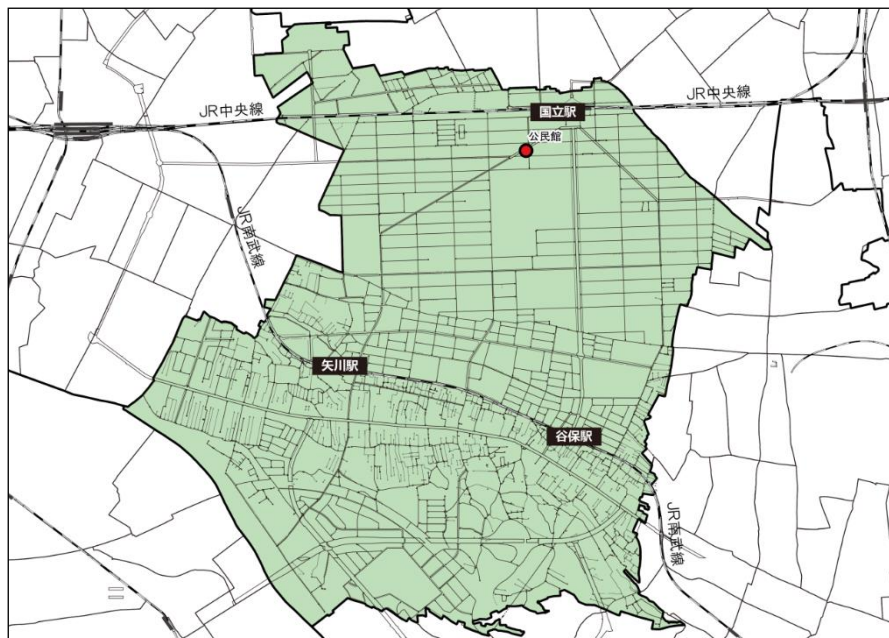
- ・2017(平成 2)年 11 月の市教育委員会定例会において、現行の直営施設として維持していくこととされています。
- ・構造体も健全であり、外壁改修もされたことから引き続き現施設の使用は可能と思われます。しかし、給湯や衛生機器などの比較的小規模の設備については老朽化したままであること、市総合防災計画では災害時には本施設に外国人支援センターが開設される予定であることから、今後はその様な設備の更新、外国人も利用しやすい施設機能についての検討も必要となります。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期							第2期											
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
計画	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
										公民館外壁改修 調査 工事								公民館中規模修繕 設計 工事	

(3) 方向性

- ・小規模な設備の老朽化対策について検討を行う。
- ・災害時における施設機能を再認識し、対策強化の検討と必要に応じて対応を行う。



2) 図書館

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
図書館	中央図書館	1974					-
	青柳分室	1975					-
	東分室	1978					-
	下谷保分室	1984					-
	谷保東分室	1991					-
	北市民プラザ図書館	1997			○		-
	南市民プラザ分室	1997			○		-

(1) 基本的考え方

- ・2017(平成 2)年 11 月の市教育委員会定例会において、現行の直営施設として維持していくこととされています。
- ・直営施設として運営を維持しながらも、様々なサービスについて時代に合わせた利便性や施設機能について検討する必要があります。
- ・富士見台地域における市役所等の再編計画の際は、本施設もその対象として検討する必要があります。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期							第2期											
	2021 3	2022 4	2023 5	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15	2034 16	2035 17	2036 18	2037 19	2038 20	2039 21
計画					中央図書館 外壁改修 調査 工事								中央図書館 中規模修繕 設計 工事						

(3) 方向性

○中央図書館

- ・電子書籍の導入など時代に合わせたサービスについて検討する。
- ・各施設が建替え等を迎える時期となっていることから、分館・分室を含めた、将来的な図書館機能や配置の在り方について検討する。

○北市民プラザ図書館

- ・市民プラザ全体の改修に合わせた保全に努めるとともに、貸出し以外のサービスの提供についても、時代に合わせた内容による展開を検討し実施する。

○青柳分室

- ・青柳福祉センターの改修に合わせて図書室機能の在り方について検討し、必要な改修については建物改修と併せて実施する。

○東分室

- ・小学校の図書館程度の面積と蔵書数を有しており、開館日数も多い施設であることから利用者が多い。市民ニーズを捉え、今後の施設の在り方と改修計画について検討する。

○下谷保分室

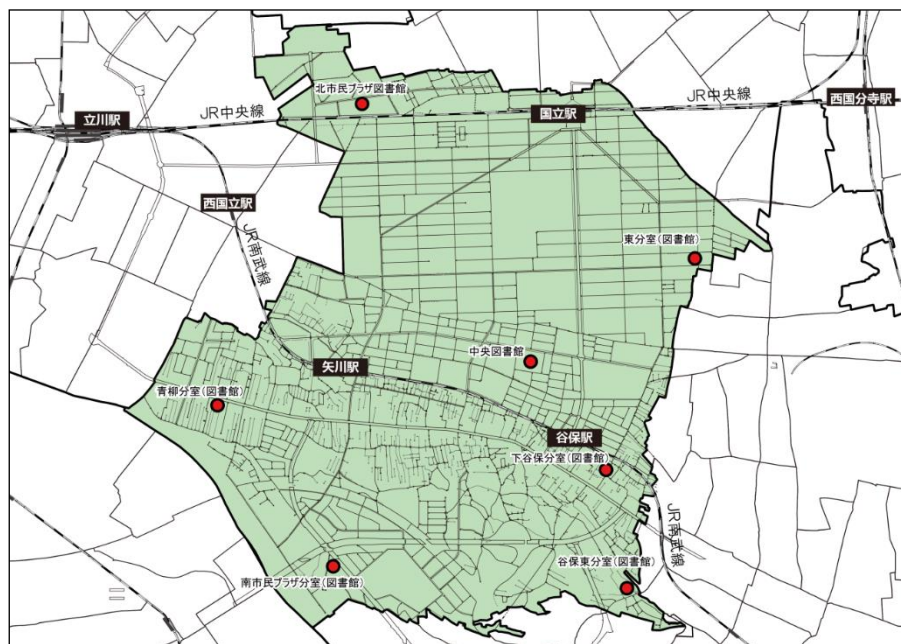
- ・建物全体の改修及び、建替え時期を迎える第七小学校の事業方針検討に合わせて分室の在り方について検討し、より地域住民、利用者の状況に即した対策を図る。

○谷保東分室

- ・市外利用者の割合が他の分室よりも高いが、相互利用できる府中市の図書館が近隣にある。貸出しの相互利用だけでなく、幅広い連携によるサービス、魅力の向上につながる事業などの検討を行う。

○南市民プラザ分室

- ・トレーニング室との連携事業など、新たな事業（イベント）の展開を図り、魅力ある施設として今後の在り方を検討する。



3) 芸術小ホール

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
市民芸術小ホール	芸術小ホール	1987					○

(1) 基本的考え方

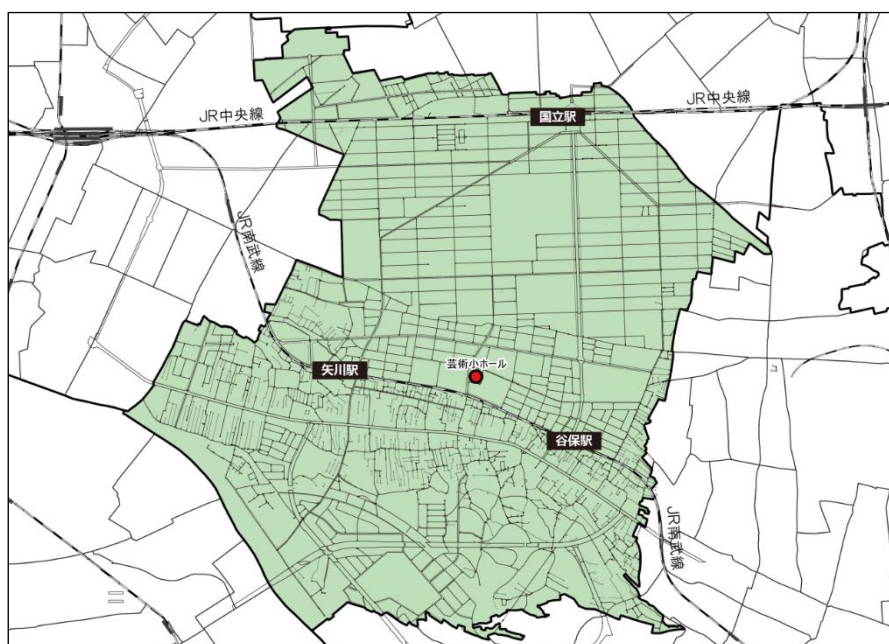
- ・大規模な外壁改修、設備改修が続くとともに、雨漏れによる被害も発生しています。このことから、施設の老朽化に対する日常の点検や、防水等の劣化状況の確認を適宜行い、安心・安全に施設の運営、利用が出来るよう努めていくことが必要です。
- ・基幹設備を総合体育館と共用していることから、先に見込まれている総合体育館の建替え計画に合わせて本施設も将来的な施設の検討を行うとともに、富士見台地域における再編計画の対象とします。
- ・現在は避難場所として指定されていませんが、災害時には重要な拠点施設となることが想定されることから、災害時等における施設利用の強化も図っていくことが望まれます。
- ・文化芸術活動には施設が必要不可欠であるため、人口減少が見込まれるとしても文化施設そのものを廃止することは難しいと考えられ、複合化等により単独施設でなくなるとしても、その機能は具備させておく必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期										
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画						芸術小ホール 大規模改修 設計 工事			芸術小ホール 外壁改修 調査 工事										

(3) 方向性

- ・第1期期間中に総合体育館、市役所と共に建替え事業に関して検討を開始する。
- ・文化芸術活動拠点として「国立市文化芸術推進基本計画」の施策を推進していく。



4) 郷土文化館

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
郷土文化館	郷土文化館	1993		○			○

(1) 基本的考え方

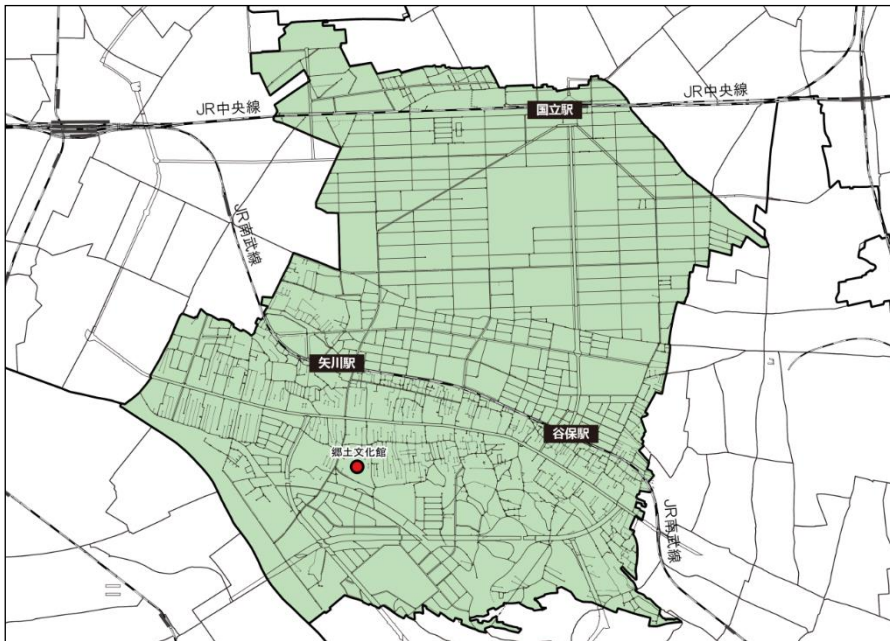
- ・ 指定管理者とともに保全に努め、多くの鑑賞・研究活動を提供していく運営を目指すとともに、展示品や収蔵品を適切に管理するため、空調設備関係の適切な管理にも努める必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期							第2期												
西曆	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画					郷土文化館 外壁改修									郷土文化館 大規模改修						
					調査 工事									設計 工事						

(3) 方向性

- ・ 借地の契約期間が残り20年であることから、第1期期間中から将来的な本施設の在り方について検討を開始する。
- ・ 開館以来、常設展示室の大規模リニューアルを行っておらず、開館以降に発掘された文化財が展示されていないものも多くあるため、常設展示室リニューアルの検討を行う。



5) 古民家など

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
文化財施設	古民家	—					○
	旧国立駅舎	—					—
	旧本田家住宅	—					—

(1) 基本的考え方

- ・それぞれの施設が非常に貴重な歴史的価値があり、文化財として今後も適切に保全していく必要がある。その為にも、文化財施設については個々に復原・改修事業者や専門家の意見を聞きながら、中長期の保全計画を立案する必要があります。
- ・文化財においては消防設備の点検・維持管理を適切に行い、人命だけでなく、建築物の保存にも対応する必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期										
	2021 令和3	2022 4	2023 5	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15	2034 16	2035 17	2036 18	2037 19	2038 20	2039 21
計画	本田家住宅母屋 解体・再築工事 解体監理再築設計																		

(3) 方向性

○古民家

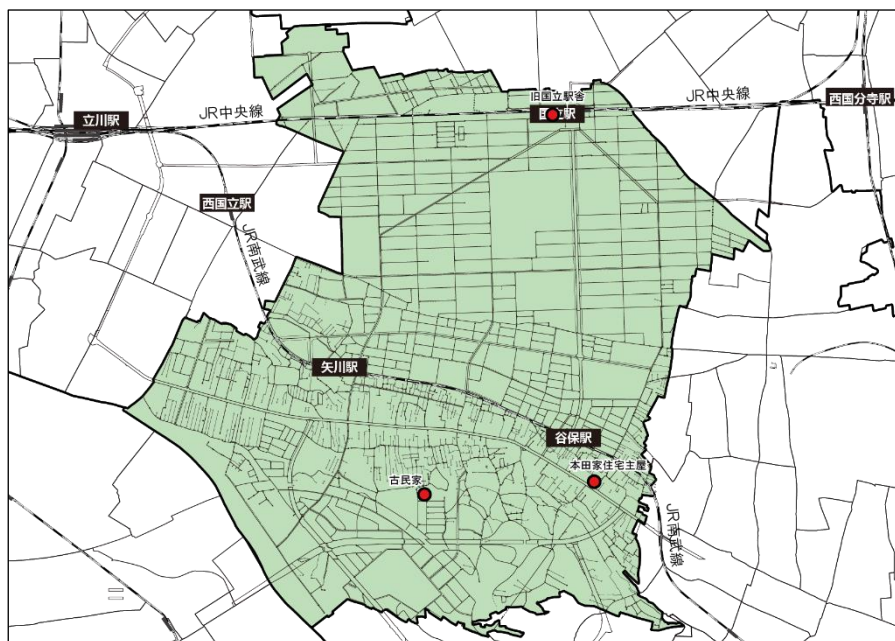
- ・城山さとのいえ、城山公園との一体的な環境を活かした施設の在り方を検討する。

○旧国立駅舎

- ・建物だけでなく、空間を活かした施設の魅力づくりに努め、歴史的資料の展示以外のイベントなども随時検討し、国立市の魅力を発信する施設としての在り方を検討・実践していく。

○旧本田家住宅(主屋、薬医門)

- ・第1期期間中に復原工事が実施される。建物の歴史的、文化的価値を広く発信するとともに、国立市の新たな観光資源として維持管理・運営に努めていく。



(3) スポーツ施設

1) 市民総合体育館

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
市民総合体育館	市民総合体育館	1982					○

(1) 基本的考え方

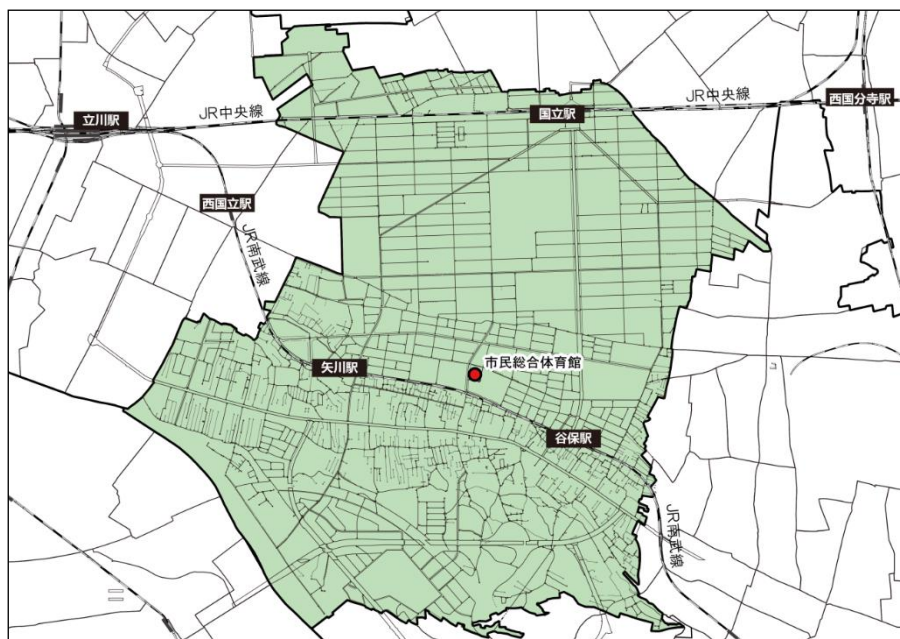
- ・ スポーツ振興の拠点であるとともに、イベントや式典会場、災害時の拠点としても幅広く利用される施設であり、多用途への対応を可能とする機能と設備、運営の在り方が重要となります。
- ・ 時代と共に運動、スポーツの環境や求められる機能も変化しています。指定管理者とともに施設全体を有効に活用し、様々なイベントの開催やサービスの提供がされることを望みます。
- ・ 市役所と共に災害時の重要拠点となることから、建替え事業を見据えた事業計画を検討するとともに新施設移転まで現施設が稼働できるよう、富士見台地域における再編計画において検討する必要があります。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期									第2期									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
計画	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	市民総合体育館・芸術小ホール設備改修							総合体育館外壁改修							総合体育館建替え				
	設計 工事 工事							調査 工事							基本構想				

(3) 方向性

- ・ 指定管理者と協力し、市民に運動やスポーツの機会を広く提供するとともに、時代に即したサービスの提供を行っていく。
- ・ 第1期期間中に市民芸術小ホール、市役所と共に建替え事業に関して検討を開始する。
- ・ 施設の機能が停止しないよう、日常的な施設の点検を行い、必要な修繕を計画的に実施していく。



2) 南市民プラザトレーニング室

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
南市民プラザトレーニング室	南市民プラザトレーニング室	1997			○		○

(1) 基本的考え方

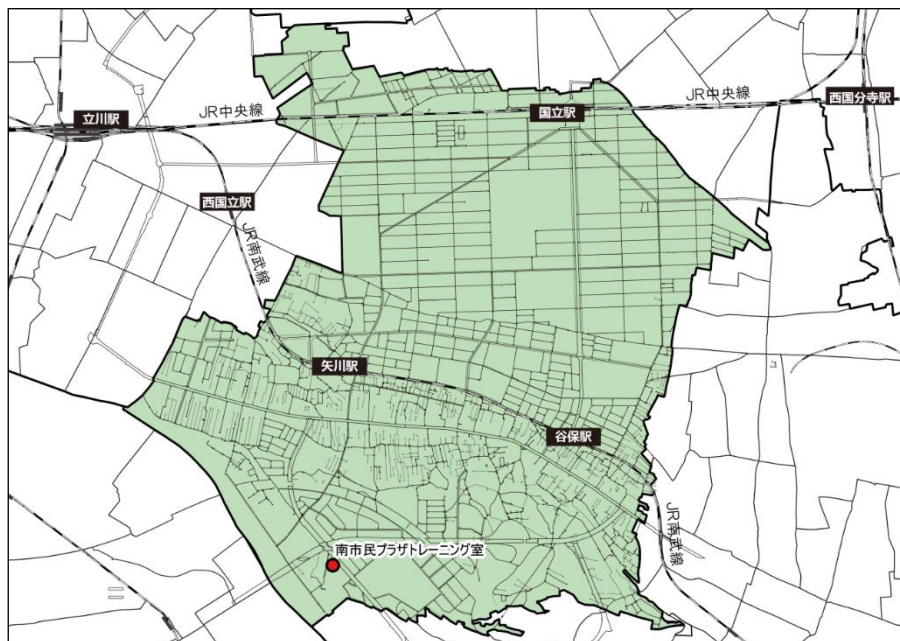
- 南部地域における市民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興と健康的な市民生活の向上を目的としています。市直営である市民プラザ機能、図書館機能との複合化施設での運営ですが、館一体で連携した事業の展開、利用しやすい環境の整備の検討が必要です。

(2) アクションプラン

西暦	第1期								第2期										
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画	(保全計画上の予定なし)																		

(3) 方向性

- 今後の本施設の在り方について、指定管理者と共に検討する。
- 市民プラザや図書館とタイアップし、健康・運動などをテーマにしたイベントや講座の開催、情報提供の機会創出などを検討していく。



(4) 産業系施設

1) 城山さとのいえ

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
産業振興施設	城山さとのいえ	2014					-

(1) 基本的考え方

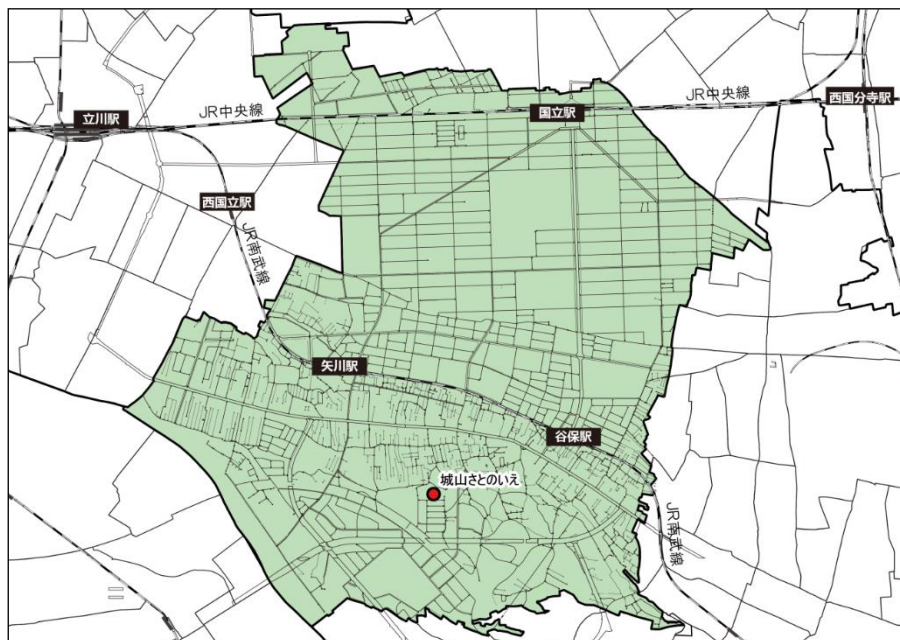
- ・設置目的である農業体験や農業に関する情報発信の拠点として、南部地域の魅力を発信できる施設を目指します。
- ・周辺散策に訪れる方々の利用があり、夕方には子どもたちの集まる場にもなっている。貴重な里山の風景を伝えるとともに、市民の憩いの場としての役割を維持していく。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期								第2期										
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
計画	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
													城山さとのいえ 中規模修繕 設計	工事					

(3) 方向性

- ・運営状況に配慮しながら、運営主体について指定管理者制度の導入も検討を行う。
- ・農作物に触れる機会や、農業を体験する、あるいは農家との交流を通して、国立市の田畑の価値、新鮮な農作物の必要性を広く知っていただく機会として各種イベントを継続的に企画していく。



2) 高齢福祉施設

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
高齢・社会福祉施設	福祉会館	1991					○
	福祉会館分室	1965	○	○			○
	北高齢者在宅サービスセンター	1994				○	○
	高齢者用借上げ住宅	1989	○	○			-
	高齢福祉施設(ひらや照らす)	2017					-

(1) 基本的考え方

- ・ 高齢者だけにとどまらない、地域交流やボランティア活動などでの活用を検討します。
- ・ 時代と共に高齢者の活動やニーズにも変化が当然あると考えます。高齢者の福祉政策の検討において、施設の在り方や求められる施設機能などについても検証され、方向性が示されることが望ましい施設運営の考え方と思われます。
- ・ 福祉会館は災害時にはボランティアセンターとしての機能が見込まれています。そのため、災害時にも施設機能が維持できるよう、日常の点検と、適切な修繕を行う必要があります。
- ・ ひらや照らすは高齢者だけでなく、子育て世代なども訪れる地域の居場所となっています。地域集会所などのコミュニティ施設の1つのモデルとして位置付けるとともに、今後も運営事業者と連携して市民が来たくなる場所として運営されていくことを望みます。

(2) アクションプラン

西暦	第1期							第2期											
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画						福祉会館 外壁改修						福祉会館 大規模改修							
						調査 工事						設計 工事							

(3) 方向性

○福祉会館

- ・ 現在設置されているエレベーターについて、2023(令和5)年に部品供給期限を迎えるため、以降の修繕が困難となることから更新時期の検討と対応が必要となる。
- ・ 2027(令和9)年頃に予定される外壁改修に合わせて、他の改修も行う。それまでの間は簡易な改修に努める。

○福祉会館分室

- ・ 使用されていない時間帯の一般貸出等について検討する。

○北高齢者在宅サービスセンター

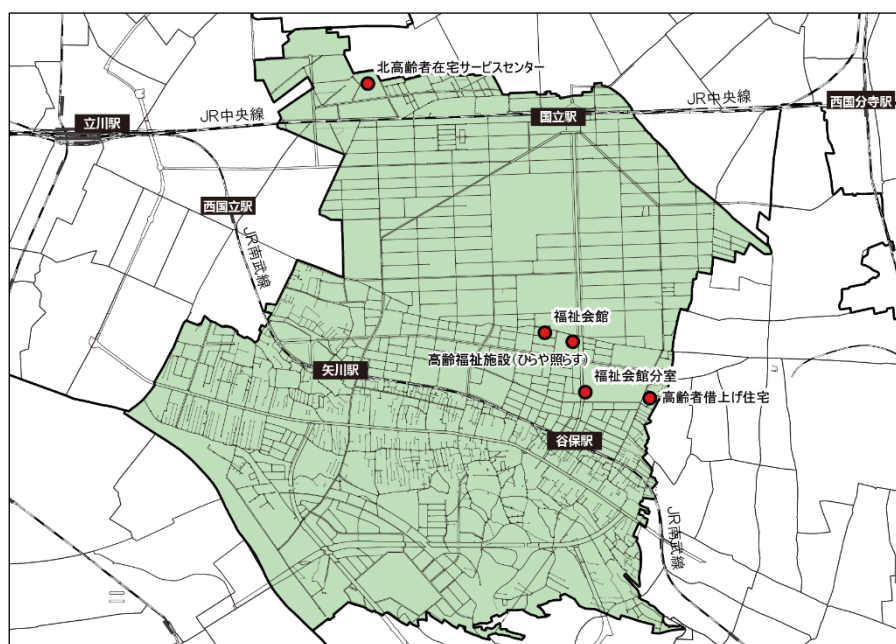
- ・ 周辺地域における地域包括の拠点として、指定管理者と共に施設管理と運営について今後の方向性について協議・確認をする。

○高齢者用借上げ住宅

- ・ 利用者の生活を考えながらも、支援方法について検討し、本施設の在り方を検討する。

○ひらや照らす

- ・ 遺贈され市有施設として管理を始めたのは2017(平成29)年だが、建物は築40年を経過していることから、継続的に構造体を含めた施設の安全性を確認し、施設利用者の安全を確保する。第1期終期頃には築50年を迎えることから、日常の施設修繕を含めて、施設全体の在り方を検討する。



3) 障害福祉施設

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
障害福祉施設	心身障害者通所訓練施設あすなろ	1974					○
	障害者センター	1983					○

(1) 基本的考え方

- ・ 障害者の日常生活や活動を支援する施設として設置され、現在は社会福祉協議会が指定管理者となり運営されています。しかし、施設の老朽化などにより現在のニーズに対応できていない部分もあることから、様々な意見を聞きながら、今後の在り方について検討する必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期											
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画			障害者センター 外壁改修										あすなろ建替え							
			調査 工事										設計		設計		工事		工事	

(3) 方向性

○共通

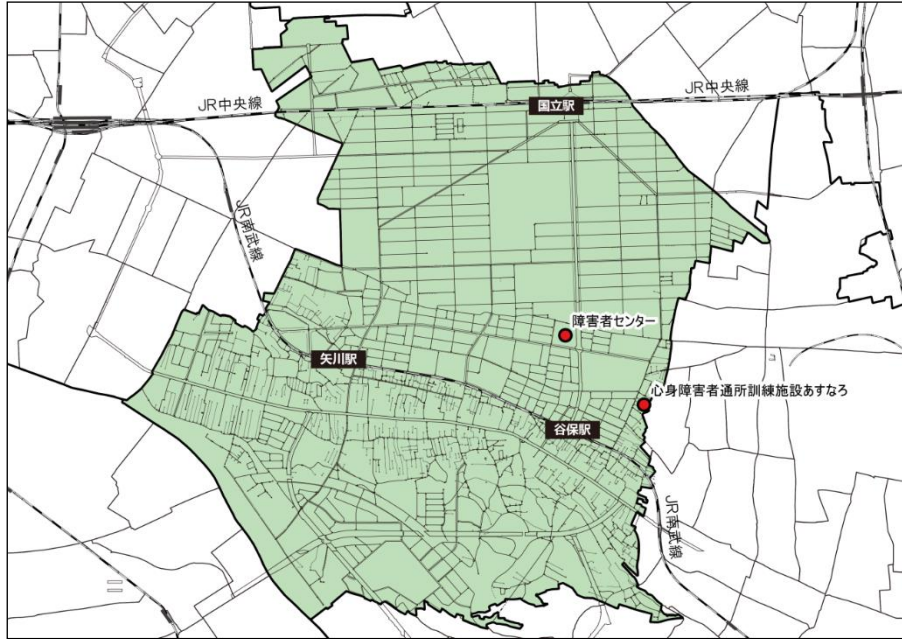
- ・『国立市指定管理者選定委員会報告書』や『事務事業評価委員会報告書』に基づき、当市における障害福祉サービスの整備状況、障害者支援施設が担う機能をふまえ、市と民間事業者との役割分担や現在の指定管理者の取組みなどを勘案し、設置主体・運営主体等の在り方について検討する。

○心身障害者通所訓練施設あすなろ

- ・再編計画期間内に改修や建て替えは予定されていませんが、必要に応じ、老朽化した設備の更新を検討することが重要である。

○障害者センター

- ・今後必要とされるサービス・機能や担い手についての検討を行う。ただし、方向性が定まらない場合、2024年に予定される大規模改修は実施せず、中規模修繕程度の改修とする。



(6) 学校教育系施設

1) 学校

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
学校	国立第一小学校	1964		○			-
	国立第二小学校	1963					-
	国立第三小学校	1971					-
	国立第四小学校	1969					-
	国立第五小学校	1965					-
	国立第六小学校	1969					-
	国立第七小学校	1971					-
	国立第八小学校	1978					-
	国立第一中学校	1971					-
	国立第二中学校	1969					-
	国立第三中学校	1975					-

(1) 基本的考え方

- ・ 子ども達の学び舎、地域の防災拠点として安心・安全に利用できるよう、毎年の定期点検と日常の保全業務を継続していく必要があります。
- ・ 学校施設を建替える際には地域における核施設として、コミュニティ機能や地域に合わせた機能を併設させるなど「地域とともにある学校」を念頭に、新しい学校施設の検討を行う必要があります。また、コミュニティ機能を併設する際には、地域のコミュニティ施設との役割について考慮し、総合的に望ましい施設の配置となるよう検討する必要もあります。
- ・ 第二小学校の建替え以降、学校施設の建替え事業が続くことが見込まれています。少子化が予測されているなかで、将来的な施設の在り方の他、地域の拠点として地域の特色に合わせた整備の検討が求められます。
- ・ 『国立市学校施設整備基本方針』（平成 30 年 2 月 国立市教育委員会）において、現況における設置基準及び、児童・生徒数から算出する 20～30 年後の学校数の目安として小学校6校、中学校2校程度とされています。良好な教育環境を第一に考えながらも、児童・生徒数の推移、推計や様々な要素、条件に沿って、長期的展望による検討が必要です。

(2) アクションプラン

第1期								第2期																																
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039																					
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																					
計画	第一小学校 非構造部材																第一小(屋体) 中規模修繕																							
	設計		工事		工事															設計		工事																		
	第二小学校建替え																	第三小学校建替え																						
	工事		工事		工事		工事															MP		設計		設計		工事		工事		工事								
	第五小学校建替え																			第四小(校舎) 中規模修繕		第四小(屋体) 中規模修繕																		
	MP		設計		設計		工事		工事		工事															設計		工事												
														第六小学校建替え																										
							MP		設計		設計		工事		工事																									
	第四小学校 非構造部材															第七小学校建替え																								
	工事															MP		設計		設計		工事		工事		工事														
							第一中学校建替え																			第八小学校 中規模修繕														
							MP		設計		設計		工事		工事		工事															設計		工事						
														第二中学校建替え																										
							MP		設計		設計		工事		工事		工事																							
																				第三中学校 中規模修繕																				
															設計		工事																							

(3) 方向性

○第一小学校

- ・建替え時期が第3期(2040年)以降になることから、校舎と合わせて定期的な点検と維持管理を重視し、必要な修繕を実施する。

○第二小学校

- ・第1期期間中に建替え事業を行います。建物だけでなく適切な維持管理のモデルとなるよう、管理体制の構築を目指す。

○第三小学校

- ・建替えは2036年に予定されるが、第一中学校の建替え事業(2032年予定)に合わせて、合理的な配置や機能整備を検討する。

○第四小学校

- ・2021(令和3)年度から実施予定の非構造部材耐震化改修工事により、建物の安全性向上が図られる。建替え年度まで期間があるため、継続して施設の保全に努める。

○第五小学校

- ・2028(令和10)年までに建替えを行う。同一区画の市役所等も第2期、3期で建替え時期を迎えることから、配置計画の段階から将来的な周辺環境の変化を検討する。

○第六小学校

- ・2022(令和4)年頃より建替え事業の方針について検討・協議を開始する。矢川プラスとの機能や役割について整理する必要がある。

○第七小学校

- ・西側校舎が先行して2037(令和19)年頃に建替え時期を迎える。望ましい事業の進め方について第1期期間中に検討を始め、方針を定める必要がある。

○第八小学校

- ・長期的には第二、第四小学校との統合の検討が必要であるが、施設の保全と共に、時代に合わせた施設機能の整備は他校と変わりなく実施していく。

○第一中学校

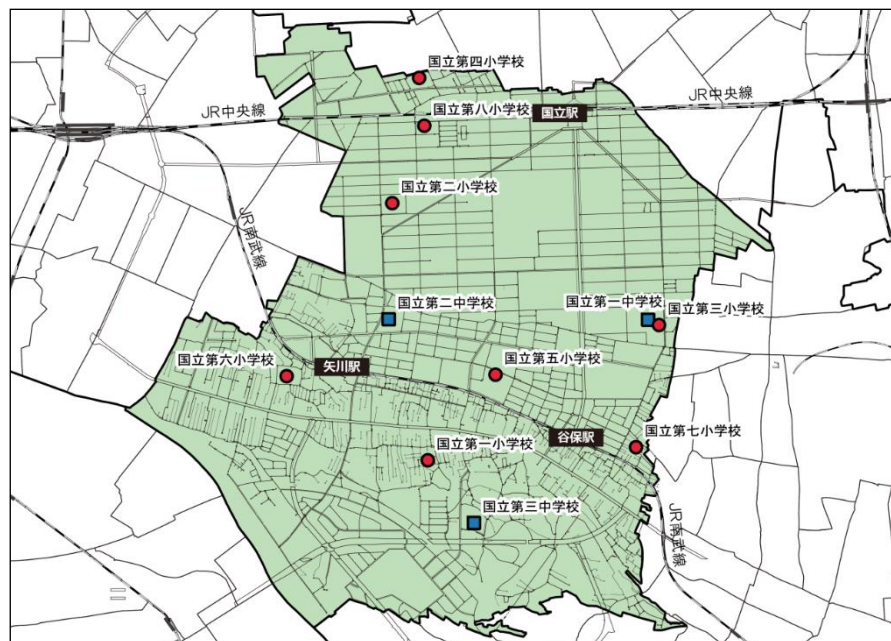
- ・2032(令和14)年に耐用年を迎えることから、第1期期間中の2025(令和7)年頃より建替え事業の検討を開始する。その際は、第三小学校との一体的整備の検討も併せて行う。

○第二中学校

- ・2022(令和4)年頃より建替え事業の検討を開始する。その際は周辺の公共施設も含め、計画の検討を行う。

○第三中学校

- ・公共建築物が少ない地域において、核施設としての役割を持った施設として位置付け、必要な機能等の整備、維持管理を行っていく。



2) 給食センター

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
学校給食センター	第一給食センター	1968					-
	第二給食センター	1975					-

(1) 基本的考え方

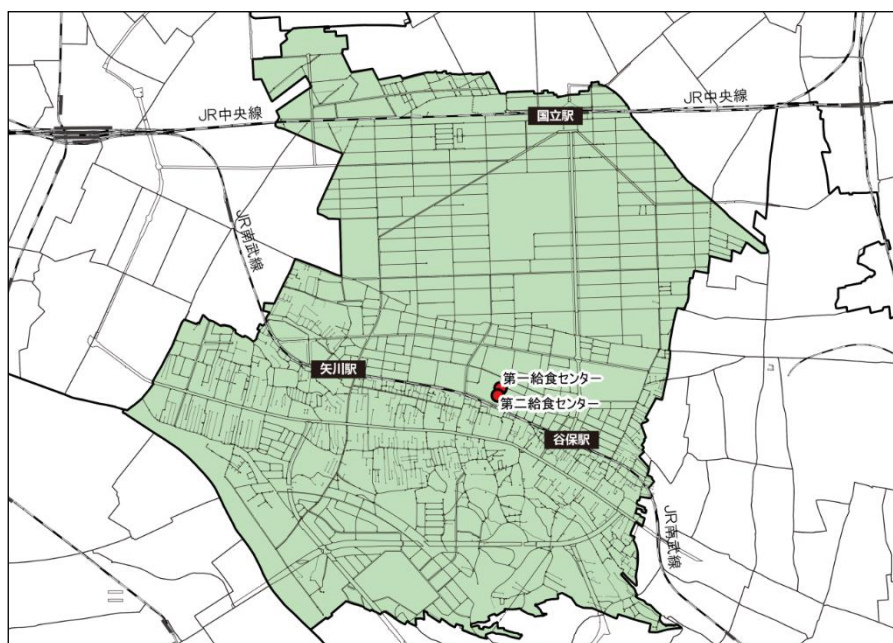
- ・ PFI 手法による新たな給食センターの整備が予定されています。
- ・ これまで対応できなかったアレルギー食の提供など、PFI 導入における民間事業者のノウハウを十分にサービスに反映できるよう、事業者と連携していく必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期							第2期											
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画			給食センター建替え																
			1年目	2年目															

(3) 方向性

- ・ 新給食センターの稼働までは現施設の運営に支障を起こさないよう、管理・維持修繕に努める。
- ・ 現給食センターの跡地活用について、第五小学校の建替え事業検討に併せて、一体的に検討を行う。



3) 教育センター

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
教育センター	教育センター	1974					-

(1) 基本的考え方

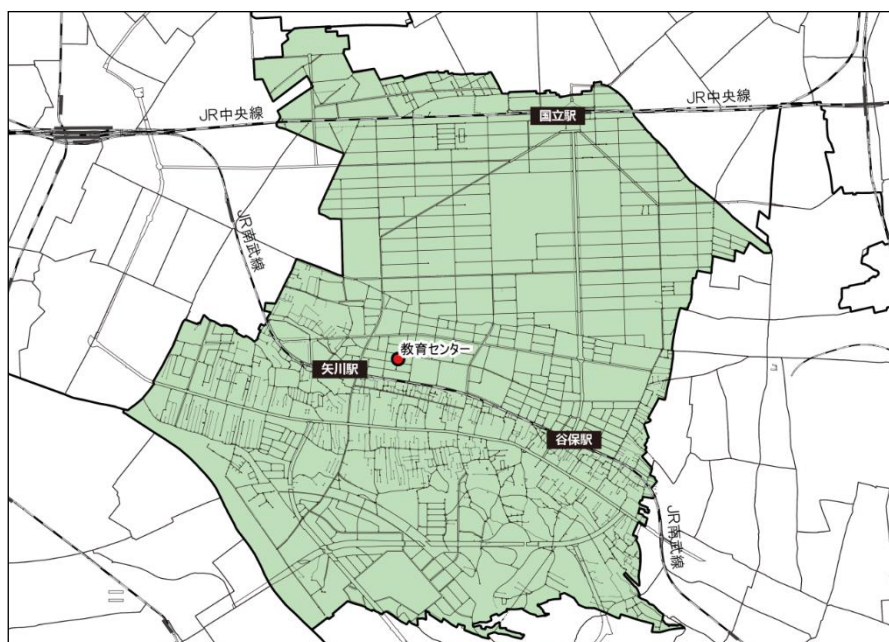
- ・ 適応指導教室のニーズが高まっているなかで、施設の必要性和将来的な施設整備・運営について方向性を検討する必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期							第2期												
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画													教育センター 中規模修繕							
													設計	工事						

(3) 方向性

- ・矢川プラスの開設時期に合わせて、小中学校の適応指導教室が現施設での一体的運営が可能となるよう準備を進める。
- ・個別の学習スペースや相談、発達障害の検査に使用する部屋など各専用の機能を持った室が不足していることから、小学校適応指導教室の移転時期に一体的に整備できるように検討する。
- ・施設の耐用年数は 40 年近くあることから、当面は施設の維持に努めるが、学校施設の建替え事業が続くことから、それらと合わせて教育施設全体の在り方と方針について検討する。



(7) 子育て支援施設

1) 保育園

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
保育園	なかよし保育園	1966				○	-
	西保育園	1974					-
	東保育園	1977					-

※矢川保育園は、2021（令和3）年度より「くにたち子どもの夢・未来事業団」による運営となるため、本計画の対象外とします。

(1) 基本的考え方

- ・矢川保育園が「くにたち子どもの夢・未来事業団」による運営となることで、人的・財政的効果を生み出し、その人的・財的資源を保育・子育て支援施策に活用することができます。矢川保育園の民営化後に評価検証を十分に行い、2園目以降の民営化について判断していきます。
- ・引き続き安心・安全な施設運営のため、日常点検を定期的の実施するとともに、時代に合わせたサービスの提供と必要な設備や機能の検討と対応が必要です。

(2) アクションプラン

第1期								第2期													
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039		
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
計画					なかよし保育園 中規模修繕																
					設計 工事																
					なかよし保育園 外壁改修																
					調査 工事																
	西保育園 外壁改修																				
	調査 工事																				
				東保育園 外壁改修																	
				調査 工事																	
													西保育園建替え								
													設計	設計	工事	工事					
																	東保育園 中規模修繕				
																	設計	工事			

(3) 方向性

○なかよし保育園

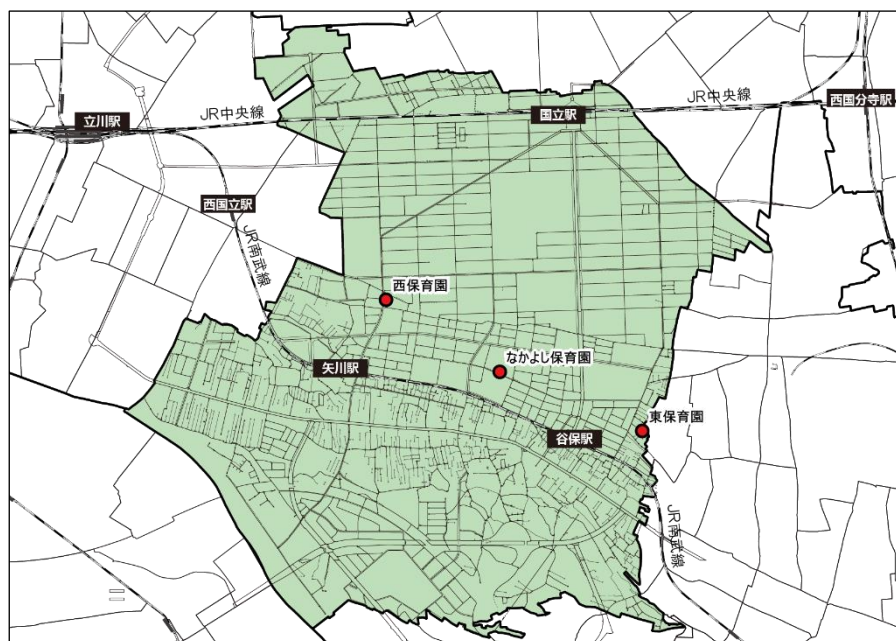
- ・再編計画期間内の2026年に中規模改修が保全計画に予定されている。また、近接する第五小学校も再編計画期間内での建て替えが検討されている。公立保育園の基幹園として想定されていることから、幼保小連携の実践のために、単独改修を見送り、第五小学校と複合化することの是非を検討する。

○西保育園

- ・保全計画上の残存耐用年数が15年を切っている。保育需要や民間も含めた市内保育園の配置を踏まえながら、将来の建て替えに向けた検討を今後行う。

○東保育園

- ・保全計画における建替え時期は2057年頃であり、引き続き、現施設を利用していく。他の施設と比較し、今後も長期に使用していくことから配管等設備の大規模な改修も将来的な視野に入れて、日常点検と適切な修繕を行っていく。



2) 児童館

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
児童館	中央児童館	1991					-
	矢川児童館	1970			○		-
	西児童館	1982			○		-

(1) 基本的考え方

- ・財政健全化の取り組み方針・実施細目では、児童館は「これまでの運営方法を検証するとともに、多摩 25 市等の実施状況を調査研究し検証したうえで運営のあり方を検討していく」とこととされています。子どもたちの放課後の過ごし方を踏まえた今後運営のあり方の検討が必要となります。
- ・矢川児童館は矢川プラスに移転複合化することとなっています。複合化の効果などを検証し、今後の他児童館の移転や建て替えの検討に活かしていくことが求められます。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期												
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039		
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
計画					矢川児童館 外壁修繕			矢川児童館 中規模修繕													
					調査		工事	設計				工事									
	西児童館 外壁修繕								西児童館 外壁修繕												
	調査				工事						調査				工事						

(3) 方向性

○中央児童館

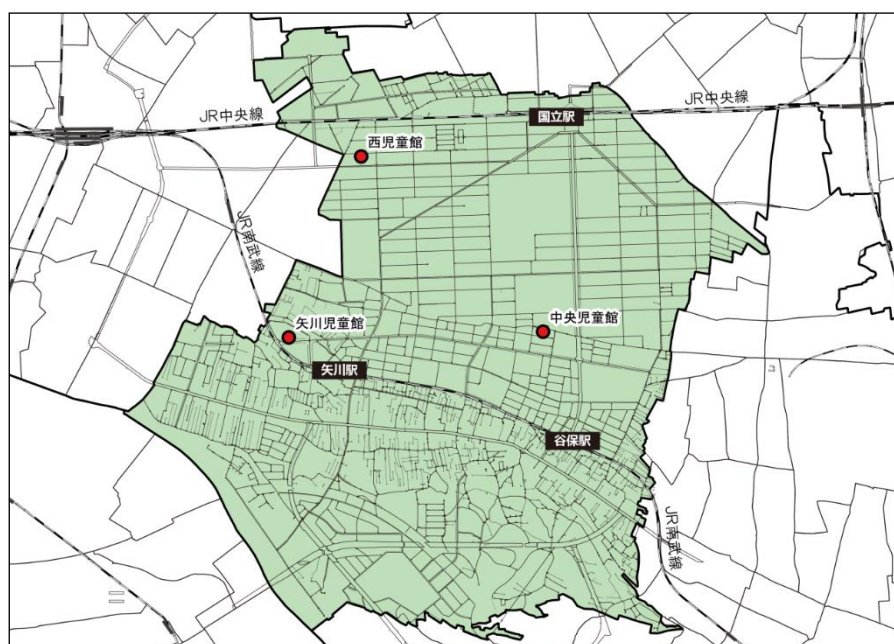
- ・大規模改修は保全計画上では 2031 年とされている。また、周辺にある第五小学校の建て替えが検討されており、その際には併設する中央学童の第五小学校への移転複合化の検討が必要になるが、併せて中央児童館の移転についても、富士見台のほかの公共施設全体の中で考える必要がある。

○矢川児童館

- ・矢川児童館は矢川プラスに移転複合化することとなっており、施設全体として地域の拠点としての性格を持つことが予想される。効果的な運営や新しい児童館像を模索して確立することが求められる。

○西児童館

- ・再編計画上の大規模改修が 2023 年に予定されているが、本施設を取り巻く環境として、第二小学校改築事業に伴い同校敷地内に二小児童対象の学童保育所が新設されることや、矢川プラスが開設されることなど、今後の運営に係る事業が重なる時期である。この時期を機会に児童館3館の機能や役割を検討し、本施設の在り方について方針を示すとともに、時代に合わせた施設機能についても併せて検討を行うこととする。
- そのため、方針等の議論が行われず、明確な方針が示されない場合は大規模改修を実施せず、中規模改修程度に留めることとする。



3) 学童保育所

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
学童保育所	中央学童保育所	1991				○	-
	東学童保育所	2009					-
	南学童保育所	2001					-
	北学童保育所	1990					-
	本町学童保育所	1990					-
	矢川学童保育所(六小校舎内)	1969					-
	西学童保育所	1982				○	-

(1) 基本的考え方

- ・財政健全化の取り組み方針・実施細目では、児童館及び学童保育所について「これまでの運営方法を検証するとともに、多摩25市等の実施状況を調査研究し検証したうえで運営のあり方を検討していく」とこととされています。当面は小学6年生までの受け入れ拡大を安定的に実施することを優先課題としていますが、今後は運営の在り方についての検討が必要となります。
- ・学校敷地外に立地している学童保育所は登所の安全性などから、学校敷地内への移転を検討することが重要です。

(2) アクションプラン

	第1期								第2期													
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039			
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
計画									東学童保育所 中規模修繕													
									設計		工事											
									北学童保育所建替え													
									設計		設計		工事		工事							
									本町学童保育所建替え													
									設計		設計		工事		工事							

(3) 方向性

○共通

- ・児童がいない時間帯の施設利用に関して、児童の私物や個人情報適切に管理したうえで、より幅広く子育て事業の運営や、その他活用などが出来るか検討を行う。

○中央学童保育所

- ・大規模改修は保全計画上では 2031 年とされている。また、周辺にある第五小学校の建て替えが検討されており、その際には第五小学校への移転複合化の検討が必要になるが、富士見台のほかの公共施設全体の中で考える必要がある。

○東学童保育所

- ・立地する学校の建て替え時には複合化の検討が必要となる。

○南学童保育所

- ・第七小学校の在り方に関する検討の際には、本施設についても検討の対象とし、学校施設との一体的な整備がされることを望む。

○北学童保育所

- ・外壁改修工事が予定されています。第四小学校の建替え時期などを考慮し、本施設の在り方について検討されることを望む。

○本町学童保育所

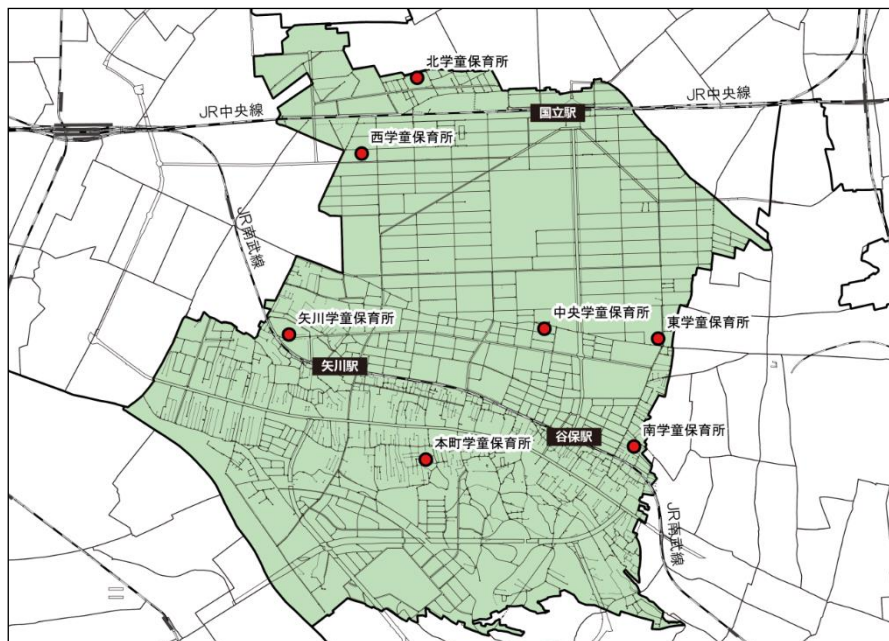
- ・立地する学校の建て替え時には複合化の検討が必要となる。

○矢川学童保育所

- ・2019(令和元)年度より第六小学校校舎内に移転した。今後は学校内に設置される学童保育所の運営と効果について検証を行い、本施設だけでなく、他の学童保育所の運営や更新時における方向性の検討に活用されることを望む。

○西学童保育所

- ・第二小学校へ通う児童の学童保育所は第二小学校の建て替えに合わせて移転することになっており、その際は、同時に移転複合化する西福祉館や学校との連携や今後の複合化への検証が必要である。



4) 子ども家庭支援センターなど

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
その他団育支援施設	子ども家庭支援センター	1974					-
	富士見台幼児施設	1976				○	-

(1) 基本的考え方

- ・子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる まちとなるため、子育て支援の充実に取り組みます。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期								第2期										
	2021 3	2022 4	2023 5	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15	2034 16	2035 17	2036 18	2037 19	2038 20	2039 21
計画	(保全計画上の予定なし)																		

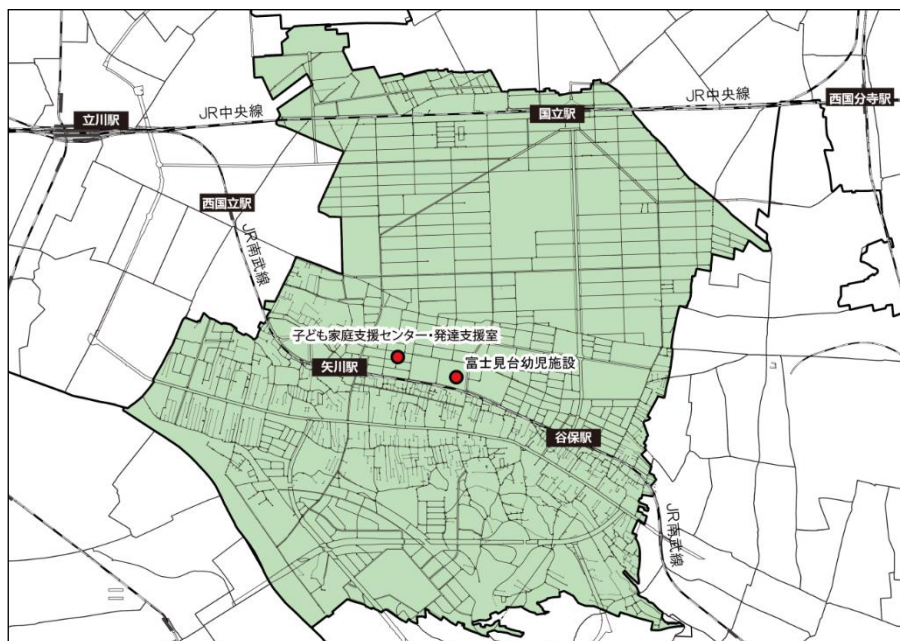
(3) 方向性

○子ども家庭支援センター

- ・子育てひろばは矢川プラス2階に、子ども家庭支援センター本体は市役所庁舎に移転することになっていますが、一体的に運用を行っていく。子育てひろばは、矢川プラス内の幼児教育センターや児童館、隣接する保育園との連携を進めていく。

○富士見台幼児施設

- ・保全計画上の残存耐用年数は15年を切っているが、国立富士見台団地の幼児教室が、認定こども園に移行し、新園舎が完成したため、旧幼児施設の今後については、富士見台まちづくりと連携して考えていく。



(8) コミュニティ関連施設

コミュニティ施設のうち、地域福祉館、地域集会所、地域防災センターはそれぞれの条例に基づき設置されているものの、日常における基本的な運営（マネジメント）方針は同様に整理されています。

その為、「(1) 基本的考え方」は地域単位のコミュニティ施設として、総括して扱います。

(1) 基本的考え方

- ・地域福祉館、地域集会所、地域防災センターは、各地域からの請願やそれまであった自治会集会所を市で公共施設化するなど、各々の経過から各地域に整備されてきました。その経緯から、所管条例や名称はそれぞれで類型化されていますが、地域の集会ニーズ、文化活動ニーズに応える施設として、同一組織において運営マネジメントを進めてきました。
- ・地域の人々が互いにつながり信頼関係を築く中でお互いに助け合う力が、行政課題をも解決する重要な基礎になります。このことから三類型施設だけでなく、学校と共に最も身近な施設として、日常的に市民が利用しやすい環境、施設機能について検討し、学校エリア地域のつながる力を増進させるとともに利用者の増加を図る必要があります。
- ・災害等の問題に対し、町内会が地縁組織として共助の役割を担ってきましたが、世帯が分散する中、世帯を基本とする町内会は、全国的に存続が難しいケースもでてきました。その一方で個人では解決できない問題は依然多く、地縁組織は普遍的に求められ、集会のニーズに応えつつける必要があります。
- ・現在、自治会等地域住民による組織が指定管理者となって受付、維持管理を行っていますが、高齢化や自治会への加入者低下などにより、運営の負担が課題となっています。地域住民の利用を優先的に可能としながらも、地域組織の在り様とともに、一体的管理など次の時代に向けた施設運営の方法について集会所機能を始めとして、コミュニティ施設全体について検討を始める必要があります。
- ・各施設は、集会所機能だけでなく避難所候補施設としての機能も有する、重要な施設です。このことから、施設間の距離などを十分に理解し、再編方針について検討する必要があります。

1) 地域福祉館

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
地域福祉館	青柳福祉センター	1975		○			○
	東福祉館	1978					○
	立東福祉館	1972					○
	西福祉館	1975					○
	北福祉館	1979					○

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期								第2期										
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画					東福祉館 外壁改修						青柳福祉センター 外壁改修			青柳福祉センター 中規模修繕					
					調査	工事					調査	工事		設計	工事				
					西福祉館													東福祉館 中規模修繕	
					移転後対応													設計	工事
					北福祉館 外壁改修						立東福祉館 外壁改修	立東福祉館 中規模修繕							北福祉館 中規模修繕
					調査	工事					調査	工事	設計	工事					設計

(3) 方向性

○青柳福祉センター

- ・他の福祉館と比較して規模が大きい施設であり、子ども達の利用も多くみられます。施設の室と機能について時代のニーズに合わせた転換についても検討を行い、必要な改修は保全計画における改修と併せて行う。

○東福祉館

- ・防災面でも地域の重要な施設である。保全計画上の耐用年までの使用を目標に、時代に即した機能となるよう終期までの改修計画を検討する。

○立東福祉館

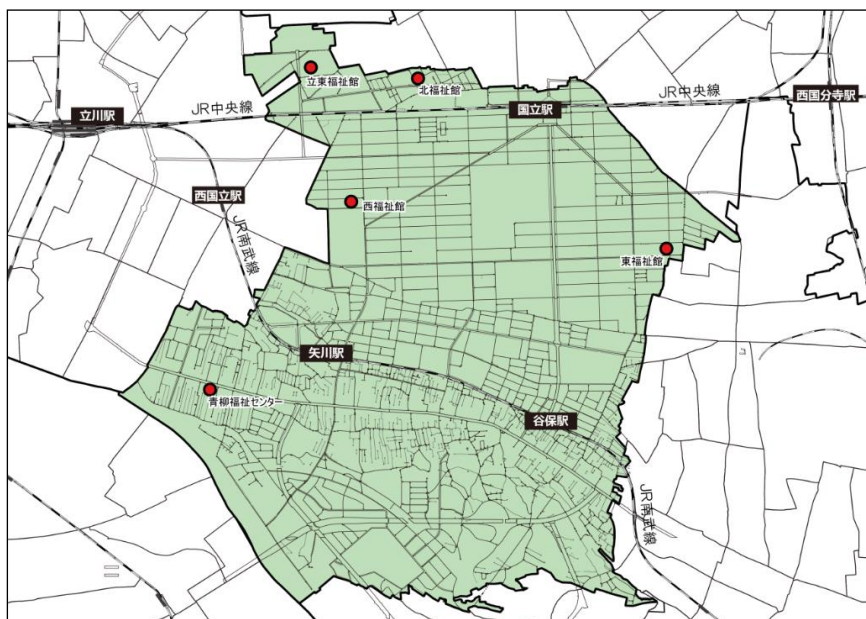
- ・これまで周辺住民のニーズに応えてきたことも考慮しながら、近隣住民の施設ニーズと現在の機能について整理を行い、必要に応じて改修計画を立てる。

○西福祉館

- ・新しいコミュニティ施設のモデルとして、施設機能を活かした運営と管理方法を十分に検討し、魅力的な施設の整備に努める。

○北福祉館

- ・第四小学校建替え時期までは現施設による運営を維持する。その間における施設の設備・機能については、これまでの周辺自治会の集会ニーズに応えてきたことも考慮しながら、現在のニーズと実態に即した改修計画を検討する。



2) 地域集会所

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
地域集会所	矢川集会所	1973					○
	中一丁目集会所	1984					○
	千丑集会所	1985					○
	坂下集会所	1990		○			○
	石神集会所	1990					○
	谷保東集会所	1991					○
	富士見台二丁目集会所	1996		○			○
	四軒在家福祉館	1973					○
	富士見台一丁目集会所	2003	○				○
	一本松公会堂	2015				○	○
	久保公会堂	1974					○
	南区公会堂	2012			○	○	○

(2) アクションプラン

	第1期									第2期										
	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
	令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画						千丑集会所 大規模改修 設計 工事					坂下集会所 大規模改修 設計 工事			四軒在家福祉館 中規模修繕 設計 工事						
											石神集会所 大規模改修 設計 工事							富士見台二丁目 集会所 大規模改修 設計 工事		
											谷保東集会所 大規模改修 設計 工事				一本松公会堂 中規模修繕 設計 工事					
											南区公会堂 中規模修繕 設計 工事				久保公会堂 中規模修繕 設計 工事					

(3) 方向性

○矢川集会所

- ・第1期期間中は現在の施設の保全に努める。しかし、建物が築後45年を経過していることと、周辺地域の集会ニーズを踏まえながら、第二中学校の建替え時期に合わせて、本施設の将来的な方向性も検討する。

○中一丁目集会所

- ・民間施設の一室を借りて運営している。周辺地域の集会ニーズを踏まえたうえで、施設所有者と将来的な施設の在り方について、定期的な意見交換を行いながら、管理・運営していく。

○千丑集会所

- ・周辺自治会のニーズに応えているが、アクセスの不便さや屋外スペースの狭さから地域外からの文化活動の利用が難しい状況である。そこで、築40年を迎え長寿命化の保全も必要となるため、それに合わせて施設機能の見直しを行い、施設利用者増加につながる検討を併せて行う。

○坂下集会所

- ・利用可能時間に対する利用件数が多い施設である。利用状況を把握しながら、施設機能について評価を行い、必要な改修を保全計画時期に併せて検討する。

○石神集会所

- ・ 周辺自治会のニーズに応えているが、アクセスの不便さや屋外スペースの狭さから地域外からの文化活動の利用が難しい状況である。そこで、築40年を迎え長寿命化の保全も必要となるため、それに合わせて施設機能の見直しを行い、施設利用者増加につながる検討を併せて行う。

○谷保東集会所

- ・ 集会所用途としては他の集会施設の平均同程度だが、図書館分室や調理室などを備えており、建物全体の規模は大きい施設である。周辺に市の公共施設が少ないことから、地域の拠点として求められる機能を見直し、必要な改修については保全計画の改修時期に併せて検討する。

○富士見台二丁目集会所

- ・ 施設機能を維持しながら、近隣の公共施設建替え時期に合わせて、周辺地域の集会ニーズを踏まえながら、複合化等の検討を行うことが望ましい。

○四軒在家福祉館

- ・ 施設の保全、時代に合わせた機能の在り方と共に、災害時の運営対応などの検討が必要。

○富士見台一丁目集会所

- ・ 現在の機能を維持させることに努めるが、建物所有者と将来的な施設の在り方・改修計画について定期的に意見交換を行う。

○一本松公会堂

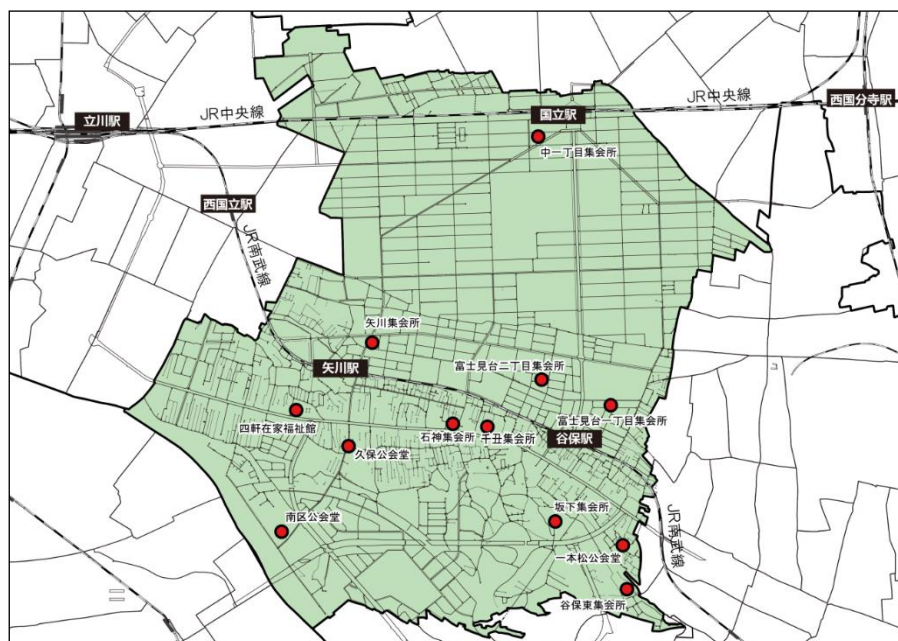
- ・ 施設の保全と共に、災害時の運営対応などの検討が必要。

○久保公会堂

- ・ 施設の保全、時代に合わせた機能の在り方と共に、災害時の運営対応などの検討が必要。

○南区公会堂

- ・ コミュニティ施設の中では最も施設利用件数が多い施設である。第1期終期には築後15年を迎えることから老朽化の現象が現れてくることが考えられるため、建物と設備の更新時期について検討を行い、施設所有者と改修時期について協議を行う。



3) 地域防災センター

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
地域防災センター	中平地域防災センター	1980		○			○
	東地域防災センター	1982					○
	下谷保地域防災センター	1984					○
	富士見台地域防災センター	1986		○			○
	中地域防災センター	1989					○

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期								第2期										
	2021 3	2022 4	2023 5	2024 6	2025 7	2026 8	2027 9	2028 10	2029 11	2030 12	2031 13	2032 14	2033 15	2034 16	2035 17	2036 18	2037 19	2038 20	2039 21
計画	中平防災センター 外壁改修 工事																		

(3) 方向性

○中平地域防災センター

- ・コミュニティ機能の面において、施設利用件数が少ない状況である。本施設のもう一つの目的であるコミュニティ活動の増進を図るためにも、利用しやすい環境・機能について検討を行う。

○東地域防災センター

- ・設備の老朽化対策について、他の施設と共に対応の方向性を検討する。

○下谷保地域防災センター

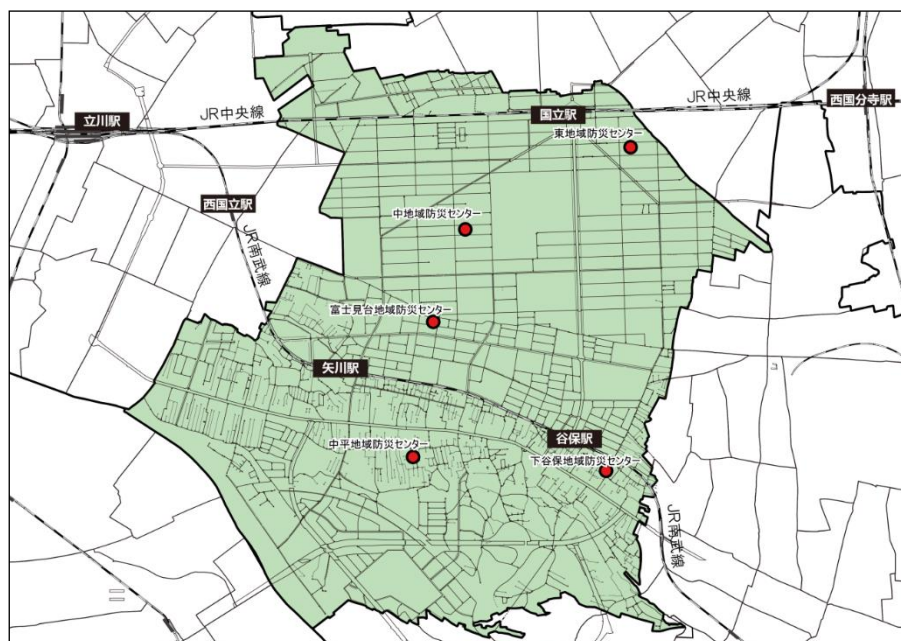
- ・第1期期間中は現施設の保全に努めるとともに、周辺地域の集会ニーズを踏まえながら、第七小学校の整備方針検討時期に併せて、本施設の在り方についても検討を行う。

○富士見台地域防災センター

- ・二中建替え事業の検討に合わせて、周辺地域の集会ニーズを踏まえながら学校施設への移転の可能性を検討する。2026年に大規模改修が予定されているが、検討結果が出るまでは実施しない。

○中地域防災センター

- ・第1期期間中は現施設の保全に努めるとともに、コミュニティ施設としての機能について今後の在り方について検討を行う。



4) 市民プラザ

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
市民プラザ	北市民プラザ	1997			○		-
	南市民プラザ	1997			○		-
	くにたち駅前市民プラザ	2018				○	-

(1) 基本的考え方

- ・ 市内全域からの集会、文化・スポーツ活動の促進に寄与しています。市民への行政サービスの向上を図るため、適切な保全に努めるとともに、施設全体の魅力を高めるため、各機能との連携を強め運営していくことが望まれます。
- ・ 貸室について、現在も高い利用状況ですが予約受付が平日昼間のみであり、受付環境は必ずしも良いとは言えない状況です。集会所に先駆けて、インターネット受付の導入も検討するなど時代に即した運営が必要です。

(2) アクションプラン

西暦 令和	第1期							第2期											
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計画																		駅前市民プラザ 中規模修繕 設計 工事	

(3) 方向性

○北市民プラザ

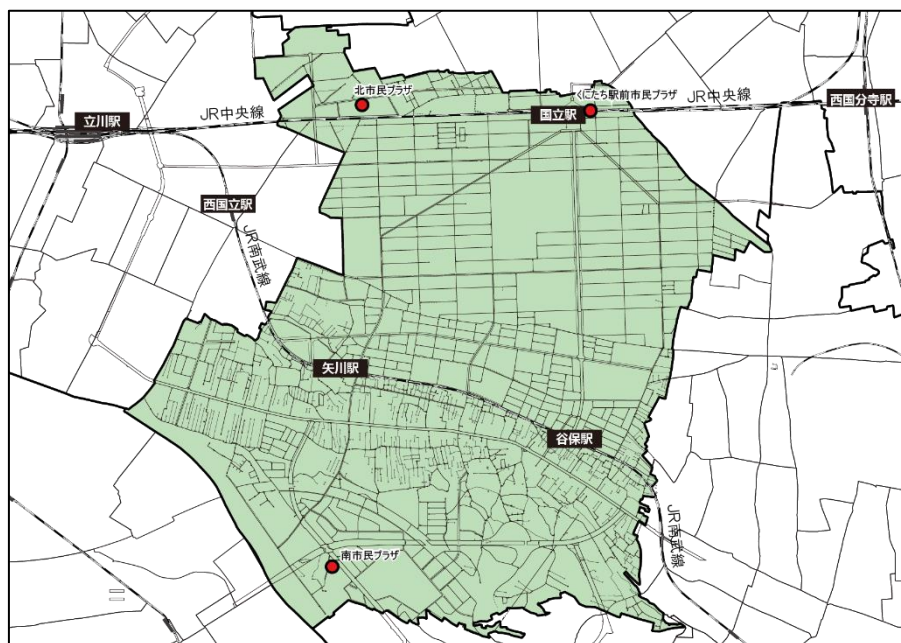
- ・ 市施設の中でも多目的な利用が可能な施設であり、大人だけでなく、高校生などの利用促進にも努め、施設の魅力を高める事業の検討を行う。

○南市民プラザ

- ・ プラザエリア、図書館、トレーニングルームが連携を強化した運営の在り方について検討する。
- ・ 調理実習室の稼働が低い状況であることから、施設の在り方について検討する。

○くにたち駅前市民プラザ

- ・ 予約エリア以外の利用が高いことから、引き続き、市民が利用しやすい環境の確保に努める。

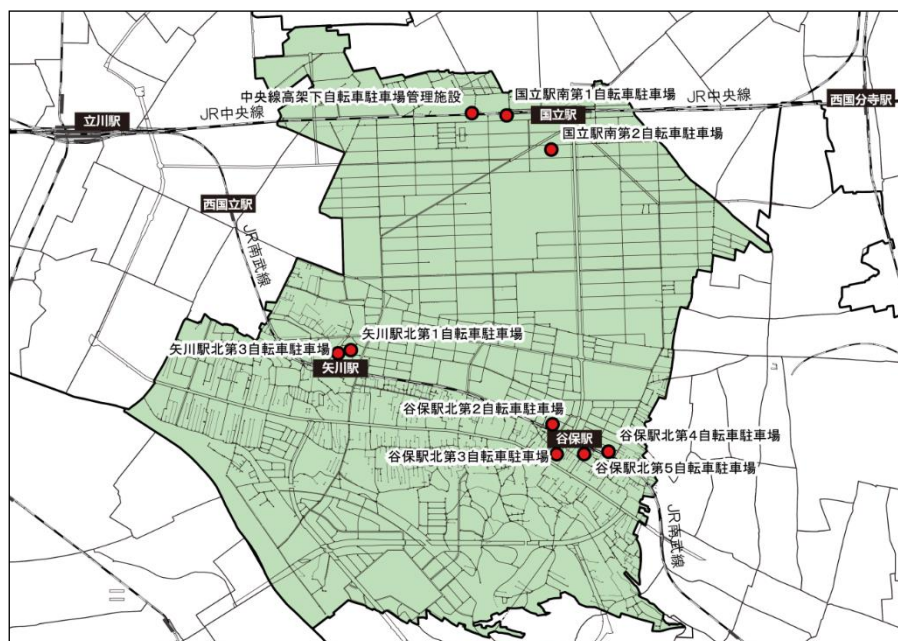


用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
自転車駐車場	中央線高架下自転車駐車場管理施設	2014				○	-
	国立駅南第1自転車駐車場	2017				○	-
	国立駅南第2自転車駐車場	1985					-
	矢川駅北第1自転車駐車場	1988		○			-
	矢川駅北第3自転車駐車場	1994		○			-
	谷保駅北第2自転車駐車場	1989		○			-
	谷保駅北第3自転車駐車場	2002		○			-
	谷保駅北第4自転車駐車場	1995		○			-
	谷保駅北第5自転車駐車場	1999		○			-

- | |
|--------------|
| (2) アクションプラン |
|--------------|

(3) 方向性

- 115



2) 公衆便所

用途	施設名	建設年度	有償		無償		指定管理
			借家	借地	借家	借地	
公衆便所	谷保第一公園公衆便所	1989					-
	谷保第二公園公衆便所	1991					-
	谷保第三公園公衆便所	2002					-
	谷保第四公園公衆便所	1989					-
	谷保第五公園公衆便所	1991					-
	谷保第六公園公衆便所	1990					-
	矢川上公園公衆便所	1981					-
	河川敷公園倉庫及び公衆便所	1980				○	-
	矢川いこいの広場公衆便所	1992				○	-
	浄水公園公衆便所	1982				○	-
	東児童公園公衆便所	1993				○	-
	流域下水道処理場広場管理棟	1981				○	-
	寺之下親水公園公衆便所	2000					-
	北第一公園公衆便所	1996					-
	泉第二遊園公衆便所	2007				○	-
	城山公園公衆便所	2014					-
	国立駅南口公衆便所	2004					-

(1) 基本的考え方

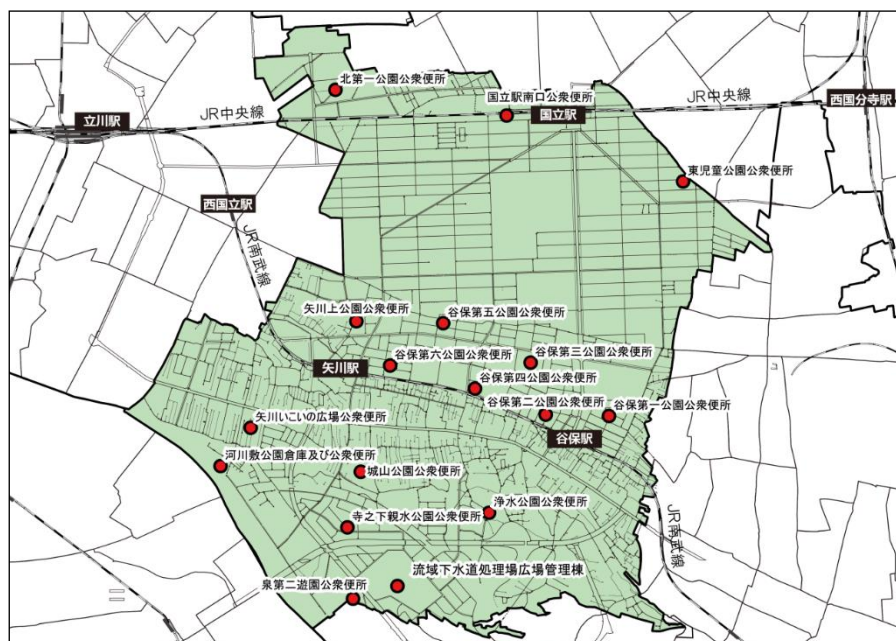
- ・ コンビニエンスストアの増加など、公衆便所を設置した当時とは社会情勢が変化してきており、残存耐用年数を踏まえた、配置などの検討が将来的には必要です。
- ・ 改修時には、災害時に誰もが不便なく利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から誰もが利用しやすい公衆便所にしていく検討が重要です。

(2) アクションプラン

公衆便所の改修計画については、公園に関する更新計画(『(仮称)公園施設長寿命化計画』(2021年度策定予定))において示します。

(3) 方向性

- ・ 多くの施設の残存耐用年数は40年以上あり、適切に維持管理しながら、バリアフリーの推進など社会情勢に応じた改修が必要である。



3) その他

用途	施設名	建設 年度	有償		無償		指定 管理
			借家	借地	借家	借地	
その他	国立市南部中継ポンプ場	1989					-
	資材置場	1990		○			-
	シルバー人材センター作業所	1980		○			-
	旧国立駅舎部材保管庫	2006					-
	谷保駅跨線橋	1974				○	-
	矢川駅跨線橋	2011					-
	慰霊堂	1972					-
	用地管理用倉庫	1998					-

※シルバー人材センター作業所は、2021 年より同センター管理による施設管理・運営となる予定であることから、本計画の対象外とします。

(1) 基本的考え方

- ・ どの施設も規模は小さいながらも、非常に必要な役割を担っており、施設の稼働が停止しないよう維持管理に努めていく必要があります。
- ・ 跨線橋は市の所有でありながら、その改修の際には JR 東日本と期間に余裕を持った、綿密な協議が必要になってきます。市の改修計画を伝えながら、協議開始時期を早い段階から検討・合意しておく必要があります。

(2) アクションプラン

	第1期							第2期												
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
計画	矢川プラス 新築工事																			
	工事	工事																		

(3) 方向性

○南部中継ポンプ場

- ・ インフラとして必要不可欠であることから、適切な維持管理が必要である。具体的行動は下水道ストックマネジメントにおいて行う。

○資材置き場

- ・ 有償借地の解消の視点から、対応可能な他の市有地がある場合は移転を進める。

○旧国立駅舎部材保管庫

- ・ 旧国立駅舎は再築されており、他機能としての活用について検討を行う。

○谷保駅跨線橋、矢川駅跨線橋

- ・ インフラとして必要不可欠であることから、適切な維持管理を行っていく。
多くの人通りがあることから広告料など、さらなる歳入確保の検討を行う。

○慰霊堂

- ・ 規模は小さいながらも必要な施設であることから、適切に維持管理していく。

○用地管理用倉庫

- ・ 適切に管理するとともに、必要性について見直し、対応を図る。



